

衆議院

内閣委員会 議 録 第 十 六 号

平成十三年六月八日(金曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 横路 孝弘君

理事 逢沢 一郎君 理事 小野 晋也君

理事 古賀 正浩君 理事 西川 公也君

理事 島 聡君 理事 中沢 健次君

理事 河合 正智君 理事 塩田 晋君

理事 岩崎 忠夫君 理事 龜井 久興君

理事 川崎 二郎君 理事 倉田 雅年君

理事 阪上 善秀君 理事 実川 幸夫君

理事 菅 義偉君 理事 竹本 直一君

理事 谷川 和穂君 理事 近岡理一郎君

理事 三ッ林隆志君 理事 渡辺 具能君

理事 渡辺 博道君 理事 井上 和雄君

理事 石毛 鏡子君 理事 大石 尚子君

理事 大島 章宏君 理事 細川 律夫君

理事 山花 郁夫君 理事 山元 勉君

理事 太田 昭宏君 理事 田端 正広君

理事 松本 善明君 理事 北川れん子君

理事 重野 安正君

議員 太田 誠一君

議員 若松 謙維君

議員 福田 康夫君

議員 村井 仁君

議員 竹中 平蔵君

議員 石原 伸晃君

議員 尾身 幸次君

議員 仲村 正治君

議員 松下 忠洋君

議員 内閣府副大臣

議員 内閣府副大臣

議員 内閣府副大臣

議員 内閣府副大臣

議員 内閣府副大臣

議員 内閣府副大臣

議員 内閣府副大臣

議員 内閣府副大臣

議員 内閣府副大臣

外務副大臣 杉浦 正健君
経済産業副大臣 古屋 圭司君
内閣府大臣政務官 阪上 善秀君
内閣府大臣政務官 渡辺 博道君
文部科学大臣政務官 水島 裕君
政府特別補佐人 中島 忠能君
(人事院総裁) 石野 秀世君
会計検査院事務総局第一局長 坂東眞理子君
政府参考人 (内閣府男女共同参画局長) 田中 節夫君
政府参考人 (警察庁長官) 五十嵐忠行君
政府参考人 (警察庁刑事局長) 漆間 巖君
政府参考人 (警察庁警備局長) 岩田喜美枝君
政府参考人 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長) 大井 篤君
政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 新倉 紀一君
内閣委員会専門員

委員の異動

六月八日

辞任

小西 哲君

實川 幸夫君

宮澤 喜一君

井上 和雄君

太田 昭宏君

北川れん子君

同日

辞任

倉田 雅年君

菅 義偉君

補欠選任

小西 哲君

実川 幸夫君

菅 義偉君

六月八日
慰安婦問題の戦後責任を果たすための立法措置に関する諸議(川田悦子君紹介)(第二四六二号)
同(北川れん子君紹介)(第二四六三号)
同(土井たか子君紹介)(第二四九〇号)
同(北川れん子君紹介)(第二四九一〇号)
同(土井たか子君紹介)(第二四九一〇号)
同(北川れん子君紹介)(第二五〇八号)
同(土井たか子君紹介)(第二五〇九号)
同(土井たか子君紹介)(第二五〇九号)
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
会計検査院当局者出頭要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
特殊法人等改革基本法案(太田誠一君外四名提出、第百五十回国会衆議院第一六号)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)(参議院送付)
国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案起草の件
内閣の重要政策に関する件
栄典及び公式制度に関する件
男女共同参画社会の形成の促進に関する件
国民生活の安定及び向上に関する件
警察に関する件

法人等改革基本法案を議題といたします。
本案に対する質疑は、去る六日既に終局いたしております。
この際、本案に対し、島聡君から修正案が提出されております。
提出者から趣旨の説明を聴取いたします。島聡君。
特殊法人等改革基本法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕
○島委員 島聡でございます。
私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました特殊法人等改革基本法案に対する修正案につきまして、その提案の趣旨及び概要について御説明を申し上げます。
与党提案の特殊法人等改革基本法案につきましては、本委員会の審査を通じて、特殊法人等の改革が喫緊の重要課題であるとしながらも、集中改革期間が五年間と長過ぎること、基本理念が不明確であり、改革の方向性が全く見えないこと、特殊法人等の抜本的な改革に当たり、関係者の雇用の確保を図ることが必要であるにもかかわらず、雇用の確保に関する規定がないこと、特殊法人等の大きな問題の一つである特殊法人等の役員報酬及び退職手当の適正化に関する規定がないことの問題点が明らかとなりました。そこで、これらの問題点を是正するため、本修正案を提出した次第であります。
次に、本修正案の概要につきまして御説明申し上げます。
第一に、集中改革期間の短縮であります。
集中改革期間を二年間短縮し、この法律の施行の日から平成十六年三月三十一日までの期間に改めることとしております。

第二に、基本理念の見直しであります。

基本理念について、特殊法人等の改革は、各特殊法人等の組織及び事業について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、特殊法人等の事業とする必要性が失われ、または減少しているものについてはできる限り民間にゆだね、または廃止し、その他のものについては独立行政法人を活用し、または政府がみずから行うこととするともに、その事業運営の効率化を図ることを基本として行われるものとする旨の規定に改めることとしております。

第三に、雇用の安定に関する規定の追加であります。

先ほどから雇用、雇用とおっしゃっておりますが、これが私どもが重視するところでございまして、政府は、特殊法人等整理合理化計画を実施するに当たっては、特殊法人等の職員の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるものときちんと明記することとしております。

第四に、特殊法人等の職員の報酬及び退職手当の適正化であります。

特殊法人等の職員の報酬及び退職手当については、一般職の国家公務員の給与及び退職手当との均衡に留意し、その適正化を図るために必要な措置が講ぜられるものとしております。

その他、所要の規定の整理を行うこととしております。

以上が、本修正案を提出する趣旨及び概要であります。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、説明を終わります。(拍手)

○横路委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○横路委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。小野晋也君。

○小野委員 私は、自由民主党、公明党を代表し

て、民主党提案の特殊法人等改革基本法案に対する修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

この修正案は、原案に定める特殊法人等の集中改革期間を短縮するとともに、基本理念を改めるほか、雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるとともに、職員の報酬及び退職手当の適正化を図るべき旨の規定を加える修正を行うものであります。第一に、集中改革期間の短縮についてであります。

特殊法人等改革については、現在、事務事業の徹底した見直しを行っているところであり、組織形態についても、この作業を踏まえ、廃止、民営化、独立行政法人への移行等抜本的な見直しを行うこととしております。これらの事業見直し、組織形態の見直しを終了するまでには、そのための法律改正、資産や負債等の処分、関係者との調整、職員の雇用問題の処理等について五年程度の期間が必要と考えており、その判断に従って、原案においては集中改革期間を五年と定めたものであります。これをさらに短縮することは実質的に困難であり、修正案は非現実的と思われまます。

第二に、基本理念についてであります。

原案の基本理念においては、特殊法人等改革を行うに当たつての基本的考え方を記述したものであります。修正案は、特殊法人等改革を行い、事務事業及び組織形態を見直した後の結果を記述しているにすぎず、基本理念として記述する内容としては不適切と考えます。

第三に、雇用の安定についてであります。

特殊法人等の改革の具体的内容については、これから本法案に基づいて行われる事務事業及び組織形態の見直しの結果明らかになるものであり、特殊法人等改革の最終的な姿が確定していない段階で雇用の安定を図るため必要な措置を講ずることを本法案に盛り込むことは、今後進められる特殊法人等改革の作業に支障を及ぼす可能性もあります。したがって、修正案は不適切と考えます。

第四に、職員の報酬及び退職手当の適正化についてであります。

特殊法人等の給与、退職金については、行政改革大綱において、事業、組織形態の見直し等を通じて、民間及び業績等に留意しつつそのあり方を見直し、十三年度中に所要の調整を行うとされております。自由民主党、公明党、保守党ともこの大綱の方針を承しております。一般職の国家公務員の給与及び退職手当との均衡のみに留意することとするの修正案は不適切と考えます。

以上から、民主党提案の修正案に反対するものであります。

なお、原案については、特殊法人等改革そのものに係る基本理念や国の責務等について明確に定めており、まことに時宜を得たものであつて、適切かつ妥当なもので、賛成するものであります。

○横路委員長 塩田晋君。

○塩田委員 自由党の塩田晋でございます。

私は、ただいま自民、公明、保守党から提案のありました特殊法人等改革基本法案に反対、民主党提案の同修正案に対して反対の立場から討論を行います。

戦後、数多くの特殊法人が、民間の活動を補完するために設立されてまいりました。しかし、民間経済が発達した今日においては、特殊法人が果たしている役割よりも、特殊法人が民業を圧迫していることや、事業が非効率であるなどの弊害の方がより多く見受けられてきております。また、たびたび汚職事件などでマスコミ等をにぎわし、一部の特殊法人においては、官公庁の高級官僚の天下り先となり、政官業癒着の温床となつていたケースも少なくありません。

このように、民間経済が発達した現状を踏まえると、肥大化し、硬直化した行政機構は早急に改革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効果的に果たすことができるように変革すべきであります。そのためには、特殊法人の廃止、統合及び民営化を早急に行う必要があります。

しかし、自民、公明、保守党提案の特殊法人等改革基本法案においては、五年間の集中改革期間に特殊法人等整理合理化計画を定め、それぞれの特殊法人のあり方を検討し、実施することとしておりますが、何らこれは特殊法人の整理合理化のための実効性はないのであります。

自由党が提案した特殊法人の整理及び合理化に関する法律案は、特殊法人の原則廃止、必要なものは統合及び民営化、並びに特殊法人の役員及び職員の削減に関し必要な措置を明確に定めており、その完全実施期限を法律の施行の日から三年を経過する間としていたため、特殊法人の整理合理化が早急に実施できるものであります。

以上の点から、私は、自民、公明、保守党提案の特殊法人等改革基本法案に反対いたします。

また、民主党提案の同法修正案についても、改善であると思いますが、残念ながら抜本的な改革案ではないため、反対の意見を表明して、私の討論を終わります。

○横路委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 私は、日本共産党を代表して、特殊法人等改革基本法案に対し、反対の討論を行います。

反対の理由は、本法案が進める特殊法人改革は、改革を理由に、国民生活関連分野の住宅、国民・中小企業への金融、奨学金など国民の基本的人権にかかわる事業の縮小、切り捨てにつながる一方、大銀行やゼネコンなど財界の利益を最優先するものとなるからであります。

我が党は、特殊法人改革は、むだや放漫経営、腐敗構造に徹底的にメスを入れ、その上で不要な特殊法人は解散させることも当然だと考えております。同時に、国民生活に必要な特殊法人は、その公共的責任にふさわしく、民主的に改革する必要があると考えております。そのためには、国民生活に関する分野をしつかり守り、その上でむだな浪費を徹底的に洗い出し、事業や組織を思い切つて縮小、廃止することが必要であります。

小泉首相は、郵政事業の民営化や国立大学の民

営化を主張しております。郵政事業の民営化は、非効率で高コストの小包預貯金や郵便の地方サービスを切り捨てます。このことはJRのローカル線廃止で証明済みであります。国立大学の民営化は、高等教育に対する国の責任放棄であります。

法案の目的は、今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえて改革を推進することを明記しておりますが、これは、大型公共事業温存の巨大公共事業官庁を設立する一方、国立病院、国立大学などを独立行政法人化して、国民の医療や教育を国の直接責任から切り離す路線の踏襲であります。

また、基本理念は、見直しの観点として、事業目的の達成程度、事業を民間にゆだねることの適否、その事業の便益を直接または間接に受ける国民の範囲及び当該便益の内容の妥当性などを明記しております。しかし、これらの項目は、これまで政府が公共住宅部門や国立病院から撤退するときに使われた理由と全く合致するものであります。

政府は、今年度から本四公団に八百億円を税金投入いたしました。さらに、道路公団、関西空港などへの税金投入も検討されております。乱脈経営の責任をあいまいにしたまま大型公共事業の破綻を国民に償わせるものであります。

大銀行やセネコンを利用する行革ではなく、国民の生活、暮らしを中心に据えた行革を進める、そのために公共事業に五十兆、社会保障に二十兆という逆立ち予算を改めることを強く要求いたします。

なお、民主党修正案は、考え方が違うということとを申し上げまして、討論を終わります。

○横路委員長 これにて討論は終局いたしました。

○横路委員長 これより採決に入ります。
第百五十回国会、太田誠一君外四名提出、特殊法人等改革基本法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、鳥聴君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○横路委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○横路委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○横路委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、小野晋也君外三名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。河合正智君。

○河合委員 ただいま議題となりました自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

特殊法人等改革基本法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 特殊法人等改革の推進に当たっては、平成十二年十二月一日に閣議決定された行政改革大綱を踏まえ、これとの整合性を図るよう十分配慮すること。

一 特殊法人等の改革に当たっては、その事業が、独自の事業等について、その効率性、合理性等を図る観点から実施されていること等にかんがみ、その事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的見直しを行うこと。

一 特殊法人等の事業及び組織形態の抜本的見直しに当たっては、政治主導の下に、特殊法人等の個々の事業について、その目的、事業

内容、中長期的な経営分析などの検証を十分に行った上で、特殊法人等の改革が円滑に推進できるよう万全の措置を講ずること。

一 特殊法人等改革の推進に当たっては、国民の期待に応えられるよう、いわゆる天下り問題について、役員の経営責任の明確化、給与・退職金及び役員人事等の適正化を図るとともに、特殊法人等の透明性を確保するため、財務内容等の情報公開及び業績評価システムの整備を推進すること。

一 特殊法人等の改革の推進に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との良好な労働関係に配慮するとともに、関係職員団体の理解を求めつつ、その雇用の安定に配慮すること。

本法案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっていることと存じますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○横路委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○横路委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。石原国務大臣。

○石原国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を踏まえまして配慮させていただきたいと考えております。

○横路委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○横路委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○横路委員長 次に、栄典及び公式制度に関する件について調査を進めます。

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得た次第であります。

それでは、本起草案の趣旨及び内容につきまして、私からその概要を御説明申し上げます。

御承知のように、最近における我が国経済の成熟化に伴い、近年、国民の意識、価値観も著しく多様化し、国民の生活も、より個性的で、よりゆとりのある豊かさを求めるようになってまいりました。このような社会経済情勢の変化に対応して、国民の余暇の過ごし方も、スポーツや旅行あるいはボランティア活動への参加など、その範囲は幅広く多種多様なものへと変化してまいっております。

こうした中、このような余暇活動をより一層充実させるため、第百四十三回国会において、成人の日及び体育の日をそれぞれ一月及び十月の第二月曜日と指定し、連休化したところであり、今、今回、さらに国民の間から、特定の曜日を国民の祝日に指定し、連休化させようとする機運が高まっております。

本案は、このような現状にかんがみ、よりゆとりのある国民生活の実現に資するため、国民の祝日に関する法律及び老人福祉法を改正し、七月二十日の海の日及び九月十五日の敬老の日をそれぞれ七月及び九月の第三月曜日とし、また、九月十五日を老人の日とし、同日から同月二十一日までを老人週間としようとするものであります。

このように、今回、海の日及び敬老の日を連休化する事は、国民の余暇活動の機会がますます増大し、生活の楽しさ、豊かさをより一層充実させることにつながるものと、平成十四年度から完全学校週五日制の実施が予定されていることも相まって、敬老の日における祖父母などを訪問する機会も増大するなど、家族のきずなをより一層深めることもできるようになると思われま

す。

また、年末年始やお盆の時期に集中する旅行や帰省等が分散されることにより、道路などの混雑の緩和が期待されるとともに、余暇活動などが活発化することにより、大きな経済波及効果も見込まれるところであります。

以上、申し述べましたところから、この際、本改正を行いますことは、まことに時宜に適した措置であると考え次第であります。

なお、この法律は、平成十五年一月一日から施行することといたしております。ただし、老人の日及び老人週間についての規定は、平成十四年一月一日から施行することといたしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○横路委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○横路委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○横路委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○横路委員長 次に、内閣の重要政策に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君、警察庁長官田中節夫君、警察庁刑事局長五十嵐忠行君、警察庁警備局長漆間巖君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長大井篤君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第一局長石野秀世君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○横路委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○横路委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺具能君。

○渡辺(具)委員 自民党の渡辺具能でございます。

今、石原大臣におかれては、行政改革あるいは公務員制度の改革に対して必死の思いで取り組まれておられます。その中の一つのパーツの問題ではありますけれども、きょうは、技術系職員、いわば我々技官と云っておりますが、技官の活用の問題あるいは処遇の問題についてお伺いしたいと思います。

我が国は、資源もなし、国土も狭いわけで、これからの生きる道は科学技術だと言われております。確かに、民間でも新しい技術というものを非常に大切に思っております。いろいろな新しい工夫を得るために技術開発を進めております。そして、そういう新しい技術をアウトプットするエ

ンジンニアというものの対しても、大変大切に取扱っているわけであります。

ところが、技術立国を標榜する政府の組織はどうかというところ、まことにお粗末になっている現状があるわけでございます。

例えば、資料によりますと、一部上場の会社の役員について調べてみたら、実業界では三〇％ぐらいが理系をバックグラウンドにする方が頑張っております。ところが、それに対して、役所の中では、例えば局長以上に限って理系の割合を見ると、わずか十数％しかない。ここに全く大きなギャップ、格差がある。私は、技術立国を標榜する割には、官庁組織において技術系の職員がいかにしろにされておるのではないかと云うふうに思っております。

まず、官庁組織において技官というものをどういうふうに考えているか、具体的には後でいろいろ御質問させていただきますので、最初に理念だけを簡単に答えたいだけだと思います。

○石原国務大臣 渡辺委員の御質問にお答えしたいと思っております。

今渡辺委員が示されました表を見まして、本当にないがしろにされているなど、数字を見まして率直な印象を持ったところでもございます。

もう委員既に御承知のことだと思いますが、一九九〇年の冷戦の崩壊によりまして、ボーダーレス、グローバル化が社会、経済を通じて世界の潮流となつてきている中で、行政の側も、そのニーズにこたえらるべき高度の知識、またそういうことにこたえられるテクノロジーを持った人材が非常に求められているような気がいたします。

そんな中、今委員御指摘のように、技術系の職員についてはもちろんのこと、このほか、法律とか経済等の知識を持つ事務系の職員についても、多様なタレント、才能、資質というものを持った人材の確保が現在公務員制度全体の中で重要になつてきている。そんな中で、技術系と言われる方々の位置も、おのずと求められているものは前よりも増しているのではないかと、こんなことを感

じているところでございます。

○渡辺(具)委員 技術系の職員に対する期待は今後もあるということが基本的なお答えだったと思

います。

私は、人事の要諦は、やはり適材適所だということに思っています。役所ですから、仕事柄事務系の人の仕事が多いかもしれないというふうには思うのですが、しかし、行政改革を進めなきゃいけないという時代では、技官の、自然科学をバックグラウンドにするエンジニアの働き場所というのは案外あるんじゃないかと思つていまして、すみません、エンジニアというのは、人より一秒でも速く走れるもの、新しいものをつくらなければ意味がないというふうに考えるわけでして、そういう意味では、改革をするということについては案外向いている面も持っているんじゃないかというふうに私は思うのです。

ところが、今の現状は、技官の活用といえますか、処遇については非常にお粗末であります。私も、三十三年、旧運輸省で技官として仕事をさせていただきました。幸いにいいプロジェクトにも恵まれました。いい人間関係の中で、事務官の方とも仲よくしながら仕事をしていたわけですが、けれども、しかし一方では、技官の処遇改善という問題について、私もインボルブされて、案外そういう仕事は長かったわけですが、けれども、そういう場面に遭遇すると、事務官一人一人はい方なんだけれども、自分らのテリトリーを守つて、なかなか技官に対してそういう処遇の面では配慮をしてくれない、そういう状況であります。

その結果、旧運輸省では、課長に就任した人たちの年次も事務系に比べて四、五年おくれでありますし、あるいは農水省の関係でも、例えば10Gの在職の年次が、幅が、技術系は十年ぐらいありますけれども、事務系は四年ぐらいしかありません。そういうことではありますし、きょうは資料もお配りさせていただいていますが、「法文系・技術系別のポスト数」を見ていただくとわかるのですけれども、採用は技官の方が多いのですよね。六割近

くが技術系である。ところが、さつき言いましたように、これが局長級ぐらいになると途端に一三%になってしまふ。ということは、いかに処遇の面で冷遇されているかということがわかるわけです。

もつと具体的に、もう一つの紙、二枚目の紙を見ていただくと、これは全技懇という組織が出した資料を私なりにわかりやすく直したのですけれども、これを見ると、下は事務官ですが、事務官はきちんと昇進していくのです。一年で全部整合性を持たせて、一年次だけは、例えば、指定職と11Gと格差のある年次がありますけれども、あとはきれいにきちんとして、見事に昇進していくわけですね。私は、人事管理上は、本当に審査をしているならば、こういうパターンではむしろいいのではないかと思うのです。

ところが、技官の方を見ていただくと、物すごい幅があつて、同じ年次であつても上から下まである。これの方が本来の人事管理なのかもしれないが、これを例えば二十七年次、二十八年次のあたりで見ると、10Gの人がいるにもかかわらず、事務官の方は全部指定職になっている。つまり、二ランクほど技官は冷遇されている。私もその改善に大変努力をしてきたのですけれども、なかなか厳しい中でやはり現実はこのとおりです。

そういうおぞましい現実があるわけでございしますが、いわゆる技官の処遇の改善に向けて、大臣はどのように受けとめ、今後、どのように改善をしていくつもりなのか、その辺について伺いたいと思います。

○石原国務大臣 渡辺委員の御質問にお答えいたします。

今、渡辺委員が整理をしていただきました表を見ますと、委員と同じ感想を実は私持ちまして、事務系の方の昇進は、まさに年功序列、画一的で、適材適所、能力というものを配慮していないということが一目瞭然。そして、その一方で技術系については、年代においても事務系の方に比べてやはり昇進のスピードが劣っているケースもある。

る。

これをどういう原因かということとは、ちょっと一概には言えないと思うのですけれども、やはり先ほど委員御指摘のとおり、事務系の方と長い官僚生活の中で親しくはさせてもらつたけれども、事務系の方々も事務系のテリトリーを守ろうとする。その一方で、いわゆる技官と言われる方々についても、専門分野ごとの採用ということもございまして、そこである意味での人事グループをつくってタコつばに入っていく。そういうことによつて生じている面もあるのではないかなというふうな感想を私は持つております。

今回の公務員制度改革においては、委員御指摘のように、適切な人事運用が行われることを通じて、公務員の方、特に技官の方等の持つていける能力を最大限発揮して、強い使命感を持つて働けるような制度が実現できるように、現在検討を進めているところでもございます。

そんな中で、技官と言われる方々の処遇の問題につきましても、事務官、技官の別などの採用区分にとらわれない新しい人事システムの確立が、私も委員と同様に重要ではないかと考えており、適材適所の任用や能力に応じた、この表を見る限り、どうも能力というよりも年功序列、過去の踏襲というふうな気がいたしますので、能力に応じた処遇が図られるように、これから積極的に、党の方々、また与党の方々と、また委員会でも御議論いただいて取り組んでまいりたい、こんなふうな考えでおります。

○渡辺(具)委員 ただいま大臣もおっしゃったように、それぞれのグループがなかなかオーブンになつていないというところが問題だろうと思うのです。確かに、技官サイドも問題がないわけではない。私もよくわかるのです。視野が狭いとか、その専門の分野に埋没してしまつたとか、そういうことも確かにあるわけですが、しかし一方では、技官は、入省するときは、まさかそんな大きな差があると思つて入つておられるわけではないのです。やはり一種の試験を受けて一種として入つておる。

わけです。そうすると、入つてこういう状況に遭遇すると、非常にデイスカレッジされてやる気を失うということもあるわけですね。

一種として採用するからには、やはりちゃんとした人事管理をすべきだというふうに思うのです。確かに、技官の採用人数が多過ぎるとか、そういうこともあろうかと思うのです。しかし、この処遇の悪さが一方ではタコつばに入り込んでいゝるのです。処遇改善が図られないならばせめて自分のところの仕事だけは確保したい、そういう思いでタコつばに入っていくというようなこともあるのではないかというふうに私は思うのです。

それで、技官の処遇がどうすればよくなるかという一つの問題点に、処遇を決める担当部署、例えば人事課であつたり官房長であつたり、そういう方々が処遇の一番担当者なのですけれども、こういう方々は全部事務官なのです。技官はそこにお願ひをするという関係でございまして、私も今改めて調べたのですけれども、官房長十二名のうち、技術系の職員は文科省に一人おられるのでございます。これは昔の科技厅の御出身の方だろふと思うのです。人事課長は、今各省に十五人おられるのですが、一人もおられないのです。民間企業では、技術系の職員だつて人事課長になつたり人事部長になつたりしている人がいます。そういう目で人事管理をしなければいかぬ面だつてあるわけですね。私は、こういうふうなところに問題が一つあるのではないかとこのうに大変強く思つておるわけです。

例えば、石原大臣のもとで行政改革推進事務局というのがあります。私は人間を数えたら、あそこ四十名、五十名おられました。その中で技官が何名いるかと思つて、見ました。恐らく、私役所に聞いたわけではないのですけれども、大体わかりました。公務員制度をどう変えるかという議論の中に、五十名の中に二名しかいない。これで技官の処遇改善をどうしようかなんという発想が私出てこないというふうに思うのですが、その

辺に對して、やはり技官の登用というか、そういうことをぜひ考えていただきたいと思ひます。その辺についてどうでしょうか。

○石原国務大臣 今委員御指摘の点につきまして、は、ちよつとこつちで数えましたら、技官の方が五名。三も五も大して変わらない。比率から言つたらやはり技官の方が少ない。

私、仲間にもやはり技官の方がいて、いろいろお話を聞きますと、技官の方というのは地方なんか現場があるのだそうですね、所長さんで出られたり、自分の入つた専門分野で。そういうところへ行きますと、やはり事務系の方は、そういうとき、係長さんとか課長補佐さんとかで官房組織の中で予算をやつたり人事をやつたり、トレーニングというか、そういう仕事もしてきている。その期間、技官の方は専門分野があるので、そういうところで働く機会がほとんどない。ですから、キャリアパスという言葉がいいかどうかは別といたしまして、そういうところにも、地方の現場というものも大切でなければ、やはりそういう内閣官房のいわゆる総務畑みたいなところにも技官の方にも入つていただいて、経験と蓄積を持つていただければ、今委員御指摘のような問題の解決というものはこれからなされていくことができるのではないかと今のところ考えております。

○渡辺(具)委員 数字を正確に教えていただきました。ありがとうございます。

ただ、申し上げておきますが、恐らくその五人は全部下つ端ですよ。全部コピー焼きぐらいしかしてない下つ端だと思ひます。私大体わかりませんが、非常に下部職員のあたりにしか置いていないのです。非常に大枠を決めるような議論の中に参画させてもらえないのです。だから、そういうことにぜひ注目をしていただきたいというふうに思ひます。

それともう一つ、そういう処遇改善に関する部署に技官を登用していただきたい、仲間に入れていただきたいという意味で申し上げるのですが、

仄聞するところによると、人事院の機能を少し減じて、定員管理あるいは定数管理、もう石原大臣はよく御存じだと思いますが、そういう問題に対して、各省庁の自由裁量の枠を広げようというふうな動きがあるというふうに聞いております。

しかし、これは一見いい制度改正だというふうに思われるかもしれないけれども、私が今問題にしているような問題について考えると、これはかなり危険なですね。つまり、省内だけで技官の処遇改善を図ろうとすると、さっき言いましたように物すごく大きな壁があつて、なかなかそれがやりにくい。ところが、正義の味方とは言いませんけれども、やはり人事院があるということ、いろいろなアンバランス、年次のアンバランスとか、あるいは技官と事務官の極端なアンバランスとか、そういうものに目を向けてくれているという思いが技官にはあるですね。場合によっては、めつたにないことでもありますけれども、直接人事院にお願いをして、こんなにひどいんですよという話をするのもたまにはあるわけで、その辺については、我々は、ぜひこれまでどおり人事院の存在が、機能が必要であるというふうに思っておるのです。

その辺について、きょう総裁お見えになっておりますので、総裁にお伺いしたいと思います。

○中島政府特別補佐人 委員の御質問という御指摘をお聞きいたしておりますが、何か座り心地が悪くなったといいますが、よくなったといいますが、落ちついて座っておれないような感じがいたしましたけれども、私も、実は昨年の秋に、技官の方から処遇の実態ということについて御説明を受けまして、かねがね問題意識は持っておりましたけれども、やはりここまで差がついておるといふのはかなり真剣に取り組むべき課題だなというふうに思いました。

これから私たち、それぞれの時点で与えられた職責というものを踏まえまして、今委員が御指摘になりました問題に真剣に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○渡辺(員)委員 ありがとうございます。先日、五月二十九日、自民党の行革推進本部の本部長会議で橋本元総理がこういう御発言をされたという話を聞いて、私は大変感激しておるのです。

ちよつと読ませていただくと、今後大切なのは技官の処遇改善である、事務官と技官のたどるコースは全然違う、技官は地方を転々とし、事務官は地方に出ることは余りない、そして現場を知らない事務官ばかりが上のポストについてしまふ、こんなことでよいのか、また、外交の場などにおいて、技官はテクニカルアドバイザーだということ、事務官より後ろの席に座られているということである。私も日米交渉に行つたとき後ろの席で、発言権がありませんでした。けしからぬことである、男女共同参画の時代であるから、今後は、事務官、技官共同参画を推し進めていくべきではないかと。すごくいい言葉をお使いになっているというふうに思うのです。

私は、橋本総理時代に、この技官の処遇問題については橋本総理にじきじき陳情申し上げたことでもあるのです。技術系をバックグラウンドにする国会議員が集まりまして橋本総理に言つたのですけれども、そのときは何となく冷たくて、これだけ理解があるとは思わなかつたのですけれども、これだけ理解を示していただいて大変感激しておるわけでございます。日本の政府も、やはり技術系の職員をもっと活用する方法を本気で考えてもらいたいというふうに思うのです。

橋本元総理はこういうふうにおっしゃっていますが、しかし、おひざ元の内閣官房を私は調べてみました。いわば日本政府の中枢です。知恵の府とならなければいけない内閣官房の人員構成を調べると、局長以上が十一人いらっしゃるのだそうですが、技術系の職員はゼロだそうです。課長以上の職員は六十二名おられるのですが、このうち技術系職員は四人だそうです。これは私は役所に聞いた数字ですから、お出しになった数字ですから間違いないと思いますが、これを見て、やはり

皆さん、ぎよつとするのじゃないかと思うんですね。これを民間の人などが見たら、ぎよつとするんじゃないかというふうに思うんですね。

特に、中枢の中でもより中枢だと思いますが、内閣官房副長官室を調べてみると、八十二名いらつしやるのですが、四名しかそこに技官がいないのです。私は、これではどうかなというふうに思うのです。

例えば、アメリカの大統領補佐官の中には科学技術関係の職員が、かなりハイランクの職員がいて、いつも大統領にブリーフィングをする立場にあるわけですね。だから、アメリカの大統領のステートメントなんて格好いいじゃないですか。ロケットの話も出てくるし、最新の新しい科学技術に関する私見なども出てくるわけですね。

ところが今の日本では、内閣総理大臣の近くにこういうエンジニアあるいは科学技術系をバックグラウンドにした人はいませんよ。私は、こういうことで科学技術立国が目指せるのだろうかというふうに思うのです。総理に対するそういうことをブリーフィングする場所として総合科学技術会議があつて、その中の議員の方が一月に一回ブリーフィングすることになっておりますけれども、こういうことではなかなかうまくいかないですね。総理大臣には申しわけないですけれども、やはり言葉が違ふ面もありますから、通訳をするようにブリーフィングをできる人がすぐそばにいることが大事じゃないかというふうに思うのです。もつと日本の政府も本気で、この技術系職員の活用について頑張つていただきたいというふうに思います。その点について、最後に石原大臣の御決意を聞いておきたいというふうに思います。

そして私、念のために申し上げておきますが、これは私のライフワークとしてやろうと思つておりますから、ここでお答えいただいたきょうの現実というか、数字を私もちゃんとメモしておきまして、私、もしも落選しなかつたら、何年後かにまた同じことで、進歩がなければ進歩がない

じゃないですか。これだけ進歩があつたとかなかったとか、そういうレビューも含めてまた同じ質問をさせていただこうと思つておりますので、よろしく願ひいたします。

○石原国務大臣 渡辺委員の御趣旨を体しまして、公務員の方々が文系、技術系を問わず適材適所で働けるように、公務員制度を本当に二十一世紀型にするべく努力を続けてさせていただきます。こんなふうに考えております。ぜひまた機を見まして、この数字、先ほど委員御指摘のとおり、私が今見ましたら、技術系の方五人とも入省年次は五、六年の係長の方ばかりでございます。すべてお見通しでございますので、この点にも十分留意をして物を進めていきたい、こんなふうに思っております。

○渡辺(員)委員 ありがとうございます。○横路委員長 中沢健次君。○中沢委員 民主党の中沢でございます。おはようございます。

私の持ち時間、わずかですが、福田官房長官としまして、この時間帯の中で例の官房の機密費問題、いわゆる報償費問題、集中的にいろいろ議論をしてみたいと思つたのです。

それにしても、福田長官は森内閣総理大臣を支えてこられて大変苦労された。今度、大変な国民的な人気の高い小泉総理大臣を支えて、今日いろいろ御苦労をされている。正直言ひまして、私も野党であります。やや国民的な目線というところ、今度の内閣、総理もそうであります。極めて個性的な大臣もいらつしやつて、やはり、閣内の取りまとめも含めて、別な意味で大変御苦労をされていると思います。そのことは、同じ政治家として、その労をある意味でねぎらいたいな、こんな思いなんです。

さてそこで、長官とは機密費問題で過去二回ぐらいいの委員会でもやつておりますから、国会の会期末も近づいている、あるいは外務省も一応外務省の報償費問題についての改革のまとめを発表された、こういうことなどを背景として考えます

と、やはり官房長官も、長官としての役割、責任をしっかりと改めて認識をしていただきまして、官房の機密費、報償費問題についてはもうそろそろ国民に対する改革のメッセージを具体的に送る時期ではないか、それが私の結論なんです。

その前に、具体的な幾つかの關係につきましてお尋ねをしたいと思います。

今までも委員会でも随分議論をしました。残念ながら、答弁は、答えられないということで押し問答を繰り返しておりますが、改めて、まず第一にお尋ねをしたい。官房の機密費の中で、前任者は別にいたしまして、官房長官の在任中、いわゆる野党を含めた政党対策費としてこの報償費を使った事実があるのかないのか。どうでしょう。

○福田国務大臣 過分なねがらいのお言葉をいただきまして大変ありがとうございます。

先般来、報償費についてお尋ねがございました、委員の御満足をいただいていないというので、これはまことに私の不徳のいたすところだ、こう思っておりますが、誠心誠意答えておるつもりでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

今、報償費の具体的な使途のことについてお尋ねがあったわけですが、こういうことはもう以前も何回もございまして、その都度お答えしているのと同じでございますけれども、報償費の性格上、これは申し上げるわけにいかない、こういうことで一切お話をしないというところでございまして、ただ、執行に当たりましては、報償費の目的に照らして適正な支出であるかどうか、一つ一つ十分吟味して厳正な運用に徹している、こういうことでございます。

内閣官房の報償費というものは、内政、外交を円滑に遂行するということであり、責任者であります官房長官のその都度の判断でもって機動的かつ効果的に使用している、こういうものでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○中沢委員 今の長官の答弁については、またこ

の後のいろいろな議論をしてみたいと思うんですが、同じようなことで、国会議員に対するいわゆるせんべつ、在任中、支出をした事実があるかないか、お答えをください。

○福田国務大臣 これも使途にわたることでございますので、お答えは差し控えていただきます、こういうふうに思っております。繰り返してございしますが、執行に当たりましては、報償費の目的に照らして適正な支出であるかということをよく吟味した上で運用に徹しているということでございます。

○中沢委員 今、政党対策の問題と議員のせんべつ問題、簡単に質問をしました。残念ながら、具体的にはお答えができません。これは従来どおりの答弁なんです。

そこで、言うまでもありません。これは釈迦に説法だと思います。小泉さんは、改革断行、大変な旗を立てて、今国民的な支持をかなり集められている。私は、改革断行というのは言葉だけではだめだと思っております。ですから、総理大臣をしっかりと支える女房役の官房長官としては、自分の役割と責任が明確である今の報償費問題について改革をする、こういう熱意と責任感をまずしっかりと私は持つべきだと。これは考え方としてどうですか。具体的にはまた後で聞きますから。

○福田国務大臣 委員から御指摘を受けるまでもなく、私は、私のこの職につきまして以来、この趣旨に照らして、この趣旨に沿った適正な運用をしているというように私自身は自信を持っております。ところでございまして、内閣がかわりまして、改革断行ということでございしますが、そういう意味におきましては既にそういうことはやっております、こういうつもりでございます。

今後、常に新しい感覚を持って、そのときに適した考え方でもってやっていこう、こういうふうに思っております。

○中沢委員 その辺は、僕は正直言ひまして、同じ政治家としてはいささか腑に落ちないという

というのは、確かに今までも間違いなくやってきました、自分の職責の、責任ある、そういう職責の中でやってきたと。私はそうだと思います。それは当たり前といえは当たり前だ。しかし、少なくとも、国民の目線という、森内閣から小泉内閣に変わった、改革がさまざまな形でこれから行われるであろう。そうすると、残念ながら、今非常にやみの中に存在をしている機密費問題についても、官房長官の心構えとして、今までどおりということよりも、確かにその延長線だとは思いますが、決意を新たに、もつとしっかりと改革という精神を踏まえてやるんだぐら

のよしあしは別に、わかっておりますけれども、やはり官房長官はもつと踏み込んで、気持ちの上でも踏み込んで、やはりできるだけ、これからうちの党はまた別な意味での法案を出しますけれども、そういう問題も含めて、一歩二歩はやり踏み込んで、官房長官として官房の機密費、報償費については改革をする、そういう努力を全力を挙げてやる、やや精神論かもしれないですが、その程度のことにはきょうは僕はおっしゃった方がいいんではないかと思うんです。私の思いやりでは全然ないけれども、同じ政治家としてはそのぐらいのことはきょうの委員会で堂々とおっしゃったかどうか。

○福田国務大臣 改革、改革とおっしゃられるわけでありまして、日々改革だ、こういうふう

メッセージを送った方がいいんじゃないですか。○福田国務大臣 私の気持ちは今申し述べたとおりでございます。そのような気持ちで日々その適正なる使用というものに徹してやっていると

内閣官房の報償費は、今回不祥事が発覚をいたしましたわけでございます。そういう意味でいろいろと点検を行ってまいりました。その結果を踏まえて、平成十三年度の予算の執行に当たりましては、内政、外交を円滑かつ効果的に遂行されるための経費である、その目的にかなうものでなければならぬ、これはもう大原則でございますが、また、総理の内政、外交の円滑な推進、広範な情報

の収集、報償などの報償費の目的に照らして適正な支出であるかどうか、こういう、これまでの経緯にとらわれることなく、その都度厳正に吟味

○中沢委員 委員長、私は比較的好意的に今私の意見を言っているつもりなんです。好意的というの、それは与党、野党の立場の違いがありま

今年度の予算につきましては、これは今現在でも節約できることは節約するということも当然しているわけでございまして、そういう具体的な減額のあり方、そしてまた来年度の予算の要求方針、これはこの秋以降行方でございますけれども、事

ども、そのこの予算要求、これをめどに具体的にその数字等を固めていきたい、このように思っているところですが。

○中沢委員 まだ具体的にそういう問題は質問をしておきませんか、また後でやりたいと思います。

今言っているのはいわゆる精神論ですよ。政治家の心構え。ですから、その辺は、表現は違いますが、それなりに官房長官ももちろんよく理解されて今までもやってきたし、私としては、やはり小泉内閣の官房長官としてさらにそのことをしっかりとわきまえて、自分の職責の重要性、この改革の必要性をわきまえてやる、こういうふうに受けとめておきたいと思いますが、それでいいですか。

○福田国務大臣 そのように思っております。

○中沢委員 では、総論といましようか、精神論というか、心構えはそのぐらいいして、残念ながら、政党対策だと国会議員のせんべつを出したかどうかは答えられないと。残念だと思ふんですね。しかも、在任中のことですから。今新聞、テレビでもまだ依然として話題になっている塩川財務大臣の官房長官在任中のこと、忘れたとか勘違いだとか、こういう性格とは全く、今の在任中の問題ですから、事実はどう間違って全部長官は承知をされていると思ふんですよ。されていると思いますが、答えるわけにはいかない。これは残念ながらもう幾らやっても押し問答で終わると思ふます。

しかし、人によつては、何で言えないんだろうか、正々堂々やっているのであれば、今私の質問をした二つについても、支出をしたとか支出をしていないとか、こういう程度のこととはどうして言えないんだとか。言えないということとは、答弁できないということとを隠れみのにして、こういう国民からあるいは私どもから批判が集中している問題についてはおかぶりをする、実際は支出をしているけれども、答弁できないということとを隠れみのにして、くどいようですが、こ

う事実を隠べいしているんじゃないか、そういう見方をされる人もいますよ。私もその一人ですよ、率直に言つて。そういうことがずっとこれからは続くということ自体は、私は、やはりだめだ、改革をしなければいけない、このように指摘をしておきたいと思ふます。これは恐らく同じような答弁しか返つてこないと思ふますから。

そこで、角度を変えて、この報償費の支出については、それ以外にも、前に指摘いたしましたように、総理大臣あるいはその周辺の人方の俗に言うところの交際費的な、食糧費的な支出もかなり入っている、このように、単に推測だけではありませんが、十分そのことは間違いがないというふうには思ふます。

ですから、例えば総理が外遊する際のお土産代とか、あるいは海外から国賓を含めてさまざまなお客さんが見えのそういう歓迎の費用とか、あるいは総理大臣が主催をするあるいはそれに準ずるさまざまな国内行事、たくさんやられていますよ。そういう費用は本来、機密だとか報償費だとか、国民に全然明らかにしないという性格のものでは私はない。

長官、政党対策とかあるいは国会議員のせんべつだとかということとや線を引いてみると、今私の言つたこの三つは、俗に言うところの交際費、食糧費のたぐいだと思ふんですよ。ほかの国の行政機関にしても、全国の都道府県、市町村にしても、その種の予算は持っているんですよ、金額は別にして。

そうすると、そういうものは一般的に考えたつて、恐らく長官だつて心の中ではそうだなと思つているのかもしれない。こういうものは、この際だから、機密費だとか報償費というああいふ予算に入れないで、一般的に会計検査院の検査の対象にするようないわゆる行政費、事務費、そういうものに組み替えをしていく、こういうことについてはどのように考えていますか。

○福田国務大臣 いろいろ使途にわたるお話でございすけれども、内政、外交を円滑に推進する

というその目的で支出をする、そういうこと、大目的があるわけでありまして、そういう目的にかなわないものを報償費から出すのはよくない、こういうことでもあります。

○中沢委員 もういつもの調子の答弁しか返つてこないのではさかいら立っているんですが、そういうことでずつとこれからのやるのであれば、改革をやるという意欲は私にも具体的に伝わりませんよ。国民にも伝わらない。

これは長官、非常に大事な問題ですよ。確かに、機密費、報償費、どうあつても国民には公表できない、こういう性格のものは私は全然ないとは思ふません。これは、普通の政治家のレベルでいうと、そういうものは必ずあるだろう。しかし、それ以外に、国のほかの行政機関でも、あるいは全国のいわゆる公的な機関でも、俗に言うところの交際費だとか食糧費だとか事務費というのは、全部予算を持っているんですよ。そういうものとほとんど同じたぐいのものが官邸の十六億円の機密費、報償費の中にも相当程度あるのではないかと。これは、この際だから、改革の具体的なテーマとして、具体的な検討課題として、別枠で、報償費、機密費の枠外に置いて、そして国民にしっかりと監視をしてもらう、あるいは会計検査院の検査も受ける、そういう仕組みに変える努力をどうしてできないんですか。改めて聞きます。

○福田国務大臣 何の説明申し上げても同じことを言わざるを得ない。要するに、報償費の支出の中身を申し上げることはできないということでございますので、ですから、なかなか納得していただけない、こういう性格のものだというように思ふます。本当に一〇〇%納得していただくということになると、逐一使途をつまびらかにしなきゃいけない、これはいろいろと問題を生ずるというように考えているわけでございすので、内容についての説明は勘弁願いたい、こういうことでございます。

この使途につきましては、毎年会計検査院の検査も受けておるわけでございすので、実行して

いる私がそのような趣旨に照らして厳正にやっているというように申し上げていることと、そういうふうな外部的な検査も受けているということとで御納得いただくしかないんじゃないかというふう

に思つております。

○中沢委員 今の答弁は、私の結論は、全く納得ができません。この問題でいうと、個々の支出先を言えというふうには私は言っていないんですよ。全体として、国のほかの行政機関だつてあるじゃないか、全国の都道府県、市町村だつてそういう予算科目を持っているのじゃないか、それが国民から見るとどうなっているのかわからないねという疑惑はまだ非常に強いのですから、そういう疑惑を晴らす意味で、国民の期待にこたえる意味で、改革の一つのテーマとして、そういう内容について別枠でやつたらどうだ、こういうふうには問題を出しているのですよ。それすらも同じような答弁なんですか。僕は、それでは、いよいよ国会も会期末を迎えてきていますよ、この後さまざまな政治的な闘いもあるわけですから、その程度では、改革という中身でいうと、率直に言つて、国民はますます失望するのじゃないですか。

そして、それに関連して、外務省は、私のところにも資料も届いていますけれども、外務省なりの今までの努力の結果、例えば、外務省の報償費についてこういうふうな改革をします。内容は、率直に言つて余り具体的なものはない。しかし、そういう検討をずつと重ねてきたという、その努力の跡はそれなりに評価すべきところは評価すべきだと私は思ふのですよ。

もつとと言うと、外務省の報償費の減額問題、最終的なこの文章の中では、目標やあるいは減額の具体的な金額等々は全く触れられていません。しかし、一時期、外務省の報償費、機密費、二割減額をめぐり何とかやりたいのだ、こういうことが対外的にも、新聞、テレビの報道でも出されてまいりました。ということは、外務省は外務省なりにいろいろ検討して、今たまたま私が指摘をしたような、俗に言う食糧費あるいは交際費、その

の

種のたぐいは別枠にしたらどうかという議論が恐らくあったのじゃないでしょうか。だから、二割程度の減額をしようじゃないかというこの作業が私はずっと続いたと思いますよ。

結論的に言えば、そこどころが全く数字としては除かれていますが、せめて長官、長官は、とにかく、使途は言えない、改革はやると。しかし、改革の中身でいうと、一切その輪郭すら明らかになっていない。だれが見たって、外務省から見たら一歩も二歩も官房長官の官邸の報償費問題の改革はおくれをとっている、こういうふうにか客観的な事実としてみんな見るのじゃないですか。私もそう思いますよ。そんなこといいのではありませんか。

年度が始まって、四月、五月、六月、それぞれもう支出が続いていると思いますよ。ですから、具体的な質問として、外務省のそういう改革の動き、私は、これは全部、大した、立派なものだとは言いませんが、それなりの一定の評価もしなければいけない。それに比べて官房の機密費問題は、今のような答弁では全く納得できない。

もつと言え、それでは、年度内のどの程度の減額を目標にして具体的な改革をやるうとしていいのか、具体的にそのことだけでも答弁してください。

○福田国務大臣 外務省で改革案というものを取りまとめられました。これは外務省全体の総合的な改革案ということでもって、私は、大変いいものができたというように率直に評価をしたいと思っております。

私どもの方の改革案がないじゃないか、こういうふうにおっしゃるけれども、私の方は、報償費の部分だけでございますので、組織も小さいところでございますので、外務省ほどの大げさなと言つてはいかぬかもしれませんが、大規模の検討という、その必要は私はまずないと思います。

たつて、先生のおっしゃられるような趣旨も十分踏まえた上でやっておるわけでございます。それは、たびたび申し上げるように、厳正な執行に努める、そしてその趣旨に沿うものでなければいけない、こういうことでやっておるわけでございます。

減額幅のお話がありました。外務省も今二割とおっしゃったけれども、そういう話があったというところで新聞報道で知りましたけれども、実際にはそういうものは決まったという話は聞いておりません。私どもは、これは節約に努めるということ、結果的に減額できるかもしれないというふうに思っておりますけれども、あらかじめ減額の具体的な目標を設定するということは、報償費の性格から、機動的に使用するという、そういう機動性というものになじまないというふうな考えでおりますので、これは使わなきゃ残すという考え方でいくしかないというか、そうしなきゃいけない、こう思っております。

この点は、今、何%とか何割とかいうようなことを申し上げられる段階ではない、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○中沢委員 本当に残念だと思ひますね。官房長官としては、人柄かもしれないが、やはりもつと官房の報償費、機密費問題については、改革をする決意はあるというのですから、その決意のもとに、例えば今の答弁でいうと、とにかく自然体で節約をして、減額できたなら減額をするという程度の答弁なんですよ。

僕は、それは違うと思ひますよ。やはり自分のリーダーシップで、ことしの十六億の官房の報償費については、自然体じゃなくて、長官のリーダーシップでできるだけとかく削減に努める、こういう具体的なあなた自身のスタンスがまず必要ですよ。そうしないと、一般的に自然体で節約をして、したがって年度末までの程度節約できましてということ、一生懸命節約をしようという気持ちがあるかないかによって、全然違うのじゃないですか。

ですから、くだいようだけれども、僕は、国民に向かつて、長官のメッセージとして、官房の機密費も残念ながらもまだまだ疑惑を浴びている、これは間違いないのですから、そうすると、その解明に向かつて長官も努力をする。外務省もこういうことでまとめた。したがって、自分の意思で、長官の責任と役割のその責任感でしっかりとそういう国民の期待にこたえる、積極的に減額に努める。私は、この際、あえて二割だとか三割だとか目標を言わなくてもいいと思ひますよ。そういう積極性をぜひ我々にも伝えてほしい。国民にも伝えるべきだ。改めて聞きたい。

それと、もう時間がありませんから、もう一つ。

例の外務省と官房との報償費全体で約七十億くらい、そのうちの外務省の持ち分の二十億が官邸に上納されている。今度の外務省の報告を見る限りでは、全くそのことが触れられていない。しかし、一般的にはまだまだこれが暗やみの中に残念ながら存在をされている。改めて、上納ということとは、本当に間違いない、ないので。そのことも含めてお答えください。

○福田国務大臣 最初の方の積極的なと、私、まさに委員おっしゃっているとお、今やっておりますので、ぜひ期待をしていただきたいと思います。

第二点は、これはもうたびたび答弁しているとおりでございます。

○中沢委員 もう時間ありませんから最後にしたいと思ひますが、決意のほどはそれなりに伝わってまいりますが、その決意が具体的な改革の中身として、みんながなるほどと一〇〇%納得するかは別にして、そういうことでぜひひとつ、長官としてこれから職責をかねて頑張つてやるべきだと改めて言っておきます。

問題は、まだ時期としては早いかもしませんが、平成十四年度の予算の編成時期がだんだん迫つてきていますね。経済財政諮問会議で今いろいろと大局的な立場で、トータルの問題も含めて

議論をされている。従来どおりの予算の要求あるいは決定というシステムでいくのかどうかまだ定かではないと思ひますが、しかし、いずれにしても、今の立場でいうと、十四年度の報償費について予算を要求する、こういう責任ある立場だと思ひます。私は、今十三年度の減額問題、少し触れましたけれども、私としては、十四年度の官房の報償費も最初からその延長線でぜひひとつ減額に努める、そういう努力をする、これをきょうひとつ明確にお答えいただけないか。

○福田国務大臣 来年度の官房報償費につきましては、今現在十三年度の実施をいたしてあります。それはもう繰り返します、もう本当に厳正に、また積極的に節約する、委員のお言葉をかりますとそういうことになるのでありますけれども、そういう気持ちでもって、今、実際に当たらせていただいております。その実行状況を見ながら十四年度の予算の要求をしてまいりたい、このように思っております。

○中沢委員 終わります。ありがとうございます。

○横路委員長 鳥聡君。

○鳥委員 民主党の鳥聡でございます。

今、中沢委員と福田官房長官の官房機密費についての議論を聞いておりました。福田官房長官、官房機密費でも何でも、秘密費もそうですが、こういう運用につきましても、極めていわゆる財政民主主義との間の緊張を持つて運用をしていかなければいけない問題なわけでありまして。その緊張感というのが余り私は感じられません。国家の予算、税金は、本来ならこれはきちんと公開をされなくてはならないものであります。それが、いろいろな意味で国家の運用のために必要であるというところで機密費という形をとっている。それを当然と思つてはいけなくてあります。常に財政民主主義の観点、そういうものからきちんと緊張を持つて運用をされていかなければいけないというふうな思ひわけでありまして。特に、上納問題についてきちんとしないと、

今、外務省の混乱というのは目に余るものがある
と私は思っております。特に、田中外交大臣がこ
のころ、何か外務省の官僚がリークをするから
けしからぬみたいな論調を言っていますけれど
も、あれはとんでもない話で、そもそも、外務大
臣が外務省の総責任者なんですから、リークされ
たらまず謝るのが筋であって、何か、私は悪くな
い、リークするのが悪いんだみたいな発想をして
いることは全くよくないと私は思っています。

それで、その後の人事がどうなるか知りませ
んけれども、いろいろところで外務大臣更迭論も
出ている。私はもうこれは本当にやめてもらうべ
きだと思っておりますが、例えばこの上納問題をき
ちんとせずに、いろいろなちまたのうわさでは、
何かその後任にはだれが彼がと、もう議論が出て
いますけれども、例えば福田官房長官がその後任
になるようなことがあった場合に、上納問題を
やむやみにして外務大臣になったら、何か上納問
題をうやむやにするために外務大臣になったとい
ふようにとられるかもしれない。絶対それは私は許
すわけにはいかないと思うのです。

したがって、まずきちんとそのことを申し上げ
ていきたいと思うわけでありまして、繰り返しに
なりますが、私たちは、きちんと、官房機密費の
記録が今残っていないわけですが、官房機密費の
用途の記録を残して、十年から二十五年かけた
ら公表するという官房機密費公表法案というのを
今用意しております。間もなく議員立法として提
出します。

再び聞きますが、官房機密費、上納問題も含め
て、きちんと官房の方の改革を具体的に実行して
いくという気持ちはないのですか。

○福田国務大臣 改革というのは、いろいろな角
度からの改革というのはあるのだらうと思うので
すね。ですから、それは私どもも、今のままでよ
ろしいかどうか、今までのことでよかったのかど
うかというふうな反省も込めて、いろいろな改革
はしておるつもりでございます。そういうことを
総合して改革というのではなからうかと思いま

す。
しかし、報償費というのは、そもそもの趣旨と
いうものがありまして、その目的を達成するため
にあるものでございまして、その趣旨に照らし
て私どもも実施している。しかし、そのやり方に
ついてはいろいろ考えなければいけない。それを
ここで申し上げる、中身を申し上げるということ
はなかなか難しい性格のものであるということ
はおわかりいただけるのではなからうか、こう思っ
ておりますので、気持ちはそういうことで、実際
にそれも行っているというように御理解いただき
たいと思います。

○島委員 とにかく、今、外交、福田官房長官は
ずっと外務委員会もやられて外交にお詳しい。今
この状況が極めて憂慮すべき事態であるというこ
とは多分共通認識だと思っておりますので、そうい
うことを含めて、この上納問題、きちんと整理され
ないといけないと私は思います。

それで、今、改革と言われました。いろいろな
改革が小泉政権になって出されました。前と違
まして、何か福田官房長官の色つやがいろいろな
気がします。前の官房長官のときにこうやって議
論しておりましたも、何か色つやがいろいろとふ
んから思っておるのですが。

ただ、きのうから見ていますと、小泉改革、経
済財政諮問会議の議論がいろいろ出ていて、経済
財政諮問会議の議事録を見ていると、きよ
う竹中さんがおられないのは残念なのですが、そ
れの骨太の方針に対していろいろな意見が出てい
て、そしてまたきのうも幾つかのところで小泉総
理の改革に異論が出ている。

私は、小泉総理のやり方というのは、いわゆる
トップダウンでやっていく、これにつきまして
は、今回の内閣法の改正の趣旨に従って、線に
沿っているからいいと思うのですよ。内閣総理大
臣が、憲法にあるように、内閣の首長たる立場に
おいてやっていく、閣議にあつて、自己の国政に
関する基本方針を出して、そしてきちんとそれに
基づいてやっていく、これは新しい政治のスタイ

ルで、これは望ましいと思うのです。これをやっ
ていくべきだと私は思っています。

特に、内閣法の四條二項に首相の発議権とい
うのがふえまして、「閣議は、内閣総理大臣がこれ
を主宰する。この場合において、内閣総理大臣
は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他
の案件を発議することができる。」とあります。

今までは、いわゆる事務次官会議を通らなかつた
ら閣議のテーマにのらなかつた。そうすると、今
回の道路特定財源も地方交付税の改革ものるわ
けなんです。経済財政諮問会議の議事録を見て
もそうだし、今回驚いたのは、経済財政諮問会議
の資料に、ここを直してくれ、そういう要請が
あつたところまで出ていた。今まではこれは通
りなかつた。

だから、首相発議権について聞きますが、「内
閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件
を発議することができる。」とありますが、これ
に対してどこまでできるのかということが明文に
規定されていません。明文規定されていませんか
ら、例えば、小泉総理がおっしゃっている、道路
特定財源を一般財源化するというのも、これが財
政の大きな負担の最初のスタートだ。郵政民営化
というのも最初の行政へのスタートだとおつ
ちやっている。さらに言えば、一票の格差是正も
重要だと党首討論でもはっきり言っている。そう
したら、こういうものも完全に、首相発議権を用
いければ、閣議に出して、そしてトップダウンで運
営できると私は考えますが、どうですか。

○福田国務大臣 おっしゃられます発議権、これ
は、内閣の重要政策に関する基本的な方針に該当
するかどうか、その内容いかんでもってこれを内
閣総理大臣がみずから発議するかどうかというこ
とを判断する、こういうことになるわけですね。

ですから、そのように重大なものである、例えば
経済財政諮問会議のこの方針を発議するかどうか
ということ、総理大臣がまさにお決めになるこ
とであるということでございます。

○島委員 ということは、重要かどうかは総理大

臣が決めるのだから、総理がそうだと思えばこれ
は発議できる、そういう解釈でよろしいですか。

○福田国務大臣 おっしゃるとおりでございます。

○島委員 極めて明快にお答えいただきました。
そうすると、総理が発議しなかつたということ
は、重要だと思っていないということになるし、
それを使えばできるわけでありまして、ぜひ
とも発議権を使って実行していただきたい
と思う次第であります。

もう一つお聞きします。
首相の発議権を用いて閣議に出る。ところが、
閣議が全会一致の方式であると言われていま
す。憲法六十六條、内閣は国会に対し連帯して責任を
負う、内閣法二條二項、内閣は、行政権につ
いて、全国民を代表する議員から成る国会に対し連
帯して責任を負うとあるわけでありまして、これが
いわゆる全会一致の根拠だと言われている。そう
したら、一緒なんです、首相発議権でこれを
やっても、だれか一人閣僚が反対したら、もち
ろん、閣僚を罷免することはできませんからやれるわ
けですけども、そこまで荒わざをやるかとい
うと、問題がある。

だから、私は申し上げたいのですが、これは平
成九年九月三日に出た行革会議の中間報告であ
りますが、「内閣機能の強化」で、「閣議の議決方法
については、本来、内閣自ら定めるものである
。」私もそう思います。イギリスでは、例えば
内閣がつくられたときに、サッチャーでもブレア
でもそうですが、私の内閣はこういう方針でやる
ということを言うのです。あそこは慣習的な国
でありますから。

日本国憲法の解釈ですが、私は、これは必要と
あれば多数決制の採用もできると思っています。日本
国憲法は、転変する政治状況の中で内閣が機敏か
つ実効的な意思決定ができるよう、閣議の議事手
続等については、基本的に内閣自身の意思にゆた
かであると思ひますし、連帯してというのは、内
閣が全会一致で決めるというのではなくて、

多数決原理をして多数決で決定した後は、各大臣が、反対者も含め一致してその場決議を守って実行していく、これが連帯責任の意味であると私は思っています。

だから、小泉内閣ではぜひとも、本心に改革を断行するのだったら多数決の方法の採用も考慮すべきだと思いますが、いかがですか。

○福田国務大臣 憲法において国会に対して連帯して責任を負う、こういうことになっております。これは、内閣の構成員すべてが一体として統一した行動をとることが要請されている、こういう意味だというふうに考えておりますので、結果として、最終的に内閣としての結論というのは一つである、それは総理大臣が決めた方針である、こういうことになるだろうと思います。

そのプロセスの話で、まあいろいろあるでしょう、では御意見を伺いましょうというようなときに、個々に発言をする、そしてその結果、何対何ですねんという話もあるかもしれないけれども、しかし、もし反対する閣僚がいたときには、その閣僚を説得するということは必要なのではないかと思えます。そして、その結果、内閣全員一致でその決議に従う、こういうように解釈すべきでないかと思えます。

○島委員 今質問にお答えになっていないので聞きたいのですが、説得をします。説得をしても聞かない場合がある。罷免することもできますけれども、多数決の原理を導入してもそれは問題ないとお考えですか、どうですか。

○福田国務大臣 今申しました憲法上の解釈ということになりますと、やはり全員一致ということではないかと思っております。

○島委員 ということは、小泉内閣の場合は、憲法上の解釈は全員一致じゃないとだめだということに、解釈を変更していない、しないということですね。

申し上げておきますが、行革会議の中間報告にも出ていますから、これはぜひ検討してみてください。検討するかどうかだけ聞かせてください。

○福田国務大臣 行革会議のそういう内容もあるようでございますけれども、政府の立場ということになりますと、やはり全会一致ということと考えております。

○島委員 当時の座長が橋本さんですから、何とかなるかもしれませんから、頑張つてやってみてください。橋本派ですから、もと。

ちよつともとに戻ります。済みません、ちよつと聞き忘れたので。

先ほど、内閣法四二二項に「その他の案件を決議することができる」とあるのです。「その他の案件」というのは、例えば外交政策や安全保障政策とかいうのも全部入ると考えてよろしいですか。

○福田国務大臣 この内閣法四二二項の「その他の案件」に外交案件が含まれるかどうかということとは、その内容いかんによるということでございます。そして、それを内閣総理大臣がみずから決議するかどうかはその時々総理大臣の判断にゆだねられる、こういうことであります。

○島委員 ということは、総理大臣の判断があれば外交案件も入るということでよろしいですね。今、うんと言われましたから、よろしいということでございます。

極めていろいろなことができると思いますから、しっかりとやっていただきたいと思う次第でございます。

今申し上げておりますのは、残念でした、多数決もやった方がいいと思えます。説得しても説得し切れぬ、罷免よりは多分いいと思えますので、ぜひ検討されるべきだということを改めて申し上げます。

もう一つ、どうも今の小泉内閣が一番危なっかしいと言われているのは、議院内閣制において与党の支持がきちんとならないこととあります。議院内閣制のもとでは、政党政治が当然根幹をなしているわけですから、内閣と与党が一体であるのは当然なだけけれども、何か与党が全然支えていないというような感じがしているわけでありまして。

問題は、内閣が国会に法案を提出する権限を持っている、それは内閣法五条にあるからいいと思えますが、実際には与党が事前に党内調整を行うということなんですね。だから、この内閣委員会で、与党の質疑者は大変なんですよ。細かい調整までやっていて、質問するといふとなかなか質問されない、質問することもないみたいな感じが、かえって困っておられる。国会審議形骸化というのは、与党の事前審査にあるのです。それで、修正案を出しても、今与党の事前審査があつて通っているから修正をするわけにいかないという話になって、全く形骸化しています。

国会の活性化のために申し上げますし、例えば今回の道路特定財源の問題については、ある方がおっしゃっていますが、こんなもの、自民党の総務会八割が反対だから通るわけないと言っているわけですね。この与党事前承認の慣行というのは、一体いつからあるのかと調べてみました。特に総務会。総務会が自民党全会一致という話でありました。調べてみたら、昭和三十七年二月二十三日に、「総務会の法案審議について」というのが官房長官に出ていたのです。自由民主党総務会長赤城宗徳さん。私、三十三年生まれですから、四歳のときであります。

「法案審議について」で、「二月二十三日の総務会に於て法案審議に關し下記の通り再確認致したので御了承を願ひ度い。」と自民党総務会長から出ています。「各法案提出の場合は閣議決定に先だつて総務会に御連絡を願ひ度い。」どうしてこういうことができるのかわかりませんが、「尚政府提出の各法案については総務会に於て修正することもあり得るにつき御了承を願ひ度い。」という文書があつて、それからそうなっているんだそうであります。

こういう拘束力の強さは、同じ議院内閣制をとるほかの国を見ましても例がありません。私は、本心に改革を断行しようとするならば、これは慣習だと思ひますから、内閣官房長官に來ているんだから、これに対して見解でも出されて、この慣

行の廃止をするとか与党に通告し、内閣の責任において新しい行政需要に対応した政策を迅速に遂行するといふような方法でやつて、初めて改革といふのは実行できるんですよ。改革をやる、やると熱意だけ言つて、こうやつて手ぶり身ぶりで行つていけるけれども、實際聞いてみると本心に作戦がないんですよ、戦略、戦術レベルの具体的なことが。急転直下あるでしょう、総務会八割反対だと言つて、道路特定財源の一般財源化について。我々も大変な議論があつたけれども、民主党の方はきちんととめていきました。それを本心にクリアする具体的なことを考えるために私は申し上げた。決議権を使つたらどうか、閣議を多数決制とつたらどうか。

最後に、与党との関係が一番大変だと思ひます。が、「総務会の法案審議について」という官房長官に出してあるこの取り扱い、ぜひとも、これは慣習だからこの慣行は廃止する、そういう旨、通告されたらどうですか。

○福田国務大臣 四十年前に出された文書を取り上げられたわけでございますけれども、私は、基本的に、議院内閣制という制度を採用している我が国において政府と与党が一体となつて政策決定を進めていくということは、これは当然のことでございます。ですから、国会において審議をお願いするというような法律案がございますと、政府としての意思決定をするに当たつて、それが同時なのか前なのか、いずれにしても、あらかじめ与党と調整した方がスムーズにいくということであれば、そういうことをした方がいいんじゃないかというように私は思つております。

何か与党の方に回しますと、趣旨がゆがめられておかしくなつてしまふとかいふようなことを御心配してください。そういうふうにならないように十分な連絡をとる。何も総務会だけでない、いろいろな部会とかございますけれども、そういうところの議論も大いに参考に、そして間違ひない法案を提出したい、そういうことでよりよいもの

をつくるための手続である、こういうふうにお考えいただきたいと思っています。その方向で努力をしてみたいと思います。

○島委員 本日申し上げて、すぐに、はい、そうしますという答弁が返ってくるとは思っていませんが、こういう手法がある。私たち民主党の方で政権運営委員会というのをつくって、要するに、我々が政権をとったときにどのようにしていくかということを研究した過程において出てきたやり方なんです。竹中大臣が、新しいビジネスモデルで政治も実行しなくちゃいけない、そうしなければ改革ができないという話でございまして、新しいビジネスモデルを提示しましたから、いざというときにぜひ使っていただきたいというふうに思う次第でございます。

次に、村井国家公安委員長にお越しいただいておられます。遅くなりましたが、大臣御就任おめでとうございます。前党のときにはいろいろとお世話になったこともございますので、改めて申し上げます。

前回の委員会のときに、不正アクセス防止法と刑法との関係について質問を申し上げました。そのときにも使った同じカードをお見せしますと言いたんですが、これは同じカードじゃないんです。実は、私があるときこのカードを持っていたんですが、急遽電話がかかってきて、島さんのカードが偽造され、そして使われている可能性があると言われたんです。電話を受けたんですが、そのときにはと財布を見ましたら、カードがそこにはありませんでした。前の不正アクセス防止法のときの質問は、クレジットカードが盗まれたら刑法ですよ。ところが、不正アクセスでパスワードとかそれだけ盗まれたら、不正アクセス防止法じゃどうも違うんじゃないか、どうも不正アクセス防止法の方が軽いんじゃないかという質問をしたわけですが、今回は実は私は情報だけ盗まれました、スキミングでやられたそうでありまして、カードが偽造されていて、私自身、盗まれたこともわかっていないんです、ここに持っているか

ら。ここに持っていたんです。電話で、ここで見ながらカード番号を話しているわけですが、持っていて盗まれていることもわかっていないんです。つまり、これは情報だけ盗まれたら偽造ができてしまうわけです。物はここにある。

聞くところによると、何か村井公安委員長も同じ被害に遭ったというお話でございしますが、これは不思議なことですよ。そのときに聞いたんです、これはすぐ被害届はどこへ出すんだと。そうしたら、被害届というのは、これが使われて何か物が動いたときに使った人間とお店の方々に詐欺罪は発生するけれども、何か私の場合は被害届も出せないみたいなことを言われておりました。

こういうような状況は非常に不思議だと思っております。けでありますが、どのように対策を立てるお考えですか。

○村井国務大臣 島委員、大変よく御理解の上でのお尋ねでございますけれども、私自身も実は全く心当たりのない状況の中で自分のカード情報を他人にとられたようございまして、カード会社からの連絡で、あなたはこういうところからこういう買い物をしたかという問い合わせがございまして、全く心当たりのないことございまして、私が使っていますカードの通常使う範囲と全く違うところございまして、カード会社の方で不審に思ったのでございまして、問い合わせをしまして、そんなことで、未然に私自身は何の被害もなく終わったわけでございますけれども、そういう犯罪があることも承知をいたしております。

今お尋ねのクレジットカードに記録されている磁気情報を盗み取る行為そのもの、これはどうかというお尋ねでございますが、これは確かに処罰の対象にはなっておりますから、したがって、それだけでは犯罪の被害届の対象にはならないというふうにお答えせざるを得ないわけでございます。

ただ、こういう時代でございます、カードは大変いろいろな形で通常の生活の中で使われてい

るわけでございますし、また、そういう事犯がいろいろ出てきていることも私もよく承知しております。それで、カード犯罪の現状を踏まえまして、今国会におきまして、磁気情報を含む偽造カードの作成、それから所持、それからスキミング行為等を処罰の対象とする刑法の一部改正法案が今提案されて御審議をちょうだいしている。たしか参議院先議で、衆議院はまだつるされていないかと思いますが、他委員会の話でございしますが、一刻も早くひとつ御審議いただけましたら、私も早くひとつ御審議いただける環境が整うのではないかと、こんなふうに考えているところでございます。

○島委員 事前に、警察が認知しているクレジットカード犯罪の件数及び被害額並びに検挙件数の推移というのをいただきました。被害額が五億八千五百十八万円というふうに私のところでは見ております。

ただ、ちよつとクレジットカード会社に聞きましたら、そういう形で、スキミングで、保険という形で払われているのが百数十億あるというようにも聞きました。ということは、その差額というのがいわゆる犯罪組織の方に行っているわけでございますので、これは十分に対応をさせていただきたいという希望を申し上げておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

官房長官にお尋ねします。

前回、いわゆる皇室典範の問題についてお聞きをしました。きょうお聞きさせていただくのは、まず第一問、皇統というのに関するものでございまして、皇室典範の第一条で、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」というふうにあります。質問は、皇室典範第一条に言う「皇統」というのは、男系であり、女系であり、それは含むという解釈でいいのかということでございます。

皇室典範、いろいろと調べてみました。明治憲法の前に皇室制規というのがあります。そのときは女帝、女系帝を認めていたわけですが、

猛烈な反対論を展開したのが、井上毅という官僚だったようでありまして。井上は「謹見意見」という伊藤あての意見書の中で、「女帝の夫が源という姓なら、生まれる子は源の家の子であり、天皇家の人間ではない。だから、女系には皇位継承は認められない」ということを発言しております。

これは、読みようによつては、女帝の子は女帝の夫の姓を継ぐものでありますから、皇統が他に移つてしまふ、そういう判断になってくるわけでありまして。これはちよつと、非常に無理な感覚だと思ひますので、皇統とは男系と女系を含むという解釈でいいのかどうか、お尋ねいたします。

○福田国務大臣 皇室典範一条が定める「皇統」とは、天皇に連なる血統のことであり、男系及び女系の両方の系統を含むものと考えるところでございます。

○島委員 それから、福田国務大臣に、憲法を改正しなくても皇室典範の改正はできますねとお聞きしたところ、大丈夫ですとおっしゃったわけでありまして、これを確認します。

いわゆる、かつての加藤紘一官房長官の時代にこういう答弁をしています。憲法第二条は、皇統に属する男系の男子が皇位を継承する、皇統を背景として制定されたもので、二条は皇位継承者を男系の男子に限るという制度を許容していると考えます。これは、憲法違反じゃないかということに対してどうかということについての答弁ですから、そのままいいと思うのですが、世襲は伝統である、伝統というのは男系男子の継承である、憲法上の世襲には男系男子の継承が読み込まれているということであるという解釈をしている学者その他たくさんございます。

だから、本当にやるなら憲法二条の改正が必要という意見もありますし、素直に加藤さんの答弁を見ますと、どうもそのように読めないこともない。だから、福田大臣が憲法の規定の範囲で変更できるだろうとおっしゃったということは、今までのいわゆる憲法解釈が変わつたというふうにと

らえていいわけでしょうか。

○福田内閣大臣 憲法第二条ですね。これは、皇位を世襲であることのみに定めて、それ以外の皇位継承にかかわる事柄については、すべて法律である皇室典範に譲っているところである。女性の天皇を可能にするために憲法を改正する必要はないということとは、これは前にも申し上げたと思うのです。

ただいま御指摘の加藤内閣官房長官の答弁、皇室典範において皇位継承者を男系の男子に限っていることが、法のものとの平等を保障した憲法十四条との関係で問題を生じるものではないということを加藤官房長官の答弁では述べているものでございまして、皇位継承者を男系の男子に限ることが憲法上の要請である旨を加藤官房長官がご答えしたものでないということですね。加藤官房長官は憲法上の要請である旨をお答えしたものでないということでは私は承知をいたしております。

○島委員 加藤官房長官の話、要するに今、そういうものではない、そういうことでよろしいですね。憲法解釈の変更でもない。(福田内閣大臣「違います」と呼ぶ)違いますね。わかりました。では、最後にお尋ねしますが、この皇室典範の問題については、小泉総理の女性の天皇陛下下でもいいんじゃないかというような発言から出てきたというか、もちろん、その前に山崎幹事長もおっしゃってございますけれども、いろいろな議論になつてきたことというふうなことであります。

小泉内閣におきまして、皇室典範の改正について、小泉総理もおっしゃっているわけですから、取り組むお考えがあるかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○福田内閣大臣 皇室典範と申しますか、皇位継承制度の問題ですね。これは、皇室の歴史とか伝統、また国民の皇室に対する気持ちというふうないろいろな背景があつて現在の形になつていふということでは、幅広い観点から時間をかけて慎重に対応すべき問題であるというように思っております。

す。当面は、いろいろな御意見等がございますので、そういう御意見、また議論の推移を見守つていきたいというふうに思っております。

○島委員 ということは、当面はやらない、そういう話ですか。

○福田内閣大臣 やるかやらないかの前に、いろいろと議論をしていかなければいけないと思っております。

○島委員 小泉内閣もいろいろな改革をどんどん打ち上げられています。問題は、本当にこれを実行できるかどうかという話になつてきています。私は思っています。

前回の党首討論でも、一票の格差問題をやります、そして道路特定財源の一般化もやりますと言われた。きのう、地方交付税の問題について、全国土市長会の多くの議論が出ていふようでありました。ハンセン病の控訴断念のように、いろいろな深謀遠慮、さらにある意味の戦略レベルも考えてやつておられるのかもしれないから、それはあえて申し上げることじゃありませんが、本当にやるためには、政治というのはシステムですから、システムをきちんと研究していただいて、それでやつていかなければ、単に熱意だけで終わつてしまふのです。

熱意だけだつたらだれでもやるわけでありまして、言うだけだつたら、組上にのせるだけでござい進歩だなんて、とんでもない話だと私は思っています。組上にのせて、それをどう実行していくかが一番のポイントであつて、それを実行していくために知恵を出すのが内閣府であり、それを実践させるのが官房であり、そしてそれをきちんとしたルールに乗せるのが官房長官の仕事だと思つていますので、実際の、現実的な方法論を考へられて、きょう私が申し上げた三点は、首相の決議を使つたらどうですか、それから閣議の多数決原理というの導入されたらどうですか、ぜひとも、憲法解釈がそうだといいふに言わずに、これは検討していきたいと私は思っています。

それから、最後、もうぎりぎりまで来たら、本に総務会の問題について、議院内閣制で政府・与党一体というのは当然でありますから、これは現実問題としてかなり厳しいと思ひますから、それをもぜひ検討して、きちんと実行していただくことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○横路委員長 大島章宏君。

○大島委員 民主党の大島章宏であります。私は、原子力の安全というものを中心としながら、原子力政策全体についてもいろいろとお伺いをさせていただきたいと思ひます。

尾身大臣、大変御苦勞さまでございます。いろいろと各方面にわたつて御活躍であります。原子力委員会というものを所轄されておられますが、原子力の安全問題については、このところが大変重要なポジションだと思ひます。

私自身も省庁の改編問題につきましましてはいろいろと勉強させていただきました。原子力安全委員会と原子力委員会という二つの委員会、この委員会は、何となく、両方聞くのとどちらがどっちなのかという感じもするのですが、原子力安全委員会の方は推進委員会、こういうことになっておりまして、その目的が非常に異なるものが本場に同じところであつていいのかわかりませんが、そんな議論もあつたところでありまして、残念ながら、いろいろと国民の皆さんの原子力に対する安全性についての信頼というものが非常に今落ちてきてしまつておりまして、これは事実なのだろうと思ひます。

そういうふうな状況に至つてきていますので、原子力政策そのものが何となく揺らいでいるというののも実態だろうと思ひます。

振り返つてみますと、原子力が非常に脚光を浴び始めましたのは、皆様方御存じのとおりオイルショックというものがございまして。第一次オイルショックが一九七四年、第二次オイルショックが一九八〇年ごろだと思ひましたけれども、そう

いうものをきっかけとして原子力政策というものが非常に注目をされ、期待もされました。現実問題、原子力というものが、いわゆるオイルショック以降、日本のエネルギーの供給という意味で大変大きな役割を担つたことは御存じのとおりでございます。

そういう形で推移をしてきたのですが、このところ、幾つか情報が入つてくるのを見ますと、余りいい情報がない。特に、私自身非常にショックを受けたけれども、MOX燃料の利用をめぐる住民投票というものが新潟県で行われまして、この結果がMOX燃料の使用に対しては非常に否定的な意見が多くなつたということでございまして。この問題はいろいろなものが積み重なつてしまつたのだと思ひます。

なぜこうなつてしまつたのだろうかということを考えてみますと、原因というものは一つだけではないのでありますけれども、こゝろ、原子力安全委員会、そして原子力委員会というものを管轄されていまして、尾身大臣とされています。この状況に對してどのような感じといたしまして、感想をお持ちなのか、最初にお伺いしたいと思います。

○尾身内閣大臣 新潟県の刈羽村の住民投票におきまして、いわゆるプルサーマルについての賛成が少なかつたということについて、私も大変残念な結果だといふふうに考えております。それにもかかわらずといふふうに考えております。原子力政策を進めていくことが、資源が乏しい、特に石油についての依存度が一〇〇%近く輸入依存度になつていふという現状を考えれば、エネルギーの安定供給という点から原子力を進めていかなければならない。それから、公害対策、CO₂の関係等から見ても原子力発電を推進していかなくてはならないという中で、まだ我々の考え方を御理解いただけなかつたことは大変残念だと思つております。

残念だと思つておりますと同時に、やはり我々が安全性やそれから必要性について説明を十分してきたかというふうに、私は投票の前にも非常に

心配しておりましたが、今思いますとやはりまだまだ努力が足らなかったという思いでございまして、これからの安全の確保に絶対に間違いのないようにしていく。それから同時に、プルサーマルという、ウラン238をプルトニウムにして、その形でまた活用するということが原子力政策にとって非常に大事だ、別の言い方をすれば核燃料サイクルの確立ということが原子力が本来の意味で実用化するための基本的な条件である、そういうふうなことを考えているわけでございまして、今後とも不断の努力を続け、その必要性また安全性についてのPRをし、同時に安全性については、PRということだけではなしに、どんなことがあっても事故を起こさないというかたい決意を持って対応していきたいと考えている次第でございます。

○大島委員 きょうは古屋経済産業副大臣にもおいでいただいております。今尾身大臣からもお話がございましたけれども、考えてみますと、原子力関係者というのは非常に一生懸命安全性の確立とか何かに全力を尽くしてきたのですよね。全力を尽くしてきたのですが、スタートのころは、イギリスの燃料加工会社のいろいろな経緯から手抜き検査があったということで、これが一つの不信のスタートになってしまつて、そこから迎からおかしくなってきたのです。

それから、考えてみると、刈羽村の件については、例のラビカといいましたか、そこで十二万ぐらいの量が実際は五千とか一万円ぐらいの量になってしまった。こういうことも非常に住民にとつては不信感につながつてしまつてい

ね。どうもここら辺が積みもつて、私自身、テレビ報道を見ていまして、一つの非常に衝撃を受けた映像があったのです。ある方がこの問題について説明に行こうとしたら、入り口のところで、奥から出てきたお父さんが、だめだめ、またうそをつくのだから、こういうふうな話で追い返されてしまったのです。なぜあんなつてしまったのか。要するに不信感なのですね。

ですから、確かに原子力というのは非常にたくさんさんの技術で成り立っているものですから、一概にこれがこうで安全なのですよと云つてもなかなかおわかりいただけませんが、一番わかりやすいのは、さつき言った量なんかを含めて、うまくまかしているということが何か全体の不信につながつてしまつて、私は、ここら辺、要するに原子力政策をだれが責任を持つてタクトを振るっているのかというのがよくわからない。

科学技術庁というのがありましたけれども、これが今文部科学省の方に移つてしまつて、技術開発の方は遠山大臣が所管しますね。それから、安全委員会と原子力委員会の方は尾身大臣、そして商業炉関係は経済産業大臣というのですが、では、トータルした原子力の政策の責任者はだれなのかというところがよくわからないわけです。

だから、今回も住民投票の結果、尾身大臣からお話ありましたが、では、日本ではトータルした原子力政策の責任者というのはだれなのだろうか。ここら辺、副大臣にお伺いするのはあれであります。経済産業省あたりもうちよつとしっかりとした姿勢を示すことが必要だと思うのです。副大臣、いかがですか。

○古屋副大臣 お答えさせていただきます前に、まず冒頭、大島委員におかれましては、原子力政策並びに一連のエネルギー政策に対して大変深い御理解と造詣をお持ちであるということに対して、心から敬意を表したいと思つております。昨年一緒に視察をさせていただいたときも、その造詣の深さというものを認識させていただきま

した。今御質問のあったことでございますけれども、やはりこの一連の、例えばMOX燃料の改ざん事件が発生したりとか、あるいは委員御地元のジェー・シー・オーの臨界事故が発生したりとか、あるいは先ほども御指摘のありました電源特会の交付金を活用した生涯学習センターのラビカ事件で、これはもう原子力政策とは基本的に全く違う次元、違う分野の話で不信感を抱いてし

まつている。私も、これは非常に残念に思つております。そういうことが複合的に作用した結果、今回の刈羽村のいわゆる住民投票があいいう形になってしまったというふうに思つております。

しかし、住民投票がこういう形にはなりませんでしたけれども、委員御指摘のように、このプルサーマル計画というのは、我が国の核燃料サイクルの重要な柱を占めているということについては全く変わりがないと、やはりこの投票結果について、いろいろな要因がありますけれども、今申し上げましたように、例えば原子力に対する漠然たる不安であるとか、あるいは一生懸命国も責任を持つて説明してきたけれども、それが不十分であつたとか、いろいろな要因があつたと思ひます。今後はこういうことがしっかりと住民に正しく理解していただけるように、政府はもろんのこと、やはり電力事業者に対してもしっかりと働きかけをしていく、こういう必要があると思ひます。

その一環として、過日、プルサーマル連絡協議会を設立させていただきました。これは、古川事務の官房副長官がキャップで、関係省庁の局長クラスで構成をされております。六月五日に第一回が開会をされましたけれども、地元を取り組みへの理解を深めていくこと、あるいは、各省庁がしっかりと綿密な連携をとつて、そして今後のこのプルサーマル計画が着実な推進に向けて取り組んでいけるよう、この組織等を通じて全力で努力をしていきたい、このように思つてい

る次第でございます。○大島委員 今の古屋副大臣からお話がありました。政府内部でも、要するに、原子力政策の責任というのはどうなんだ、だれが責任を持つてやるんだ、もうちょっと全体的に整理してもらふことが必要じゃないかと私は思ふんですね。分担になつちやう、結局だれも責任者が出てこないんですね。原子力政策の責任者は私ですという人がどうも見当たらないんですよ、分散しちやう

て。ここら辺は、ぜひ政府内部でも責任ある体制が組めるように再検討いただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

続きまして、先ほど古屋副大臣からお話がありました。ジェー・シー・オーの事故で大変東海村の住民が被害に遭ひまして、とうとうい命も、お二人の方が亡くなられたという事故が起りました。そういう問題も含めて、これは尾身大臣にも一生懸命頑張つていただかなきゃならないんですが、その中で、きょうは文部科学大臣政務官、水島さんが来ておられますが、サイクル機構内の高レベル液体廃棄物というのはどうするか。これは、何回聞いても多分明確な答えは出てこないと思ふんですが、注意喚起するために私は質問するんですよ。これは今後どうするか。大体、計画はできましたか。

○水島大臣政務官 先ほど尾身大臣からおっしゃいましたように、環境にしろ、安全性、経済性、そういうことを考えても、やはり原子力エネルギーを文部科学省としても推進する……(大島委員「液体廃棄物の処理計画はできているのかどうか」と呼ぶ)これだけでよろしゅうござい

ます。これは、最終的には、御存じのように、地下にステンレス、鉛、それからコンクリートということとで埋めるんですけれども、その前段階としましては、ステンレスの水槽に、まず安全性のところにはしばらく置きまして、それから、その次がガラス固化をする……(大島委員「理屈じゃなくて、具体的な処理計画をお聞かしているんです」と呼ぶ)処理計画は、ですから、最初は……(大島委員「四百八十立米ぐらいあるでしょう、液体廃棄物が。それをどうするか」と呼ぶ)そういう順番でやっていくということのお答えじゃだめですか。(大島委員「だめです」と呼ぶ)○横路委員長 委員長の許可を得てから発言してください。

○大島委員 仕組みじゃなくて、実際にある高レベル液体廃棄物を何年間にこういう形でやつて、

どこにそのガラス固化体は保管しますとか、その計画が全然見えないんですよ。その話なんです。

○水島大臣政務官 方法はそうでございますけれども、一応、十三年度以降、当面は約四十トン、毎年四十トン、四十本のガラス固化で処理していくという方法でございます。

○大島委員 毎年四十トンぐらい処理できますか。ガラス固化体、できましたか、今。

○水島大臣政務官 私事務局から聞いた話でございますけれども、できるといふ話でございます。

○大島委員 それは、処理した後はどこに保管する予定ですか。

○水島大臣政務官 ガラス固化技術開発施設、TVFと言っておりますけれども、そこにおいて安定な形で固化して、同施設への保管を進めているところでございます。

○大島委員 今ちょっとお話がありました、そこら辺が非常にまだ明確じゃないところでありまして、住民の方のさまざまな原子力に対する不安感、不信感というものを払拭するためには、そういうものを一つ一つ、不透明なもの、不明確なものを明確にしていくことが、最終的には信頼を得ることになると思うんですね。

だから、これは古屋経済産業副大臣とは所掌が違つかも知れませんが、所掌なんかどうでもいいですから、原子力全体の国民の信頼を得るために、文部科学省なんかともよく調整しながら、この問題についてはぜひ古屋さんの方でも関心を持っていただきたい。それで、この高レベル液体廃棄物については、こういう形で処理し、こうやって最終的にはここに置くんですよという全体計画を早くまとめてもらうように要望しておきたいと思っております。

続きまして、原子力の安全対策ということでありますが、アジアの原子力発電所等々に対しても、日本としても関心を持っていかねばならないと思っております。日本の原子力の安全性だ

け確保しても、アジアの原子力が何か万が一大きな事故があった場合には、もうもろに日本も被害を受けるわけですから、こちら、日本としてはどういう形でアジア全体の原子力に対する安全性の確立に努めているのかということ、尾身大臣にお伺いしたいと思います。

○尾身国務大臣 現在、アジアの各国におきましても、例えば韓国、中国、台湾など、原子力の発電施設が今動いているという状況でございます。これについての安全確保というのはもちろん極めて大事でございます。私ども、日本の安全確保の基準、安全基準というのは世界的に最も厳しい安全基準を持っているというふうと考えておりますが、やはり国際的な共通の安全基準というものを設けていく必要がある。

そのためには、私どもの安全基準についての考え方について、いろいろと情報交換をしながら、アジアの方々にご理解をいただいた、できれば日本の厳しい安全基準でアジアの国々も安全確保を図っていただくような国際的な標準的な安全基準というものを一つ一つ上げていきたい。そして、それによって世界全体が原子力について安全性の確保を人類共通の課題としてやっていくという体制をつくっていきたく考えております。

○大島委員 こちら、日本という国はとも日本国内のことにとらわれがちなんです、このことについては、ぜひアジア全体の安全性の確立についても積極的に、尾身大臣の個性を大いに発揮していただいて、幅広い形の展開をお願いしたいと思っております。

それから、先ほど言いましたように、オイルショック以降、原子力も大変大きな役割を果たしましたが、同時に、自然エネルギーの利用と太陽光等々、大変大きな役割を果たしてきました。古屋副大臣の方に、自然エネルギーの利用の拡大に向けた取り組みについては今どういうふうに行っておられるのかということについてお伺いしたいと思います。

○古屋副大臣 委員御指摘のように、自然エネル

ギーは、やはり環境という観点から極めて重要であるというふうな認識をいたしております。その中でも、太陽光発電であるとか風力発電の新エネルギーは、やはり地球環境問題への対応という観点からも、積極的に今その開発あるいは導入を進めているところであります。

一方、こういった新しいエネルギーは、今のエネルギーと比べますと残念ながらまだコストが高いです。また、太陽光であるとか風力発電は、ある意味で気象条件に非常に左右されるといふことがあります。そういった面での安定供給という観点からすると多少問題がある。参考までに、コストは、住宅用の太陽光については一キロワット当たり大体四十二円から七十円ぐらいでありまして、それから、風力発電が十円から二十四円というところで、大体二、三倍しているというのが実態であります。

しかし、これをいかにコストを下げていくかということが重要でありまして、そのために、高性能化への技術開発であるとか、新エネルギーを設置した場合に補助を通じてこの導入を促進していく、こういう政策に積極的に取り組んでおります。特に家庭用につきましては、例えば一キロワット当たり十二万円というような補助をして、軒下でも多くの方に太陽光発電を活用していただく、そんな政策も進めておるわけであります。結果として、太陽光につきましては、発電設備容量ベースでは現在世界一の導入実績を誇るというところまで来ております。

総合資源エネルギー調査会の中でも長期エネルギーの需給見通しというものを今検討いたしておりますけれども、二〇一〇年という導入目標で見てもみますと、原油換算で約九百十キロリットル、一次エネルギー供給の約三、二％程度をこの新エネルギーで供給したいという目標を掲げております。また、そのほかにも、地熱だとか水力を加えたいいわゆる再生可能エネルギー、これで見てもみますと、二〇一〇年までにそれをトータルいたしますと大体一次エネルギー供給量の六、六％程

度ぐらいにはなるだろう、こういうふうな思っております。

今後とも、この数値をいかにして上げていくかということが大切だと思いますので、一層の新エネルギーの導入促進につきまして積極的に経済産業省としても取り組んでいきたい、このように思っている次第でございます。

○大島委員 ぜひそれはそういう方針でお願いしたいんですが、私は質問させていただきましたけれども、国民の原子力に対する信頼感を高める上でも、自然エネルギーの利用を最大限やるということは大変重要なことですね。国民の中の不信の一つに、何か自然エネルギーはそこそこにして原子力だけでやっているんじゃないかという不信感もあるんですね。したがって、風力発電でも太陽光発電でも、やれることは全部やる、そういうことが結局は国民の原子力に対する不信感を払拭するといえますか、信頼を回復する一つの道にもなりまして、今お話がありましたように、太陽光発電を一九九六年に比べて二〇一〇年には大体九十倍ぐらいになるとか、あるいは風力発電についても、一九九六年ベースでいいますと二〇一〇年では二十倍になるとか、いろいろ政府の方でも基本的な考え方を持っておられるようですが、さらに加速してもらいたい、このことについては私は強く要望しておきたいと思っております。

それから、原子力政策については、時間の関係上、以上にさせていただきますが、これから天然ガスの利用等々も大変重要でありますし、こちらにも力を注いでいただきたいと思うんです。

最後に申し上げますが、何分にも、水島文部科学政務官も高レベル液体廃棄物の処分問題についてもうちょっと関心を持ってもらいたい。突然文部科学省の方にこれが入ってきて大変かもしれないけれども、非常にここがかなめなんです。だから、ぜひ関心を持っていただいて、全体的な計画を、尾身大臣とか何かの協力をいただきながら、どこの省庁が担当なんというの私は私は関係ないんです。原子力の安全性を確立し、国民の信頼

を回復するためにどうしたらいいかということ、省庁の壁なんか関係ありませんから、一つ一つぶしていただきますように、これは強く要請をしておきたいと思えます。

それから、尾身大臣に理工系の教育改革についてお伺いしようと思いますが、ちよつと時間がなくなつてきてしまいましたので、大変恐縮です。

科学技術の教育というのは何となく今揺らいでいるんですね。文部科学省が改組をされていますが、パイコル三さんというのをやっております。じやだめですね、正直言つて。何となく教える量を減らそう減らそうといつてやっていますね。それから実験なんかも大分削つちやっていますね。ペットボトルロケットなんか、あれは非常におもしろかつたですよ。ああいうものを削つちやつて、何をベースに文部科学省が改革をやっているのかわかりませんが、科学担当大臣として、こちら辺、もうちよつとしゃきつと文部省にも物申して、理工系の教育問題についても少し力を入れていただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○尾身国務大臣 私大島委員と全く同じ考え方を持っております。やはり、家庭で教えられるようなことは家庭でやっていたら、学校でしかできない、基礎的な理科系あるいは数学とかそういうものをしっかりと学校でやるように、いわゆるゆとり教育という名のもとにふつとしたことを教えることがいいということは、必ずしもそういうことではないと思つております。

それから、私どもは、実は科学技術基本計画第二期におきまして、今後五十年間にノーベル賞学者三十人を出すという目標を立てております。今までの五十五年間というのは、日本は六人しか自然科学系はおりません。アメリカが百八十人、イギリス四十四人、ドイツ二十七人、フランス十人。今までの過去五十五年の戦後の実績を考えますと、日本の力をもってすれば三十人くらいは今後五十年間にノーベル賞学者が出るはずでございまして、そういう目標を国として掲げております。

す。

そして、山を高くすることが大事、それによつてまたみんなが夢を持って理科系に進む、それによつてすそ野が広がってくる、そのことによつて科学技術創造立国が実現できるというふうな考へておられます。山を高くすると同時に、教育の面におきまして、すそ野を広くする、そして産学官の共同研究も進めるという、いろいろなことをこれからやっていかなきゃならないと考えております。ぜひ御理解と御協力をお願い申し上げます。

○大島委員 さつきも渡辺委員からお話がありましたが、官庁の中でも技官を冷遇するなんというものはもつてのほかであります。大学のときも勉強も大変苦労しながら、もちろん文系の人も大変だと思ひますが、平等なことです。だから、ぜひそういうのは、平等にしたいと思います。でもらいたいと思ひますね。

○尾身国務大臣 これはおっしゃるとおりでございます。科学技術庁時代に技官という名前がついていて、人物を、文部科学省になりましたら全部事務官という名前に切りかえちゃつた。したがって、ほかの役所には技官といふのがありますが、文部科学省の前の科学技術庁時代にいた技官は事務官という名前に変えられちゃつておりました。私はこれを聞いて愕然としたしまして、一体そういうことではないのかという思ひを持っています。ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○大島委員 ぜひそこら辺は、処遇改善といひますか、やる気が起こるように対応を考慮してもらいたいと思ひます。最後の質問ですが、警察に関する改革問題についてお伺いしたいと思います。

最近、警察の方も第一線で一生懸命頑張つてはいただいておりますが、全体的にどうも警察に対する国民の不信というものが高まってきているような感じがします。そこで、警察の不信にどう対処するかというのを村井国家公安委員長にお伺いしたいんです。

です。

要するに、警察に何かおかしいんじゃないかと物申すと、かえつてやられちゃうんじゃないかというところで、なかなか警察に物申せない。片つた方は捕まえる権利があるんですが、こつちは捕まえる権利がないんです。そこら辺で国家公安委員会がもうちよつと頑張つてもらいたいという感じがするんですが、こつち辺、どういふふうに感じておられるのか、お伺いしたいと思います。

○村井国務大臣 警察と申しますのは、何と申しましても一番国民に身近な、しかし、今大島委員御指摘のように、強制力を持った国家機関と申しまして、善い市民が不信任を持つというふうなところになつちやいかぬわけでございます。やはり善い市民の味方ということで認識をされなきゃいかぬと思つております。

しかし、そのために私どもとしましては、捜査は、個人の基本的な人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにして事件を解決することを目的とするものだということで、刑罰法令に触れる行為があればきちんと法と証拠に基づいて厳正に対処することが基本だ、このように考えているわけでございます。現実には、私も国家公安委員長という立場になりましたらいろいろ見えておると、例えばメールとか投書とかで参りますいろいろな情報がございます。こういうものを見ておられるのも、いろいろな形で国民の皆様は警察に対する不満がございますとか不信でございますとかそういうものがありますことは、私もよくわかつたところでございます。

そのあたりに対応しますために、先般、警察法の改正をしていただいたわけでございます。当委員会等々でいろいろ御努力いただいたわけでございますが、御案内のとおり、六月一日から警察署協議会というものを各警察署につくることにいたしました。スタートいたしました。かなり反響もよろしいようでございまして、いろいろな形で警察に住民の皆様、近隣の皆様のお声を反映させていくことができるのではないかと。

それからもう一つ、各都道府県にございます公安委員会に対して苦情申し立ての仕組みというものの、これも警察法の改正、六月一日から施行ということでございますが、きちんと文書でお申し立てをいただくような仕組みをこしらへ、そういう苦情がうやむやにならないような体制をつくつた。私は、このあたりのところは非常に大きな前進ではないかと思つております。

私も毎週国家公安委員会の会合にも出させていただいておりますが、大変活発な御議論もいろいろと聞かれます。今大島委員御指摘のような、国民の信頼を再びきちんとちよつと回復できるように、層努力をさせていただきます。

○大島委員 ぜひそういうふうな形でやっていた方がいいのですが、最近、警察を訴える裁判も随分出てきているような感じがするのです。一言で言えば、どうも身内には甘い。警察の内部が絡んだようなものに対しては割と甘い形になって、他人に厳しく自分に甘い、そんなイメージが警察に対する不信につながっているんだと思つたのです。

そこで、警察庁長官にお伺いしたいのですが、こういう流れの中で、例えば、世間の風をもつと入れたらどうか。どうも世間とちよつと異なるような感じとか、あるいは世界の改革の事例をもうちよつと取り入れて改革するとか、あるいは、警察もたくさん犯罪がふえてきて大変なのかもしれない、だから、人数は足りているのかとか、あるいは、この間も一人の方がナイフが包丁で刺されて亡くなりましたね、その警察の方の補償の問題とか、さまざまなものがあると思うのですが、こつち辺を含めて、警察の信頼回復と現場で働いている方が誇りを持ってやれるような環境を整えるためにどういふふうな対策をとろうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○田中政府参考人 お答えいたします。

警察といえども、従来から、今お話しのようにいろいろな事案がございまして、国民の信頼を回復するために大変な努力を重ねてまいりました。

その大きな柱といたしまして、先ほど村井大臣の方から御答弁申し上げましたように、警察法の改正もお願いいたしまして、警察署協議会あるいは公安委員会に対する苦情制度も定めていただきましたので、この制度を有効に活用してまいりたいと思います。また、世間の風といいますが、いろいろお話がございましたけれども、協議会というのもそういう一般の声を反映させる場としてこれから有効にさせていきたいと思っております。また、警察安全相談というのも大変活発に行われておりまして、一般の方の意見を一般の方の目線で我々は受けとめるというふうなことで努力をしてまいりたい、かように考えております。

お話しのように、我々の仕事は透明性ということが大事でございますので、例えば、警察官あるいは警察官の関係者が関与していたからといって、それが公正に行われていないのではないかとというような不満を持たれないように努力をすべきであると思っております。

また、人員体制が十分なかどうかというお話がございました。これは私も、はっきり申し上げまして、最近の治安情勢は大変厳しゅうございまして、人員体制につきましては、委員会の御理解も得ながら、体制の強化あるいは増員についても努力していかなければいけないというふうに思っております。

さらに、第一線で仕事をしております警察官の処遇につきましては、特に、先ほど埼玉県の殉職事案に絡みましてのお話がございました。私ども、殉職事案あるいは受傷事故防止につきましては大変な努力をしておりますけれども、残念ながらあのような事態が発生いたしました。

この補償と申しますか、今回のケースにつきましてまだ具体的に数字等を出しておりませんけれども、従来から国家公務員災害補償法とかあるい

は地公災とかいうことでいろいろな措置も講じられておりますので、この制度を十分に生かしてまいりたい、また、さらにこの充実強化をお願いしてまいりたいと思っております。

また、御遺族に對しましては、できる限りのケアと申しますか、そういうものもなければいけませんし、またその後におきましても、いろいろな形で第一線の職員の士気が高まるような努力を重ねてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○大島委員 ありがとうございます。

○横路委員長 石毛議員さん。

○石毛委員 民主党の石毛議員でございます。

本日は、五月三十一日に経済財政諮問会議から出されました今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針、目次案として示されたわけでございます。そこ含まれております社会保障の部分に関連して、女性と社会保障という観点を主にしまして、男女共同参画担当大臣かららっしゃいます官房長官に質問をしたいと思っております。

その前に、以下基本方針と呼ばせていただきますけれども、基本方針が目次案として示されております。六月末までに骨太の方針という、何だか骨太という言葉の響きが強く出てきておりますけれども、いつごろまでにどういう見通しをもつて固められていくのかということが必ずしも明瞭ではないと思っております。

そしてまた、もう一方では、三月三十日の日付だったと思っております。政府・与党から社会保障の改革大綱というものが出されております。この大綱の内容と基本方針目次案の内容が必ずしもすべてにわたって照応関係にあるわけでもないというふうなことも気になるところでございます。

社会保障だけではなくて、内閣と与党との関係というのは、先ほど島委員からも質問が出されておりましたけれども、このあたりの整合性もこれからどういふふうにとられていくのかということ

も大変気になるところでございます。何をどう受けとめてどう判断していくべきかということでは大変重要なところだと思っております。差し当たりまして、基本方針の目次案に示されたこの中身が、どのような見通しといえるでしょうか、ベースが、どのような見通しといえるのか。

そしてまたもう一点、この中で触れられております社会保障制度に関して、もうそろそろ予算の編成期でございますけれども、来年度の予算編成では、盛られていく社会保障の中でどういうことが先行して着手されていくのか、そのあたりをまず副大臣にお示しいただきたいと思っております。

○松下副大臣 今後の経済財政運営それから経済社会の構造改革に関する基本方針、今先生おっしゃいましたけれども骨太の方針と言っています。経済財政諮問会議ですと勉強会を続け、議論をしているところでございますけれども、特定のスパンといいますが、期間を前提としたものではありません。構造改革の内容、青写真といいますが、それを国民にわかりやすく示すメッセージとして伝えたい、そして具体的かつ実現可能性のある政策を示すものにしていきたい、こういうふう考えているわけでございます。

構造改革と申しますと、二十一世紀の社会に必ずしもふさわしくなくなってきた経済社会の仕組みを変えていくことにあるというふうに考えております。まして、それを実現していくために必要となる政策の中には、この前発表しましたけれども、緊急経済対策のように速やかに実行に移していかねばならないものもございまして、抜本的な改革を進めるためにも、国民との対話を通じて問題意識を共有しながら理解を進めていかなきゃならないというふうにも考えております。構造改革に要するスパンも、それに応じてそれぞれ異なるものではないかなというふうに思っております。

前回、七つの改革プログラムを含む基本方針を目次としてお示しいたしましたけれども、その中に社会保障制度等も入っておりますので、その中に大変これも重要な課題でございます。熱心

な議論が続けられております。総理の施政方針にもありましたけれども、あれは、国民の安心と生活の安定を支えるものであるということと、自助と自律を基本としていくということで、お互いが支え合う、将来にわたり持続可能な、安心できる制度を再構築していかなくやらないというふうなことを考えておまして、基本方針においてこの観点から改革の方向性を示していきたいということ、今勉強会が続いているところでございます。

○石毛委員 御答弁の中に、期間を前提としていないという表現をなさったと思っておりますけれども、来年までとか再来年までというふうな、そういう期間の限定ではなくても、総理は全体として緊急構造改革という取り組みをなさっているんだと了解しております。それほど長い期間ではないと思っております。三年ぐらいなのか五年ぐらいなのかというふうなことはお示しいただきたかったというふうに思います。

それから、自助と自律を基本としたというのは、これは、価値判断は別にしまして、基本的な視点と申しますか、理念に関する部分で、政策そのものではございませんので、予算編成に着手していくときに優先項目として置いているのは何なんでしょうかというふうにお尋ねしたことに關して、明快な御答弁をいただけなかったのが残念ですけれども、時間もありますので、男女共同参画大臣にお願いいたします。

この基本方針案の中には、「社会保障全体に共通する課題」としまして、「少子化・高齢化の進行を踏まえた女性、高齢者の社会参画の拡大、就労形態の多様化への対応」という部分がございまして、社会保障全般をお尋ねしたいところですが、本日は女性と社会保障という観点からということ、この部分に對しまして、大臣、どのような内容をお受けとめになっておられますでしょうか。その確認をさせていただきます。

○福田国務大臣 ただいまお話ししました経済財政諮問会議、これは今月中をめどと言っております、事実上今月中に骨太の方針、これは骨太は

何か、こういうお話がありましたけれども、大方針、基本方針というようにお考えいただいたらよろしいかと思ひます。これを取りまとめました。ただいまお話ございました男女共同参画社会実現の關係の諸問題についても検討をいたしております。例えば、女性、高齢者の社会参画の拡大とか就労形態の多様化への対応といったようなものでございます。

私の立場、男女共同参画担当として申し上げれば、女性の社会参画の拡大、それから仕事と子育ての両立支援、これは男女共同参画社会を実現していく上で極めて重要な課題でございますので、政府一体となって取り組んでいきたい、こう思っております。総理が所信表明で述べておりますような、保育所の待機児童ゼロ作戦とか放課後児童の受け入れ体制の整備、こんなふうなことも諮問會議の方でもって検討していこうというように考えておるところです。

○石毛委員 もう少しお尋ねさせていただきたいと思ひますけれども、この男女共同参画基本計画の社会制度、慣行の見直し、意識の改革という部分に、「個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討」というふうにご覧いただけます。この中に、「税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行について」等々、こういう記述がございます。

そして、先ほどちょっと触れました政府・与党の社会保障改革大綱の中には、やはり女性の就労形態とかかわりまして社会保障制度の見直しが必要というところが二カ所にわたって触れられていっていると思ひます。「就労形態の多様化や女性の生活形態の変化などに対応し、個人の生き方の選択によって不合理な取扱いが生じない公正な社会保障制度を目指す」ということですか、あるいは「パートタイマー等雇用形態の多様化に対応した制度の見直し、女性の就労など個人の選択に中立的な制度への見直しを」図るというような指摘がこの改革大綱の方に触れられております。

そこで、これらを総合的に勘案してみますと、男女共同参画の基本計画に即しまして、税制、社会保障制度、賃金制度等々につきまして、もうそろそろ具体的な検討の方向性あるいは検討の項目などについて踏み込んでいる時期に来ているのではないかと私は受けとめているところでございます。

先ほどの御答弁では、保育あるいは仕事と家庭の両立支援というふうなことで御答弁いただきましたけれども、医療保険制度ですとか年金保険制度ですとか、今女性が大変関心を持っておりまして、そういう分野に關しまして、実際に男女共同参画社會の會議としまして、どの程度のところまで踏み込んで考え方がまとめられ、あるいは作業が進展しているのかということをお示しいただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 社会保障改革大綱、これの進捗状況ですね。

○石毛委員 この改革大綱は三月三十日付で発表されておりました、その後にワーキングチームも出てきておりました、そのワーキングチームとそれから内閣府に置かれております男女共同参画社會の會議は組織的には違うものだと思いますので、男女共同参画、内閣府の方としてどういうお取り組みの状況にあるかということをお示しく下さいというのを申し上げたのです。

○福田国務大臣 ですから、政府・与党の社会保障の改革協議会ですか、これが大綱を決めたわけでご覧いただけますけれども、その具体案について専門の委員會をつくって今作業を進めているところがございます。ですから、その具体案がいつできるかということになりますけれども、もう少し時間がかかりまゝです、それを待っておりますところでございます。

その大綱も、先ほどの財政諮問會議、この中に取り入れていこうというふうなことで、相互連携をとるということになっておるところでございます。そして、もちろん、この中で男女共同参画の部分と關係するところについては、相互に連絡し合うということに当然なと思ひます。もちろん

ん、男女共同参画は、経済財政諮問會議の方でも考え方は取り入れて、連携を密にしてやっていると、いうところでございます。

○坂東政府参考人 男女共同参画會議のもとに影響調査専門調査会を設置いたしまして、社会保障制度ですとか税制ですとか社会的な制度、慣行が女性のライフスタイルの選択に影響をどの程度及ぼすのかということについて御研究をいただくことにしております。きょうも実は三時から第二回の會合を予定しております。

○石毛委員 そうしますと、確認でございますが、大臣が御答弁くださいました中の委員會という表現は、今局長が御答弁いただきました影響：（福田国務大臣「それとは別です」と呼ぶ）別ですか。もう一度そのあたりを、それでは、委員會というのとはどこにつくられているのですか。

○福田国務大臣 ちよつと、いろいろな検討の場を申し上げたので誤解をされてしまいましたけれども、委員會というのは、これは社会保障關係の大綱に基づいてこのもとに委員會をつくる、こういうこととございまして、それはそれで今いろいろ議論を始めたところだと思ひます。

○石毛委員 局長に御答弁をいただいてもよろしいかと思ひますが、それでは、大綱に基づいた委員會の中で、例えばパートタイマーという働き方と社会保障のあり方というふうなことが検討課題に上っているのかどうか。それから、今局長が御答弁いただきました。正式な名称は影響調査専門調査会ですね。そこでこれから御討議いただくという御答弁だったと思ひますが、もう少し、柱組みの御答弁は、これはお考えになっていらつしやらないかと思ひます。

委員の方で、私は、委員會の方でこのテーマが上がつているかどうかということ、それから影響調査の方でこれから取り組むということがどういうふうなリンクして、いつごろまでにどういう像が描かれていって、それが国民の前に示されるのかという、そのあたりの見通しを知りたいんですけれども。

○坂東政府参考人 お答え申し上げます。専門調査会の議論は、今立ち上がったところでございますので、具体的にどういうテーマについて意見をまとめたかどうかということについてはまだ正確な結論が出ておりませんが、例えばヒアリングの中で、雇用形態、先生が今御指摘いただきましたようないろいろな働き方、就労形態の選択が例えば税制や社会保障制度とどういうふうなリンクしていくのかとか、いろいろな社会保障の制度が就労形態に影響をするのではないかと、いったようなことについて研究し、また、できればいろいろな形態のものについてシミュレーションをしていただいて、中立的かどうかといったようなことについて御研究をいただくというふうな予定にしております。恐らく、ことしじゅうに中間的な意見が出していただけるかどうかというふうな状況ではないかと思ひます。

○石毛委員 そうしますと、大臣と局長の御答弁、勘案させていただきますと、就労形態の多様化と社会保障、とりわけ社会保険との關係が重要かと思ひますけれども、それにつきましては二年か三年は要するというふうなところ、これは理解をいたしましたけれども、大臣、今首を横に振られておりましたので、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○福田国務大臣 今、専門的に社会保障關係で検討を進めております。どういうようにその結果がなるのか、いつごろ結果が出るのか、これはなるべく早く結論を出さなきゃいけない。そして、でき得れば、採用できるものは来年度の予算編成のときに間に合うように、そこに反映させるようにというふうに考えております。すべて一斉にでき上がるというのかどうか、これは申し上げられませんが、なるべく急ぎたい。二、三年というふうなことでなくて、遅くとも早くというふうなことを考えております。

○石毛委員 委員會の方向性を出す内容について、すべて来年度の予算編成に間に合うかどうかというふうな御答弁でしたので、必ずしも最終的

な確認をさせていただくということにはならないかと思いますが、今のお二方の御発言ですと、もしかしら影響調査会の方の作業がタイムスケジュールとすればおくれしてしまうのではないかと不安も、私は今御答弁を伺って思いましたので、そのあたりはぜひとも局長には頑張っていただきたいと思しますので、申し上げたいと思います。

次の質問でございますけれども、女性と社会保障のあり方を考えていく場合に、今まで、社会保障の中でもとりわけ社会保険といえますのは、就労、雇用、所得等とかかわってプログラムされてまいりましたけれども、今、社会保障の世帯単位から個人単位へということが考え方の基本に据えられるようになっていく。これは、村山内閣のときの社会保障制度審議会の答申が意見具申か、どちらかに盛り込まれていた中身だったと思えますけれども、そうしたことを考えますと、いわゆる年金の第三号被保険者と言われるような方、あるいは医療保険の、扶養家族になっている、妻と言われる方たちの保険のあり方等々、これも大きな一つの検討課題になっているわけです。

そのことの政策的な方向性を考えていくために、私は、やはり基本計画の中に盛り込まれております、これも影響調査の非常に大きな重要なテーマだと思えますけれども、「無償労働の数量的把握の推進」という事項がございます。このことに関してしてどのように今進んでいるのか、その点について御答弁をお願いいたします。

○坂東政府参考人 お答えいたします。
先生御指摘のとおり、男女共同参画基本計画におきまして無償労働の数量的把握の推進を盛り込んでおりますが、五年ごとに行われます社会生活基本調査におきまして、一日当たりの男女の家事、育児、介護等の活動に要する時間を把握しようとして努めているところでございます。特に、アンペイドワーク研究会という研究会を開催しまして、例えば、国際動向を踏まえて概念、定義、把握方法等々についても研究をしていただくという

ことで、今回の社会生活基本調査に活用しようとしていくところでございます。

○石毛委員 もう時間もありませんので、もう一度要請になりますけれども、少しタイムラグになるのではないかと不安と懸念がございますので、そのことだけ申し上げます。

大臣にぜひ伺いたいことでございますけれども、貧困の女性化というように注目が注目をされるようになってきているわけですが、昨今注目の大臣は、貧困の女性化ということについて、どのようなお受けとめ方をなさいますでしょうか。

○福田国務大臣 これは、社会が変化してきているということの一つのあらわれなんだろうと思えますけれども、貧困の女性化、特に貧困に陥る危険性が高いのは男性よりも女性である、こういうことはいろいろ指摘されているわけですね。例えば、経済力の男女不平等、そして格差とともに社会的につくり上げられた男女の役割の硬直性などの要因、それから社会福祉制度が継続的な有償雇用の原則に基づいている場合、特に高齢者ではそういう現象があるというようにござい

ます。ですから、この貧困の女性化のない男女共同参画社会の実現を図ることは大変大事なことであり、このことでもございますので、この男女共同参画基本計画におきましても取り上げているところでございます。雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進、高齢期の所得保障、それとともに政府の施策が女性と男性に実質的にどのような影響を与えるか調査をするなど、男女共同参画の視点に立つた社会制度、慣行の見直しなどをこの計画の中に盛り込んでおるところでございます。

○石毛委員 きょうは厚生労働省から雇用均等・児童家庭局長においでいただきましたので、関連した質問をさせていただきます。

私は、貧困の女性化というように関連しまして、やはり、女性の就労として労働条件がどれだけ安定的に確保されるかということが、関連

する社会保障制度の女性にとつての安定性を保つ上で大変重要だというふうに思っております。

そうした観点も踏まえまして、この間女性の就労を見ますと、もう女性の就労は、一般の女性就労の三七・四割、四割近くがパートタイム就労というところでございます。もう一方、賃金ということになりますと、賃金格差は拡大している。例えば、これは政府の発表しているデータですけれども、一九七八年ですと、一般労働者を一〇〇としまして、パートタイム労働者の賃金水準は七八・四、約八割の水準を実現していた。ところが、今は六八・四のところまで落ちてきている。こういう格差が趨勢的に拡大している状況で、むしろ女性の就労は不安定化している。

それに、就労形態も、例えば派遣労働等々大変多様化しているという状況ですので、今、きつくと女性の働き方を制度的に確立するその支えをつくっていくかないと、社会保障に関しても、制度の適用者にはなるかもしれないけれども、給付の実態から見れば、不安定な社会保障受給者をたくさんつくり出す、あるいは社会保障からドロップアウトさせてしまいかねないという問題がこれから起こってくるのではないかと、そういうことと絡んで貧困の女性化というように私も私は受けとめております。

そういうことで、岩田局長にお尋ねしたいのですが、一九九四年に国連でパートタイム労働に関する条約が採択されておりますが、日本ではどのようなことがたまたままで検討されてこれたのか、そのことをお尋ねいたします。

○岩田政府参考人 ILO百七十五号条約が採択されましたときに、日本国政府が採択した条約の規定している内容についてお尋ねは、条約の規定している内容についてお尋ねは、解はできるものの、将来の批准というところを考えたときに、国内法制との乖離が相当程度ございました。それは困難ではないかということで、採択の時点で投票態度として棄権をいたしましたわけでございます。そういった国内法制との整合性を図ることの難しさは依然残っております。

現在でも同様の理由で批准は困難であるというふうに思っております。

一方、先生御指摘のパートタイム労働者と通常の労働者の格差問題、これは大変重要な課題であるというふうに認識いたしております。パートタイム労働法の中でも、事業主はパートタイム労働者の雇用管理改善を図る努力義務がございまして、その際、通常の労働者との均衡を考慮するようになり、そういう規定がございまして、これに基づいて処遇の改善に向けた援助、支援をやっているところでございますが、現状認識は先生と同じでございます。このままではいいというふうに思っているわけではございません。この通常の労働者との均衡処遇のあり方の問題も含めまして、現在、パートタイム労働研究会を設置いたしておりますので、その中で今後の対策のあり方を検討しているところでございます。

○石毛委員 その研究会の結論はいつごろ出されて、政策的にはどういう整理の方向性をもっていくのかというところをお示しただけですけれども、

○岩田政府参考人 この研究会はことしの三月から検討を始めておりまして、まだ確定的なスケジュールは申し上げにくいわけでございますけれども、あと一年程度は御議論いただくことになるのかというふうに思っております。

議論が始まったばかりでございますので、検討の方向、結論の予測はできませんけれども、今話題になっておりますのは、一つは、さつき申し上げましたように、正社員との均衡処遇をどういう形で図っていくかということ、あるいは正社員とパートタイム労働者の行き来をしやすいような仕組みをどういう形で図っていくか、その中で例えば正社員パートというように就業形態を普及できないかといったようなことが議論されているのが現状でございます。

○石毛委員 構造改革の必要性に対する認識が急展開しているからだと思いますけれども、従前、厚生労働省では女性と年金についての検討会が

くられ、今、パートタイムの労働に関する研究会がつくられ、また、内閣府では男女共同参画の影響調査が進められており、そしてまた、政府・与党の方では委員会ということで、それがどういうふうにかちつとかがみ合つて、情報が発時公開されながら国民がこの議論にきちつと参画していつて、自分たちに必要な制度にどういうふうにかみ合つていくかということが今大変わがりにくい状況になっているというふうに思っています。国民の多くは大変な関心を持って注視しているというそのことを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○横路委員長 この際、休憩いたします。
午後零時三十七分休憩

午後二時五十分開議

○横路委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。村井国家公安委員会委員長。

○村井国務大臣 本日午前十時二十分ごろ、大阪府池田市内の小学校に刃物を持つて男が押し入り、児童など二十九名を刺して負傷を負わせ、うち現在までに七名が死亡するという、常識では考えられないまことに痛ましい事件が発生いたしました。

白昼、小学校において、とうとう生命が多数奪われましたが、被害者や御家族の無念、お悲しみを思いますと、犯人に対する強い憤りを禁じ得ません。改めて、亡くなられた方々の御冥福とけがをされた方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

犯人は逮捕されておりますが、この種の事件は国民に大きな不安感を与えるものであり、事件の全容解明のために大阪府警察におきまして徹底した捜査を行うものと私も承知をいたしております。私といたしましては、全容解明の上は、この

種事件の発生の防止のため、政府、関係者力を合わせ、一体となりまして、あらゆる検討をする必要があらうと考えております。

○横路委員長 質疑を続行いたします。塩田晋君。

○塩田委員 自由党の塩田晋でございます。

ただいまは、大阪池田市で起こりました不幸な事件について御報告がございました。亡くなられました犠牲者の方に哀悼の意を表したいと存じます。

また、先般、埼玉県におきましても警察官が刺殺をされるといった事件がありました。大臣も直ちにお通夜に行かれたようにお聞きしております。また、先ほど私が言及いたしました現職の警察官あるいは消防団の殉職者を祭る廟が、弥生廟というのがありますが、そこへ早速大臣はお参りになったというのを聞きまして、大臣の誠心誠意、みずからの職務に対して責任を感じ、誠意を示しておられることに敬意を表したいと存じます。

私は、きょうは北朝鮮の拉致問題につきましてお伺いをいたします。

これはいわゆる拉致問題と云われておりますが、政府が認められたものは七件十人、これが国のテロとして今なお継続して人権が侵されているという状態でございます。言うまでもなく、国民の生命財産、人権を守る、これは安全、防衛の問題とともに、やはり国内の治安、一番身近な国民の生活に直結した権力として治安の維持に当たつておられる警察官の皆さん、にもかかわらず、平穩に暮らしている国民がある日突然外国の権力によって連れ去られる、そして今なお拘束されている、こういう事態が続いておるわけでございまして、十名のみならず、そのほかにも数十名いるという情報もあるわけでございます。

こういった異常な事態、国民にとって、国家として放置できない問題につきまして、一番責任を持つておられる警察行政の国家公安委員長といた

しましてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○村井国務大臣 塩田議員御指摘のとおり、日本人の拉致疑惑事案というのは、我が国の治安を考えます上で本当に容易ならざる事案であると私も認識しております。

警察といたしまして、いわゆる拉致容疑事案、このように認識をいたしましたものは御指摘のよう七件十人、こういうことでございまして、たしか昭和五十五年当時まで、その後そういうふうには明確に認識しているものはないわけでございす。ただ、いづれにいたしましても、これがいずれも解決していない、非常に深刻な問題でございす。

私もそういったしましては、外交当局その他とも連携を十分に密にいたしまして、あらゆる情報に耳をそばだて、そしてまたいろいろな手段を用ひましてこの事案の解決のために精いっぱい努力をしております、そういうことが私どもの任務であると考えております。

○塩田委員 この拉致事件を政府が、最初六件九人というところでございましたけれども、その後追加して七件十人ということになりました。これのきっかけになりましたのは、起こつた事件は大体昭和五十二年、三年に集中しておるわけですが、これも、これが表に出て政府が認められたのは平成九年五月となっております。姓名が明らかにされた人たちは、家族を含めて、大変な悲しみの中でいろいろな苦難を越えて救出運動に立ち上がったおられるわけでございます。いろいろな問題があつたにもかかわらず、勇気を持って名乗り出て運動を続けておられます。

国家による重大なるテロ犯罪、これがなお続いているということ、二十数年続いているということ、これについて国として、一番関係の深い警察としてどのように責任を感じ、どのように最大限の努力をしておられるか、これについてお伺いいたします。

○漆間政府参考人 お答えいたします。

今議員御指摘の七件十名の拉致容疑事案につきまして、いまだに解決ができないというのは私どもとして大変残念に思っております。関係当局あるいは関係の外国の機関、いろいろなところの情報についてお互いに交換しながら、また国内でもいろいろな情報もありますので、そういうものを踏まえまして、何とか解決すべく、今関係の警察において懸命な努力をしているというのが現実でございます。

○塩田委員 警察当局としても精いっぱい努力をしておられることと思いますが、十名について、発表になった以降、新たな情報というものがあるかどうか。また、横田めぐみさんの場合は、安明進という北朝鮮の工作兵、情報員が亡命をしてきて、それで何名かが明らかになつてきたということもありません。情報については警察当局はかなり、不審船が日本近海に近づくと、あるいは国内にいる工作員との連絡をとり合つていて、あるいはいろいろな遺失物がある、いろいろな情報を手に入れておると思うのですが、その後この種の新たな情報というものがあれば説明をしていただきたいと思ひます。

○漆間政府参考人 ただいまの御質問の中で新たな情報という意味が、七件十名の事案に関しての新たな情報という意味でありまして、これは個別の、具体的な事件についての話になりますので、その辺につきましては答弁を差し控えてさせていただきます。

それ以外の話で、一般的には、関係の各機関とか外国の当局とかそういうものと連携しながら、全体の、この七件十名についての全容解明、そのほかの関連の事案についてそれが本当に拉致という可能性もあるのか、そういうことを含めて、現在全力を挙げて解明に努めているところであります。

○塩田委員 一名が加わつて十名になつた、そのときも、参議院の委員会政府が答弁して初めてそれが明らかになつたという例があります。それ

○漆間政府参考人 平成九年以降におきましても情報収集はしておりますので、いろいろな情報を集めていることは間違いないと思いますし、またそれを踏まえて、それが正しいのか正しいのかわからないのか、こういう確認もしなければいけないので、そういう作業もしておるところでございます。

沿岸部におけるパトロールや検問等、各種の対策を実施して、ともかく拉致事案が再発しないように今一生懸命努力しているところであります。

○塩田委員　今から恐らく二十年ぐらい前に宮崎

おられるのか。今の時点に立つてでもいいですから、どういう事態が起こる、それに対してどうそういう御判断がどのようにあったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○漆岡政府参考人 当時、不法入国事業につきましては、警察に捜査権限があるということなどの

定の問題に対する私に対する答弁を求めておられますので、仮定の質問にはお答えはできませんけれども、一般論として申し上げますと、先ほど申し上げましたように、警察にも捜査権限があるわけでございますので、同種の事案が起こったときに、告発を受けて証拠資料を入手して、そしてき

ちつと対応するということができることになっておりますし、また、それ以外の方法でやるということになる、いろいろな選択肢があるわけでありまして、それはその時々情勢に応じて決まるものと考えております。

○塩田委員 警察当局は世界に冠たる警察だと私は信じておりますが、それだけにまた、いろいろな情報を収集して分析能力が高い。しかしまた、それが一部の左翼グループに情報に乗取られていくということも明らかにした事実があります。大変な情報の時代に入っておるなということを感じますが、いろいろな情報をこれに關しまして警察は集めておられると思うんです。

この間入ってきた金正男と見られる人だけではなくて、前の事案、前の件についても、警察は現地に入ってから細かく情報を収集しておられるという情報があります。赤坂へ行った、あるいは六本木へ行って飲んだ、騒いだ、そのとき会った人はこうだ、また、その裏づけをとっているというふうな話も聞こえてくるわけです。それだけ一生懸命、以前のことであっても調べておられると思うんですが、そういう情報については、持っていては言えないとおっしゃるんだと思います。

しかし、さっきの拉致問題にしましても、拉致家族がアメリカへ行つてそれぞれの当局の責任者に当たったところ、我々が日本で得ている情報よりもっと詳しいものをアメリカが握っているというふうな感じざるを得ない印象を受けたんです。これは、そういう印象ですから確たるものはありませんけれども、かなりの情報をアメリカは持っている、こういった印象で帰ってきているわけです。

私も知っておりますけれども、警察は本当に苦勞していろいろな情報を集めておられる。それは知っております。こういうことを言つてはあれかも知れませんが、それはもう、身分を隠し、また変装というか、しかし、なり切つてしまつて警官がある地域の内偵に入つておられるというよ

うなことも、それはもちろんちよつと言えないでしょうけれども、もうとにかく大変な苦勞をして情報収集なり治安の維持のために身を挺してやつておられるということを知つておりますので、情報を集めて分析をして、これというときにはやはり国民に知らせてもらいたいということを特に希望いたします。いかがですか。

○漆間政府参考人 議員御指摘のとおり、警察も、公共の安全と秩序の維持のために各種情報を収集しておるわけでありまして。これは国内の關係機関だけではなく、国外の關係当局ともいろいろな情報交換をしております。その過程でいろいろな情報を入手しておりますが、先ほど議員の御指摘もありましたように、どんな情報を入手しているということになりますと、關係国の当局との今後の意見交換に支障を生ずるという事態にもなりますので、大変申しわけありませんが内容は申し上げることはできません。ただ、いずれにつきましても、警察としても、議員おっしゃるとおり、各種情報を極力集められるようにいろいろな形で情報交換を続けております。

それから、先ほどのケースで、アメリカの方が拉致の問題について詳しいような印象を持ったようではないかというふうなお話もございました。アメリカの当局がこの拉致容疑事案についてどの程度の情報を持っておられるかということは、私としてはお答えする立場にはございませんが、いづれにしても、基本的に、關係国当局あるいは国内の關係機関、そういうものと今後とも情報交換を進めながら、ぜひ全容を解明できるような情報入手ができるように、また、情報入手ができたら、できることであればそれを事件化することによって国民の前に明らかにできるようにしたいというふうな考えております。

○塩田委員 アメリカでそういう情報は独自に集めておられると思うし、また日本から行っている場合もあると思いますが、先ほどの金正男らしき人が入国するということは、英国だとかあるいは他の外国の情報機関から日本政府に対して通告が

あつた、こう言われております。日本もそういう情報はつかんでおつたかも知れませんが、外国の情報機関はそういうことをちゃんとつかんでおる、日本にも知らせてくれた、こういうことです。余り、情報を集めて隠すだけじゃなしに、一定の時期が来て、これという国益上必要なときにはやはり出すべきだと思います。

それから、先ほど、きのうの新聞ですか、教科書問題で政府に批判的な立場の政治集會に北朝鮮の高官を三名招く、ビザの申請があつたというふうなことでもいろいろございました。これは結果的には入国を認めないということになつたように新聞報道で出ておりますが、その際もやはり治安上の問題があるので慎重にというような判断からそういう措置が講ぜられたと言われておりますが、この点についてはいかがですか。

○漆間政府参考人 議員御指摘の件につきまして、警察庁に意見照會があり、治安上の観点から所要の意見を述べたということは事実でございます。その具体的内容については答弁は差し控えます。また、それをもとにどう決定されたかということについては、警察は決定機関ではございませんので、その辺についてもこちらとして意見を述べる立場にはございません。

○塩田委員 最後に村井大臣にお伺いいたしますが、以上、拉致問題、そして金正男らしき人の問題、そして北朝鮮からの高官の入国の問題等々を見まして、これはもう外交問題と非常に関連はしていると思ひますけれども、国内の治安そして日本国民の生命財産、人権を守るという一番の、第一義的な責任を持つておられる警察關係大臣といったしまして、この問題についてどのように考え、どのように今後対処していくか、御決意をお伺いいたします。

○村井国務大臣 私は、冷戦が終りましてから十年余りということではございますが、しかし、なおこの極東アジアの情勢というものは必ずしも十分に安定した状態とは思つておりませんし、そういうことの影響を受けまして、いろいろ

な意味で国内の治安というものは國際的ないろいろな絡みとも、當然のことでございますけれども、関連をしております。したがしまして、そのあたりを踏まえまして、私どもとしては、関連機関等々とも十分な連携をとりながら、私どもの職責分野におきましてしっかりと日本国内の治安を守るように精いっぱい努力を警察当局にさせていきたい、このように考えているところでございます。

○塩田委員 国民が安心して生活できるように、そして人権が守られるように、そういうしつかりした国としてやはり警察は大きな役割を果たしていただきたいと思ひます。これからの一層の御健闘をお祈りいたしまして、終わります。ありがとうございます。

○横路委員長 松本善明君。

○松本善明委員 官房長官、報償費の問題で、もう報償費はいかげんやめてくれとこの間言つておられましたけれども、午前中の答弁を聞いていたのでは、これはやはりしばらく続けざるを得ない、縁がなかなか切れないということなんです。

五月十八日の委員会で、予算委員会での塩田財務大臣の発言を私取り上げました。十二年前のことをテレビでリアルに話しているのに、四月月たつたらすっかり忘れてしまつたということなんです。官房長官は、塩田さんは人格高潔な人でインチキをやつていられるとは思わないと、擁護の発言をされましたけれども、その後、予算委員会それから財務金融委員会、それからテレビにも出られて、いわば二転、三転、四転、五転と、何が本当なのかわからない。

きわめつけは、今資料としてお配りしております、一番最後にありますおとといの「ニユースステーション」などでは、いや、あれは、財務金融委員会で追及されたのは正式のインタビューじゃないんだ、私は書斎で着物を着ていたんだと。ところが、ちゃんと背広を着ている、それでインタビューに応じている写真が出ていて、これでは本当にはろはろになつていける。小泉内閣の閣僚とし

ではそれで通るのかどうか知りませんが、私には、新たな政治不信の原因になるんじゃないかと思うぐらいです。

それはそれとして、官房長官にお聞きしたいのは、前の委員会で、予算委員会でも官房長官が塩川氏に盛んに耳打ちされていたのは何を言っていたんだと。官房長官は、自分がやったというんじやなくて、たくさん出ていた新聞などの記事を紹介したと言っていたから、そう言っただけでいいと言ったんだ、こういうふうには言われませんでした。五月二十八日の予算委員会でも再び質問された塩川財務大臣は、いわば官房長官に耳打ちされたおりの趣旨の答弁をされているんですね。質問者の穀田さんは、六回もマスコミに話したと。このお配りし、また官房長官にも事前にお渡ししてありますのは、塩川さんのマスコミに登場したときの発言であります。その後につけてあるのは、その後の「ニュースステーション」のものでありますけれども。

改めて読んでみますと、なかなかリアルですよ。例えば読売新聞の二月二十三日のを読んでみますと、例の本委員会でも盛んに問題になりました古川メモ。古川さんとの話については、この使方について、要するに古川さんに出費の仕方を聞いた、そうすると、それはいつも出しているとか、いや初めてだと教えてくれたと。こんなことは新聞や雑誌を読んで知ることではないです。

これは、このことを聞かれて塩川さんがもう支離滅裂になって、錯覚だったという答弁をしたわけですが、今お配りした資料、官房長官にお伺いしたいのは、官房長官、塩川財務大臣は、あなたが耳打ちされたように、作り話をこういうふうなマスコミに広めていたと今でも思っているんじゃないですか、お聞きします。

○福田国務大臣 いろいろ思い出さなければいけません。いろいろな質問をたくさんされるので、私も思い出すのに時間がかりますよ。だけれども、今、塩川財務大臣に耳打ちをした云々、それは私は、その話は塩川大臣から聞いたことがあると委員会では

答弁したでしょう。忘れたのですか。(松本(善)委員「いやいや、そのとおり聞いています」と呼ぶ) だったらそんなことを聞かないで、今でもそう思っていますよ。私はそのとおりだと思っていますから。

○松本(善)委員 だから、そのとおりだとすると、改めてこの資料をお読みいただきましたか、六回もそのときまでにリアルにこう言っているわけですよ。これ全部作り話でやっているとしたら大変なことですよ。それで、塩川さん自身もそれを穀田さんに聞かれて、いや、それは忘れていた、錯覚もあって、こういう答弁になったんですよ。

それで、官房長官に聞きたいのは、あなたが塩川さんから聞いて耳打ちされたんですよ、それは私もちゃんと知っています。だけれども、それを言ったところがもう支離滅裂になってしまっただけですよ。あなたは、このお配りした資料を改めてごらんになったかどうかわかりませんが、けれども、六回も作り話をマスコミに広めていた、そういう人だと思っているのかどうか。このことを今何と申しているのかどうか。そのことを聞きたいんですよ。今でも同じように思っているのか、やはり雑誌や新聞で聞いたことを塩川さんはしゃべっているのだと思っていられるのか、もう一回ちょっと確認したいと思えます。

○福田国務大臣 私がそう思っているかどうかといえ、そうです。(松本(善)委員「思っているかどうか」と呼ぶ) というのであれば、そうです。

○松本(善)委員 穀田質問のその日に、五月二十八日の夜、テレビ朝日の「ニュースステーション」で塩川氏のインタビューがまた放映されました。塩川氏の、野党対策に使っていることは事実ですというテレビの発言と、中身のことを忘れてしまったというところでございまして、十五日の答弁のどっちが真実だという世論調査をして、テレビの野党対策に使ったという発言が真実だと思ふ国民が七二%、忘れたという答弁を信じた人が一三%という結果を示して塩川さんに聞いてい

るんですね。

そして、官房長官は、塩川さんの、野党対策に使っていることは事実ですというテレビの発言と、中身のことを忘れてしまったということとでございまして、これはあなたの言うのとはどっちでもないんですね。新聞や雑誌で読んだことをしゃべっているというのですが、この事実をもう一回お示ししてお聞きするのですが、本当に忘れてしまったのでしょうか。それとも野党対策に使っているのは事実だということ、これが本当なんじゃないでしょうか。いかがお考えになりますか。変わりますか。

○福田国務大臣 塩川財務大臣が忘れたかどうかというのをしたかということは、私は正直言つてわかりません。ですから、お答えすることはできません。

○松本(善)委員 では、今度はこういうことを聞きます。塩川さんはこれを示されて、こう答えられたんですよ。僕は政府の一員になったんで一切言えませんが、役職についたらそういうものに対する責任感が、別の責任がある、そういうこととまじって一切言わぬことにしよう、大阪弁で言われたわけですよ。これも配付した資料のとおりでございます。

ところが、六月五日の財務金融委員会、つい最近ですよ、我が党の佐々木憲昭議員がこれを質問したところが、そんなもの覚えがない、そんなインタビューをした覚えもないと。それで委員会が紛糾しまして、それで改めてテレビのインタビューを見て、翌日の六月六日、一昨日再答弁することになった。そうしたら、事実を半ば認めて、大臣になったらそんなことは言わぬものだよという感じがする、大臣になると特別の守秘義務があると言ふ。そうすると、これは、大臣になる前の発言は認めるけれども、大臣になったから言えないということなんです。

私は、これはここが本当だということに、小泉内閣というのは報償費問題の真実を隠すという

ことを方針にしているんだと思います。私は、官房長官のいろいろな言われたことを結構塩川さんは遵守しているんだと思いますよ。報償費問題については本当のことは言わない、これが小泉内閣の方針と違いませんか。

○福田国務大臣 報償費というのは、委員よく御承知のとおり、その使途は言わないということになっていまして。ただ、目的は、外交、内政を円滑に進めるために機動的に使用する、その都度の判断でもって使用する、こういうことであるので、ですから、隠すとは何事か、こういうふうに私は申し上げたい。

そもそも、財務大臣が官房長官をやったのは十二年前とおっしゃいましたね。十二年前、それも二カ月前ですよ。私は本当に、半年前私が何をやってたか、よく覚えていません。そのぐらい忙しい仕事であり、そんな正確な記憶なんかあるはずがないと私は思っております、財務大臣といえどもね。

○松本(善)委員 国民が判断しますけれども、この問題は、やはり今官房もそれから外務省も、報償費の減額問題と言いつつ出たんですよ。それで、やはり非常に重大な政治問題の一つだと思えます。

私、それに関連をして、非常に重要な記事を見ました。六月七日の朝日新聞です。「権力の裏ガネ」放さず 外務省改革 機密費「上納」にフタ。これは署名入りですが、官房機密費と外交機密費について、正式には報償費ですね、「二つの機密費は名前こそ違え「二つの財布」なのだ。巨額の機密費が首相官邸と外務省のどちらに管理責任があるかあいまいなまま支出される。一官邸が五億円近い機密費を詐取できた事件の温床は、そこにあった。」公になったのは五億円ですけれども、報道では十一億ぐらい、まだまだあるんだと。これは大変なことですよ。

そして、記事が続けますと、「だからこそ、上納はタブーであり続ける。」ここからが大事。「あるキャリア外交官が言う。『機密費事件の責任は

我々が背負った。」これは要するに外務省がしよつたというんですね。「今度は、官邸が外相が狙う川島裕事務次官の更迭を阻止する番だ。もし官邸の腰が砕けるなら、上納の証拠書類をリークする、と言つてもいい」、証拠書類があると言ふんです。これは著名入りの記事ですよ。だから、私は相当覚悟を決めてこの記事を書いていると思います。

外務副大臣、これは外務省にとつては重大なことです。もし官邸が川島さんを守らなければ上納の証拠を出すぞと言つて、いわば福田さんをおどしているんですよ。あなたの、福田さんの答弁はうそだといふことの証拠を出すぞと。私は、これは重大な問題なので本日は田中外務大臣に聞きたいところですけれども、こういうことは内閣委員会でも問題になった、この上納問題について、田中外務大臣は「たん調査すると言つたけれども、こういう問題が出てきたらもう一回調査しなきゃいかぬじゃないかと私は思います。このことをちゃんと外務大臣に報告して調査をすべきだと思いますが、答弁を求めます。」

○杉浦副大臣 世間では、外務省の報償費の問題と内閣の報償費の問題と混同されているところがあると思うんです。(松本(善)委員「いや、聞いたことに答えてください。あなたの言いたいことを勝手に言うんじゃない」と呼ぶ) いや、言いたいことを言つてからお答え申し上げていいんじゃないですか。

外務省の報償費については福田長官も今申されまし、外務大臣も、それから前の大臣、それから福田先生はまたそのときも官房長官でいらつしやいましたが、国会で外務省の報償費を官邸に上納させたといふことはないと再三再四申されておりますし、田中外務大臣も関係者の話をし、内閣官房に上納されているといふことはないと確認したといふことを再三再四申しておられるところでございます。それはないと認識しておる次第であります。

○松本(善)委員 私は、これは非常に重大だと思

います。この記者は私、面識もなければ、どういふ立場の人かもわかりません。しかし、この記事には迫力と正義感を感じます。

私は委員長に今まで、古川メモの筆跡鑑定とか、それから古川氏の証人喚問とか、この問題を解明することはこの内閣委員会にとつてはその存在意義を問われるような問題だといふことである。お願いをしておりましたが、あわせて、恵村順一郎さんという政治部の記者、御本人の都合も聞いていませんけれども、差し支えなければ参考人として出てきて、しゃべれることを参考に聞かせていただきたいと思うのですが、このことを検討していただきたいと思います。

○横路委員長 ただいまのお申し出の点は、理事会で協議いたします。

○松本(善)委員 外務省が六日に発表した改革要綱は、上納問題に一切触れていないんです。田中外務大臣は就任直後、できるだけ早く調査すると。間もなくあつさり、事務方も過去の首相や官房長官も上納はないという結論に達している以上ないと言わなければならぬ、総理大臣と官房長官がそう言っているからないんだという趣旨ですよ。後退した。

私は、これと堀川さんの発言と両方合わせますと、やはり官房長官、小泉内閣は上納問題を含めて報償費については国民から隠すんだ、本当のことと言わぬのだという方針をとっているのははっきりしているんじゃないかと思いますが、改めて官房長官にお聞きしようと思います。

○福田内閣 同じことを何度も繰り返していただきますけれども、そういうものはないといふことをもう一回申し上げます。

○松本(善)委員 官房長官に前に裸の王様だといふことを言つたことがあると思ひますけれども、そういう答弁は国民から絶対信用されないですよ。これは、午前中以来の答弁、森内閣のときの官房長官の答弁と何ら変わらない。このことに關して言うならば、森内閣と小泉内閣は同じだ。

この問題はそんな小さなものじゃない。各紙の

社説が取り上げております。外務省の改革要綱が発表されました翌朝六月七日は、毎日新聞と東京新聞が取り上げています。

毎日新聞は、「機密費、これも税金、公開が当然だ」という見出しで、堀川財務大臣、田中外務大臣の言動に触れながら、「首相官邸が外交機密費を上納させ、国会対策に使つた」という疑惑もやぶの中だ。いわばそういう趣旨の社説です。

東京新聞は、詐欺事件で詐取されたのは内閣官房の機密費だ、その管理体制の見直しは残された課題だ、それなのに堀川財務大臣は、官房機密費を野党対策に使つたと明言したにもかかわらず、国会審議で使途に関する答弁を二転三転させて事実をうやむやにさせてしまつた。また、外務省からの上納について、田中外相が調査に向かひの答弁をしたのを翻したことに触れて、解明を求めております。

朝日新聞は、六月二日の社説であります。「足元を忘れてませんか」という表題で、「機密費流用事件で使われたのはすべて官房機密費だ。」「にもかかわらず、国会では責任は外務省にあり、首相官邸は単なる被害者だ、という言い分がまかり通つている。」「小泉首相がこれまでの政治のあり方を否定し、改革を断行しようとするなら、自らの足元にも目を向けてほしい。過去の支出内容を詳細に調査し、少なくとも野党対策やせんべつなど、国会がらみの問題があるものは公表すべきだ。そのうえで、使い道について明確な基準をつくる。減額は、そうした作業を経て、初めて意味を持つ。」「と言つています。なかなか的確であります。

この問題は、いわゆる小泉内閣の改革が本物かどうかといふことのいわば試金石です。これは総理大臣がやれと言へば全部明らかにすることです。そして、国民ののやもやは全部吹っ飛びます。それを求めているのです。これは、小泉内閣がすぐやれることをやる、そうでなければ、改革改革と言っているけれども、看板倒れだといふことは明白だと思ふのです。世論の動向、それを

代表して社説がいろいろ言われていますけれども、やはり世論はこれを明らかにしろといふことを求めているのです。

重ねて、この問題、使途は言わないといふことを改めて、真相を明らかにして、それでむだなものはやめます、そして必要なものはこういうものだから必要ですと正々堂々と国民に言つたらどうですか。それが本日の政治ではありませんか。官房長官にお聞きしたい。官邸の問題なんです。

○福田内閣 報償費の意味はよく御存じでしょう。要するに、内政、外交、これを円滑に進めていくために必要な経費であつて、その使途は言わないといふことは、これはもう何度も何度も申し上げているではないですか。それを一々説明しろと言わんがごときことを言われてもちよつと困るのです。確かに説明しにくい問題です。ですからそこは、言いたい放題のこととおつしやられるけれども、それはこちらの立場だつて考えてください。

○松本(善)委員 それは、官房長官の立場を考えるとどういふわけにいかないですよ。だって、国民の立場から議論をしているのです。国民はみんな、ちゃんとしてくれ、おれの税金が何で五億円も膨大に松尾室長が使うのだ、そんなことが何で許されているのだ、なぜこんなことが起こつたのだといふことを真剣に求めているのです。

官房長官、ハンセンの国会決議をしましたよね。九十年にわたつてこういうことが行われてきた。これについて国会は全会一致で責任を認めたわけですよ。何でこんなことが起こつてきたか。今からこれは検証が始まりますけれども、この官房の機密費、機密費といふ言葉自体がもう違つたんですよ。あなた方も報償費と全部言う。機密費だつたら、それは機密が本来のものだ。何で報償費が本来そういう言わないといふ性質になるのですか。そんなことはあり得ない。戦前とは違つたんですよ。

これを私は改めて、五億近いものを詐取できたといふのがなぜ起こつたのか。これは、裁判所や

検察庁は松尾個人の問題しか調べられません。やはり国会とか政府は、なぜこれが起こったのか、上納問題の原因ではないか、それから使途について明らかにしないということが問題ではないか、そういうような問題について徹底的に調べる、そして国民の前に明らかにするというのが政治の責任と違いますか。官房長官、伺いたい。

○福田国務大臣 説明のしにくい問題であるということは、これも今申し上げましたけれども、過去のこの戦にあつた官房長官が、その都度適正な判断をし、厳正に報償費の使用に心がけてきたというように私は思っております。もちろん、私もそういうようにやっておりますのですけれどもね。

ですから、そういうことで、委員にはひとつ理解していただくしかないのです。これを適正かどうかということになれば、一つ一つを説明しなければいけない。そんなことはできないものだといふふうにはまずお考えいただきたいと思うのです、そういう性質のものだといふふうには。おわかりでしょう、それは、そういうものが必要な部分があるということについて。

ですから、そういうことはほかの国においても認められているわけで、検査も全然受けないというものもあるのですよ。日本も同じようなことがありますけれども、しかし、そういうことについて、こういう事件が起こったということを反省して、これはもう二年以上前の話でございます、事件でございすけれども、そういうことを反省して、そういうことが絶対に起こってはいけないということ、さらに気を引き締めて今実行しているということでございます。

○松本(善)委員 また重大な発言が出ているよ。やめるわけにはいかない。

検査を受けないものもあるのですとまた言われた。前にもそういう趣旨のことを言われて……(福田国務大臣「会計検査」と呼ぶ) 会計検査でしよう。(福田国務大臣「会計検査、受けていますよ」と呼ぶ) 受けていって、訂正されま

した。しかし、今の言葉はそうす。そういうものもあるのです。そういうものを理解してもらわないと困るという……(福田国務大臣「外国の話をしていてのことですよ」と呼ぶ) 外国の話と言われたのだけれども、外国にもあるから日本だってそうなのだから趣旨で答弁されたのですよ。何で外国のことを持つてくる必要がありますか、この報償費の問題で。

それで、ついでに聞いておきますが、今外務省もそれから官房も、報償費の来年度減額の問題が問題になっていまして、減額する。午前中問題になった。節約するのだという。だけれども、減額すると言ふのなら、何がむだだったのか、そこをはつきりさせなければおかしいでしょう。ただ節約するのだしたら、何だつて節約するのが当たり前ののだ。どこがおかしかったのか、その認識なしにそういうことは言えないはずだ。

国会議員のせんべつはどうなんだ、野党の対策費はどうなんだ、それは必要だったのか、もうさんざん、私だけではなくて皆さんが議論をされていす。野党の皆さん方、自分たちが与党のときのことも含めまして、堂々と言われている方もあります。それをやめて、やはりこれは真剣に説明しなければならぬ問題だということなのだ。何で減額するんですか。不適切なものがあつたからでしょう。それは何なのですか。言つてもらいたい。

○福田国務大臣 使用に当たつては、いろいろな項目があるでしょう。その緊急度とか必要度とか、そういうものをどういふふうに通断するかというところはその都度決めていかなければいけないわけですよ。ですから、そういう緊急度とか重要度とかいふものについて従来よりもさらに厳しく見ていく、こういうことでございす。

○松本(善)委員 そんなものではやはり国民はだれも納得しないですよ。もう世間では、みんなこの問題がいっぱい報道されているのです。社説でも公然と上納問題、野党対策費と。これは、あいま

れは実際にそうだと思つてゐるから書いてゐるのですよ。それを耳をふさいでやつていくといううな政治ではだめだ。

会計検査院。これは会計検査院もやはり相当考えないといけない。これは前にもやつたけれども、五億の金を詐取したと。これから横領になつていくかどうかわかりません。捜査中だからわかりませんが、報道では、指摘しているのは、いや、もつとあるのだと。いや、十一億くらいだといふものもある。それは本当かどうかかわりませんが、こういうことが生まれてきたのはなぜかといふことをやはり会計検査院は真剣に反省しなければいかぬ。少なくともこの問題について、一回も不適切だといふことの指摘を会計検査院はしたことがない。それがこういうことをもたらしている温床にもなつてゐるのですよ。

会計検査院、この問題について私が質問してからしばらくたつてゐます。松尾氏の問題も進んでいます。いろいろな議論が起つてゐる。どういふ反省をしているのか、そして今後どういふ会計検査の方針をとるのか、お答えください。

○石野会計検査院当局者 今お話に出ました松尾事件といひますか、本件の事態につきまして、現在もお会計検査の観点から、報償費の管理体制を含めまして、その執行状況という事実関係を十分調査を続けておるところでございます。そして、本件問題の発生原因というものを究明し、さらには、再発防止のためにどのような方策が必要かについて検討を続けているところでございます。今お話しした会計検査のあり方ということにつきまして、この検査の過程において明らかにしていけるものと考えております。

今後でございすけれども、今そこへ出てきました点を十分踏まえまして、報償費の適正な執行を確保するための内部コントロール等の仕組みが十分に機能しているかどうかといふふうな点に留意して検査を行つてまいりたいといふふうに考えております。

○松本(善)委員 前に、あれは予算の分科会だつ

たと思うけれども、会計検査院に、いわゆる古川メモ、これを聞いたら、参考資料にするという趣旨の答弁がありました。この問題については何か進展がありますか。言えることがあつたら言つてください。

○石野会計検査院当局者 検査院が検査を行つてまいりますに際しましては、さまざまな資料とか情報といったものがございす。それらを十分見きわめながら事実関係の把握をし、検査をするといふことを行つてきているところでございます。まして、お示しの文書につきましても、そういう形で対応してまいりたいといふふうに思つております。

○松本(善)委員 官房長官、余り嫌な顔をしないでお答えいただきたい、国民は非常に大きな関心を持つてゐる問題ですから。

塩川さんのお話に戻りますけれども、塩川さんは、テレビ番組で、すべてを国会で明らかにして機密費の問題をしつかり解決したらどうだと聞かれて、いや、それはそんなことをしたら国会が紛糾してどうにも動かなくなつちゃうと。これはまた本音だな。ここがやはり本音だと思ふ。だけれども、やはりこれをやらなければならぬところへ来ているのですよ。国会が紛糾するとか何とかいつたつて、明らかにすれば終りますよ、それは。そして、やはり改革をするといふのはそういうことです。

官房長官、実際、塩川さんと同じように考えているのと違いますか。

○福田国務大臣 塩川財務大臣は、私は大変人格高潔な立派な方だと思つてゐます。ですから、できるだけ塩川財務大臣のけいがいにつけて、こういうことで努めてまいつてゐるわけでございます。塩川財務大臣をどのようにお考えになつてゐるか知らないけれども、私はそういうことで、信じております。

○松本(善)委員 私はきょうのやりとりを聞いていて、塩じいといひめてゐるとか眞紀姉をいひめてゐるとかなんとかいうのがあるらしいですね。

いじめているのは官房長官だ、官房長官と小泉さんだ。これを隠すという方針だから困っているのですよ、二人とも。それで支離滅裂なことを言ってみたり、それからあの元気のいい田中さんがすぐ後退してみたり、そうなっているのですよ。助けてやたらどうですか。私は、この問題は、真相を隠す方針をとっているということが明白だと思いますよ。

私が言いたいのは、これは昔からあることです。尾崎が、戦前の機密費自体を問題にした。私は、やはり尾崎さんだけのことはある。詳細に軍事機密費を調べて、そして根拠を挙げて、飲み食いに使っているじゃないか。この問題で、そんなことはないんだと言っている人だと言っています。私は、やはり尾崎さんの伝統を受け継がなきゃいかぬ。これは国会、国民の前に全部明らかにしなければならぬ。この問題を明らかにしなければ、政治改革が何と言っても、これは本当に口先だけ、格好よくやっているだけの話で、実行は何にもないことになるんだということを厳しく指摘し、官房長官に最後に答弁を求めて、終わろうと思います。——では終わります。答弁ができなかった、こういうことで確認しておきます。

○横路委員長 重野安正君。

○重野委員 社会民主党・市民連合の重野です。きょうは、公務員制度の問題について、関係大臣並びに人事院総裁にお伺いしたいと思っています。

まず、公務員問題についてありますが、先日の本委員会、石原大臣は、国家公務員において実際に採用する人数の倍の合格者を出していることに関して、ジャーナリズムの世界でも採用試験をして成績順にすると女性に偏る傾向があるなどと発言しておられました。ということは、成績だけでは女性ばかりになってしまふから、合格者数を増して各省が男性を採れるようにしている、そういうふうには大臣は理解をされているというふうに受けとめるのですが、これはちょっと問

題があると思います。

今の公務員試験は、すべての国民に対して平等の条件で公開で行うということになっております。採用は、受験成績その他の能力の実証に基づいて行うこととなっております。国家公務員法にはそのように書いてあります。

大臣は公務員制度改革を担当されておりますが、もちろん国家公務員法は十分読まれていると思います。公務員の採用を、コネなどではなく、客観的能力に基づいて行いたいというメリットシステムは、近代公務員制度の大原則であります。これを正しく理解していないということになると、大臣、問題だと思えます。

大臣は、二十一世紀の日本と世界のあり方を見ますと、成績がよいからといって女性を公務員に採用することは適当でないというようなこともおっしゃったやに聞いておるのでありますが、これは先ほどの問題以上にちよっと疑われる発言だと言わなければなりません。

グローバルな二十一世紀の社会で、女性公務員にふさわしくないというふうに言われるのでしょうか。今まさに二十一世紀の国づくりを進める中で、社会のあらゆる分野における男女共同参画、とりわけ国の政策形成過程に女性の参加を求めていることが政府全体で取り組んでいるのはありませんか。公務員にふさわしくないという発想の持ち主の方が、よほど二十一世紀のリーダーとしてふさわしくないかと私は断ぜざるを得ないのでありますが、まず、行革担当大臣としての見解をお聞かせください。

○石原国務大臣 重野委員にお答えいたしますが、私の発言のどのくだりをどのように誤解されているのか、ちよっと理解できないのでありますが、私は、女性を軽視するようなことは決してございませぬし、私の経験で、ジャーナリズムの世界で、私の採用はもう二十年以上前でございますけれども、採用のときに人事の方が、採用を試験だけに限るとどうしても女性の方が上位になつてしまふという経験をお話しただけでござ

います。

○重野委員 大臣の発言は、私が聞いたことは大臣の真意ではない、私が示した今日的な状況に立脚をして公務員像を語るんだということを申ししたと受けとめておきたいと思えます。

次に、公務員制度改革の経緯と今後の問題について質問をいたします。

昨年十二月の行革大綱、三月二十七日の「公務員制度改革の大枠」を経まして、政府は六月に制度改正の基本設計を策定するというふうに言っております。私は、この問題に対する国会論議が十分なされたかといいますと、決してそうではない。今後の基本的制度設計について国会の議論も十分踏まえて策定するという点について、官房長官、行革担当大臣の見解、約束をお願いしたいと思えますが、いかがですか。

○石原国務大臣 重野委員にお答えさせていただきます。公務員制度改革は過去のこの内閣委員会の御質疑の中でも議論をされてきていることでございます。また、私も制度設計についてはお話をさせていただいてありますが、働く職員の方がやる気を持って働いていただけないことにはこの行政というものは機能いたしません。そういう点に十分留意をして新しい姿について取り組まさせていただきますというふうな認識をさせていただいてるところでございます。

○福田国務大臣 石原担当大臣のおっしゃられたのと同じでございます。

○重野委員 この問題、すべてが法改正として国会に提案されるわけではないわけですね。国会で議論する機会というものが、そういう意味では制約されます。法律以外に政令やあるいは人事院規則で決められるものも相当あるはずですね。となれば、今後、この場合も含めて国会の審議は極めて重要な意見を取捨しながら、それを踏まえて設計していかなくやならぬというふうな考えです。

に受けとめていくという気持ちを持ってもらえるかどうか、行革大臣、再度答弁ください。

○石原国務大臣 重野委員にお答え申し上げます。

先ほど申しましたように、もう当委員会でもこの問題は、週間で二回議論されておりますし、私も、何度も申し上げておりますように、そこで働く方々が本心に自信と誇りを持って働いていける二十一世紀に見合った公務員像を模索しながら、この公務員の新しい制度について先生方と十分に議論をさせていただきながらつくっていくものが本当の姿であるという認識にいささかの変わりもないと申し述べさせていただきます。○重野委員 よろしくお願いをいたします。

そこで、今回のこの制度改革について、大臣は労働団体と意見交換するとして答弁していただけないでしょうか。しかし、この問題は今後恐らくILOでも取り上げられる問題となるでありましょう。その際、国際的に認知されている労働組合との関係について、これまでの大臣の答弁にあるような意見交換というふうな言葉はおよそ国際的には通用しないのではないかと、このように思っています。したがって、そういう感覚で話し合いをするんではなくて、本当にその意見を受けとめられ、権威ある話し合いというものを私は強く期待しておきたいと思えます。

三月二十七日決定の「公務員制度改革の大枠」の中で、給与管理についての人事院の事前の基準設定機能、すなわち級別定数設定機能の廃止が記されております。これは、労働基本権制約にかかわる人事院の代償機能を一部廃止することを意味することになると私は受けとめました。この点、十分理解しておられるかどうか。もし理解した上でこうした記述がなされているとすれば、その限りにおいて労働三権の一部について回復するのは当然ではないか。どうしてそれをこの「大枠」の中に記さなかったのか。これはスト権を含む労働三権の回復要求という基本問題は次元の異なる問題です。大臣の見解を伺います。

○石原国務大臣 委員にお答えいたしますが、私と労働側との意見交換が意味がないと言われますと、会ってお話しするというのもできなくなりますが、意味があると両方が思っているからこそ根本委員長とお会いをさせていただいておるんでございまして、その点は委員のお考えをお改めいただくようお願いを申し上げたいと思ひます。

そして、ただいま委員御指摘の点は、私どもの政府の方でつくりました行革大綱の「中央人事行政機関等による事前規制型組織・人事管理システムの抜本的転換」という項目の中で、「中央人事行政機関等が、事前かつ個別・詳細に各組織の定数（給与）、機構・定員をチェックする仕組みを見直し、各行政機関ごとに総人件費・総定員の枠内で各主任大臣が組織・人事制度を設計・運用するシステムとする。中央人事行政機関等は、あらかじめ明確な基準を設定するとともに、その遵守をチェックすることとする。」というようなくだりを指されて御質問されているということでございますが、この公務員制度全体の枠組みの中で労働基本権を含む問題は検討をさせていただきたいと再三御答弁させていただいている点でございます。

○重野委員 今の大臣の答弁では、私が期待をした答弁にはなっていないんであります。問題の本質に沿って誠実に答えていただきたい。

私は、労働三権回復という基本問題について質問しているのではありません。代償機能の一部廃止が記されているから、その記されている範囲内に限って労働三権の一部に回復または強化について言及されてしかるべきだと指摘しているんです。そういう私の思いであります。その私の指摘に対して真っ正面から答えていただきたい。

同時に、人事院総裁、この問題についてどのように考えておられるのか、後でお聞かせいただきたいと思ひます。

○石原国務大臣 委員会でございますが、なかなか

か意思の疎通しない部分もありますが、いわゆる労働基本権のどの部分について、重野委員の方は私に、どういう立場をとって、また、どういうものがどうであるからどうなのだというところをお聞きになっているのか、ちょっと私よく理解できませんので、その点、もう少し詳しく御質問いただければと存じます。

○中島政府特別補佐人 今の御質問を聞いております。六月五日でしたか、公務員制度調査会で議論があったように思ひます。そこで学者先生から提起されたというか、指摘されたというところで、労働三権という基本的な権利の回復ということとは別に、代償機能というものを制限する、そして制限したものを当局面が実施する、そういうことになれば労使間に新たな手当てが必要だというようなお話があったというふうに思ひます。その新たな手当てというものをどういうふうに考えていくかということの詰めが必要になっておるということじゃないか、端的に申し上げますとそういうことじゃないかと思ひます。

○重野委員 今、人事院総裁の答弁だろうと思うんですが、大臣、級別定数設定機能の廃止という問題は、これは明らかに労働基本権制約にかかわる人事院の代償機能を一部停止するということを意味していると私は受けとめるんです。そうじゃありませんか。そうすると、それに對してしかるべき措置、労働三権を剥奪されたその代償機能としての一部であるとするならば、当然それについて、労働三権の一部について回復するというものが同時に出版されてこないかと片落ちではないですか、こういうふうには私は思ひます。

○石原国務大臣 重野委員にお答えいたしますが、六月の末を目途に、現在、新しい公務員制度の姿の方向性を示す指針みたいなものを議論している最中でございます。公務員制度の給与等も含めて具体的な姿がまぶらかになってくる段階で、今委員御指摘の代替措置としての人事院の存在、労働基本権の問題につきまして、明快な御

答弁ができるようになるのではないかと認識をしております。

○重野委員 今私が申し上げたことを十分踏まえていただいて積極的に議論をしていただきたいと思ひます。

人事院総裁、今の説明、もう少し詳しく説明していただけないか。

○中島政府特別補佐人 先生がおっしゃいましたように、人事院が級別定数を決めておるといのは、勤務条件である事項を、労働三権が制限される職員側というか、労働団体にかわって決めておるといふことでございまして。したがって、その機能を廃止する、あるいは縮小することになりまして、労使間のバランスが崩れる。したがって、そこに新たな労使間の手当てが必要だ。その手当てはどういう手当てかという点、学者といたしましては、労働法学者のかんりの人が、労働協約を締結する団体交渉権というものの回復まではいかない、その一手前の書面による約束の交換といひます。そういうふうなあり方についても議論を深めていくべきだということを言っておりますので、そういうところがこれから議論のポイントになってくるのかなというふうに思ひます。

そういうことを新たな労使間における手当てというふうに申し上げたわけですが、そういうことでおわかりいただけたかというふうに思ひます。

○重野委員 そういうことであれば、当然、今議論されておりますこの基本設計の中にそういう背景を書き込んでいただきたいと思ひます。これは強く要請しておきます。

それから、大臣に言いたいことは、公務員制度の改革はその影響する範囲が非常に広いんです。すなわち、当局側の裁量権を拡大すれば、その反面、一般職員の利益を保護するシステムをどうするかというのを当然考えなければなりません。

人事院総裁にも強く要望しておきますが、人事院は、労使双方に中立的な立場から手抜かりのない

よう意見を表明すべきだと思ひます。このことは強く要求しておきます。同時に、行革担当大臣に、今の人事院総裁答弁が持つ意味というものも十分理解してもらいたい、そして今後の基本設計の土台とするよう重ねて要求しておきます。

そこで、級別定数設定機能の廃止に關してもう一点聞きますが、「大枠」の期すところでは、それぞれ省庁が給与決定できるよう改革するとしております。それぞれの省庁が給与決定できるよう改革するとしていますが、そうすると、総人件費の枠いかに重要な意味を持つことになりまして、つまり、人件費総額を抑制する意味において、あるいはまた適正な給与処遇を確保するためにも、重要な意味を持つことになる。

そこで、総人件費の枠設定についての労働団体との話し合いをするポジションはどこのか、行革担当大臣の明確な見解をお聞かせください。

○石原国務大臣 重野委員にお答え申し上げますが、先ほど来申し上げておりますが、級別定数の問題も含めて、そしてまた給与の総額等について、どこで交渉の窓口になるかといったような基本設計をこの六月の末に出させていたいただきたい、そういう中で議論をしているというふうには御理解をいただければと存じます。

○重野委員 労働組合との交渉をどこがするかという問題と基本設計という問題、これはちよつと別の問題だと思ひます。基本的なルールの問題として、こういうことがあるとなかろうと、当然、今日までもそういう交渉というのはされてきたわけですが、そのルールが変わる、そういう受けとめを我々はしていませんから、だから、それをどこで話し合いをするのか、その窓口はやはりきちつと決めておかないと、きょうはど、あすはど、ということではいけません。その点をひとつ確認しておきたいと思ひます。

○石原国務大臣 その点につきましての先生の御言及は、「公務員制度改革の大枠」の中のこのくだりだと思ひますが、公務員制度改革への今後の取り組み、新たな制度の基本設計に向けて、基

本設計というのが先ほど来私がお話をさせていた
だいている六月に出る方向性を示すものでござい
ますけれども、公務員制度改革の基本的方向に
沿って今後具体化に向けた検討を行っていくこと
とするが、現行の職務給原則を廃止し、能力、業
績等が反映される新たな給与制度を確立するこ
と、大臣を人事管理権者として位置づけること
、こういうふうな御理解をいただいて、この設計を
つくるべく今鋭意努力をされているところでござ
いますので、この「大枠」の後の基本設計が明らか
になった段階で、先生が御疑問の点あるいは御指
摘の点も御議論の対象になってくると認識をして
おります。

○重野委員 今の説明を聞いておると、例えば、
今各庁がありまね、その省庁の職員が各省庁
の大臣と個々にやるようになるんですか。そんな
ことはちょっと考えられないんですけれども、今
の説明は何かそういうふうな感じがしたんです
が、違いますか。

○石原国務大臣 どこに責任があるかということ
を申し述べさせていただいて、この「大枠」の中
で示したことを今意見として改めて申し述べさ
せていただいておりますのでありまして、大臣を人事管
理権者として位置づけること、そして人事院の役
割を見直すことなどが今回の改革の中で不可欠で
ある、国家公務員法の改正を行うこととする、ま
た、公務員制度全般にわたる抜本的な改革の検討
を進める中で、先ほど来お話をさせていただいて
おります交渉権の問題を含めて、労働基本権の制
約のあり方等も十分検討すると。今、その議論の
途上の中にございまして、与党三党の側とも先週
初めて議論を持った、そのような段階でございま
す。

○重野委員 今言った大臣とはどの部分を指すの
ですか。

○石原国務大臣 大臣は、各大臣を指すものと認
識しております。

○重野委員 そうすると、労働団体と各省の大臣
がそれぞれやるんですか。

○石原国務大臣 交渉でございしますので、大臣、
委員長との交渉があるかないかはわかりませんけれ
ども、どんな交渉でも、課長レベル、部長レベ
ル、局長レベル、こういうふうな交渉のレベルと
いうのは上がっていくわけでございますから、そ
のような範囲の中で、全体の枠組み、すなわち基
本設計ができる段階までにある程度の方向性を示
すべく、今鋭意検討をさせていただいていると御
理解をいただきたいと思います。

○重野委員 その程度にとどめておきます。
ちよつと時間がもうないようですから、私は
ちよつとまだ納得しませんが、今後の課題にして
おきます。大いに議論していかなきゃならぬと
思っております。

次に、特殊法人や天下り問題について伺いま
す。
特殊法人問題であります、特殊法人の総裁や
理事長の報酬は少しばかり引き下げたやに承知を
いたしておりますが、一般の役員報酬をどうする
のかという点については、どうもいまいまいち明ら
かになっていないようであります。我々は、当然引
き下げるものと理解をしておりますが、その点に
ついて具体的にどういう検討がされておるのか、
官房長官、大臣、それぞれ聞かせてください。

○石原国務大臣 委員の御質問にお答えいたしま
すが、委員今御指摘の点は、国民の各界各層に共
通する問題認識であると私も考えております。そ
んな中で、先般、特殊法人等の理事長、総裁等の
給与というものが、今は特殊法人が各省庁ごと
に分かれておりますので、各省庁の次官よりも給
与が高いということで、次官並みというふうにし
ていただきたところでございしますが、委
員の御指摘の点は、総裁、理事長の給与は下げて
次官並みになったけれども、しかし、副理事長あ
るいは理事というような給与が動いていないの
ではないかという問題の認識だと理解させていた
だきました。

そこはまさに、私、同じような問題の認識を持
たせていただいております、これをどういうふう
に調整することができかねるのか。今、特殊法人の
全事業の見直し、そして全事業の見直しの後には
組織形態論に踏み込んで今年度中に整理合理化計
画をつくるという段取りになっておりますので、
その中でこの問題を処理させていただきたい。御
趣旨はまさに同感と申し述べさせていただきます
と思います。

○重野委員 同様に、退職金の問題についても
いろいろな指摘がなされております。これについて
も同様に検討していただきたい。そのように受け
とめていいですか。

○石原国務大臣 重野委員の御質問にお答えいた
します。
重野委員の問題の認識は、特殊法人の方々の退
職金の額が、民間と比べても、あるいは他の役所
の退職金と比べても高くて、また複数の法人を動
くことによってそれが大変ふえていくというよう
な問題認識と理解させていただきましたが、まさ
にその点につきましても、委員御指摘のとおり、
そのような観点から十分踏まえて見直させていた
だきたいと検討しているところでございします。

○重野委員 そういう方向でひとつ努力してい
たきたいと思ひます。
次に、民間企業に対する天下り問題であります
が、所管大臣が承認すれば可能とする制度へ変更
するのにかという点です。

現在、一年間で、営利企業に八百人、また特殊
法人や公益法人などに三百人、それぞれいわる
天下っております。この実態に対し、合計します
と千八百人という大変な数であります。それぞれ
の大臣が、一体一省に何百人、何十人おるのか
かりませんが、厳正に審査できるのかどうなのか
というのを私は甚だ疑問に思っております。結局大
臣は官僚に助けられてということになるのではな
いか。そういうことを考えますと、大臣承認制と
はいふものの、実態は官僚が承認するのと同義語
ではないかというふうに私は思うのです。結
局、こうして見れば、天下りが緩和されること
になるのではないかと、そういう点をどういうふう

実態論として受けとめておるか、それを聞きたい
と思うのです。

非常にこの問題についての世論というのは厳し
いものがあります。なのに、第三者機関による承
認制を廃止して大臣承認制とすることは、私は、
時代に逆行しているんじゃないか、このように思
うのですが、それに対する大臣の認識をお聞かせ
ください。

○石原国務大臣 御質問にお答えをさせていただきます
ますが、今のままの制度、今のままの天下りの
システムではやはりいけないというところでは、
重野委員と私どもの認識は共通ではないかとい
うような気がいたします。

委員御指摘の点は、これまで人事院の方で認
めていたものを、今回の「大枠」でお示しさせて
いただきましたものは、大臣の直接承認にする、そ
ういう点で御手盛りになるんじゃないかと、あ
るいは、官僚が大臣をサポートしている以上は官
僚の言うことを大臣が聞かざるを得なくて、か
えってめくら判を押してこの批判の多い天下りが
ふえるのじゃないかという御懸念に立脚した御
質問ではないかと今理解させていただいたのです
が、大臣が承認するということとは、そこに大臣の
責任が発生するんだと私は思ひます。

大臣というものの議員である以上は、そのよう
なものを認めたら、選挙民の方がそれを認めるの
か認めないのかというフィルターがかかってくる
と私は思ひますし、また、明確かつ厳格な承認基
準というものを公にさせていただきます。それで
今委員が危惧されました点についてはカバーで
きるのではないかと。そして、承認された案件につ
いては、出身府庁と企業との関係等の情報をデイス
クロージャーする。そして、デイスクロージャー
をすることによりまして国民の皆さんの監視の
もとにこのルールにのっとった再就職というもの
がなされていくように制度を改めていきたいとい
うことを申し述べさせていただきますところ
でございます。

○重野委員 今、この国の大臣、何年間大臣のポ
ジションをどうお考えですか。

ストにおられるかという点を考えると、人の問題、人の身分にかかわる問題、非常に重要だと私は思うのです。私はやはり、そういう点を考えてそういう方向が議論されているのかどうなのかというのを冷静につかまえていかなきゃならぬと思います。結果として無責任なというそりが出るようなことでは私は問題だ、その点をひとつ今後の議論の中で十分考慮して議論をしていただきたい、このように考えております。

○横路委員長 中沢健次君。

○中沢委員 民主党の中沢でございます。

午前中も官房長官といわゆる機密費問題でいろいろ議論をいたしました。一日に二回質問に立つというのとはやや異例ですが、あと三十分間、与野党含めて辛抱していただいて、じっくりこれからの議論、参考になるかどうかは別にして、ぜひ聞いていただきたいと思っております。

まず最初に、竹中大臣、初めてこの委員会で議論することになりました。当初四問予定をしておりましたが、結果的に、午前中の日程が変わりまして、しかも三十分しか時間がありませんから、きょうは一問だけにして、残る三問は来週の水曜日、十三日にまたやりますので、請う御期待、こういうことでお願いしたいと思います。

それで、たまたまきょうはイギリスの総選挙の開票がありまして、まだ最終確定の数字は見えておりませんが、四年前、イギリスのブレアが率いる労働党の歴史的な大勝利、今回もほぼ匹敵をするような内容で労働党が圧勝する、これはもう間違いないようです。私は、もともと社会党からずっと今民主党にきている人間ですから、やはりイギリスの労働党に對していろいろな意味で思いを持っています。残念ながら、ブレアさんには直接お目にかかっていません。

そこで、大臣は学者としては一流だと大変な評価が定まっていると思うのです。しかし、政治家として初めて、非常に難しいポジショ

ンで仕事をされる。私の期待は、学者もそうだけれども、政治家としても一流であつた、こういう評価が定まるようにひとつ頑張つていただきたい。私は野党ですが、この委員会の筆頭理事という立場で、やはり改革の中身によっては積極的な後押しをしたい。しかし、その中身によっては断固だめだ、こういうふうになりふさがつていかざるを得ないと思うのです。

それは別にいたしまして、今のブレア政権が圧勝する、これはやはり、私もいろいろ勉強は少ししていますが、彼はさまざまな構造改革をやっている。中でも雇用政策でいうと、福祉政策とのリンクの関係で、今まではどちらかというと福祉のための福祉であつた、しかし、働くための福祉という非常に新しい発想で、この四年間、失業者も百万人も減る。これは驚異なことだと思うんですね。

これから恐らく竹中大臣は、経済財政諮問会議の中で日本全体の構造改革、既に方針が示されました。雇用についてもそれなりに触れられております。ますます雇用問題が政府全体の重要な政策のテーマにいや応なしになる。そうすると、今の日本、今までの雇用政策の延長線で本当にいいのだろうか。私はこれではやはりだめだと思ひます。ですから、イギリスのやっている働くための福祉という表題の内容について、恐らく勉強されているとは思いますが、さらに学者としても政治家としても勉強していただいて、ぜひそれをあなたの責任でこれからの政策に生かしていただきたい。

なお参考までに、ついこの間、NHKで「クローズアップ現代」という番組、たまたま私は最後しか見ておりませんでしたので、後で全部見えました。大変参考になると思ひます。ビデオはお渡ししましたからしっかりと見ていただいて、頑張つていただきたいと思ひます。

そこで、最後に質問。前書きはこのぐらいにいたしますが、大臣としては、やはりああいうイギリスの学ぶべき労働政策はしっかり学んで、日本

的にも、ぜひ重要な参考としてお使いをされたいでしょうか。こういうことについてはいかがでしょうか。

○竹中国務大臣 この間のNHKの「クローズアップ現代」、たまたまその日、私は家に帰りまして、きょうは大変おもしろい番組があつたというふうに関内から言われました。実は、それがまさに御指摘の番組だつたわけです。けさビデオをいただきました、感謝申し上げます。実は、時間がなくてまだ拝見しておりませんが、家内等々から教えてもらったことも含めて、大変重要なポイントだということに考えています。

経済政策の範囲はたくさんありますけれども、日本における雇用政策の重要性、これはもう間違いないく最もプライオリティーの高い問題であるというふうに思ひます。改革を進めれば進めるほど、その重要性はますます高まってくる。ブレア政権等々の学ぶべきこと、私は本当にたくさんあるのだと思ひます。

その中で紹介されていたものを私なりに整理させていただくと、例えば失業保険で、どんなに長い間失業保険をもらつていても、やはりそれでは幸せではないわけでありまして。あの番組で紹介されていたのは、失業保険を長くもらうのではなく、むしろ短くして、それで働く場を設けていく、まさに働くインセンティブというのをその雇用政策全体が持つていけるようなシステム。

具体的には、あそこの中で紹介されていたのは、たまたま、あつせんとかトレーニングもやつてある失業者のケアをするわけですね。徹底的に面倒を見て、コンサルティングをやつて、その人をうまく就職させたならば、就職させることができた人、会社は、本来長期に失業していたら受けたであろう給付の何割かをインセンティブとしてもらうことができる。

これは一種の労働の仲介、あつせんのビジネスである、ビジネスチャンスであると同時に、何となくとも働く人間にとっては大変幸せな結果をもたらす。もちろん、働く人間の立場というのはあ

る面で弱い面もありますから、それに対する何らかの考慮は必要なのだと私は思ひますけれども、働く方もそれをあつせんする方もインセンティブが大変重要な点だという点について、私は、まさに学ぶべきものが多いというふうに考えています。

そういう発想を取り入れたのがやはり私は真の改革だというふうに思つておりますし、ぜひそういう改革の方向を日本型にアレンジしてその改革の中に取り入れて、同時にそれがまた人々のセーフティーネットになるといふような政策を目指したいというふうに考えております。

○中沢委員 ありがとうございます。あと大臣、結構ですから。

それでは、石原大臣にこの後いろいろお尋ねをしたいと思ひます。

質問の通告は、例えば特殊法人のこともありますが、もう時間がありませんし、しかも関係法案の審議で少しくやつておりますし、しかも、附帯決議の中にも私どもの思ひはかなり文章的にも整理されて入っておりますから、これは割愛をして、早速、今社民党の重野さんも指摘をされた、あるいは、かつて私どもの山元委員も石原大臣といふ議論をされている。私は石原大臣ときょう初めてですが、この問題については三月に、当時の橋本大臣と二回にわたつていろいろ議論をしています。ただ、正直言ひまして、いよいよ六月第四週に公務員制度の基本設計をまとめるというかなり緊迫した局面に今日立つています。したがつて、私の質問もやや総論的な内容になりますけれども、ぜひ政治家石原大臣として大事なポイントについては、あるいは事務局から答弁メモがあるかもしれないが、そんなことは関係なしにと言つたら官僚否定になるから言わないけれども、そういう思いでぜひ議論してみたいと思ひます。

きょうは、連合の官公労部会あるいは公務員共闘の関係者のごく中枢部分の方々が非常に注目をして、わずかの時間ですけれどもも傍聴にいられて

おります。

そこで、まず第一に聞いておきたいのは、大臣自身は、日本型の公務員の一つの仕組みとして、労働基本権は基本的には法的には保障されている、その代償機関が第三者機関の人事院である、こういう事実、それから、世界的に見てこういう日本の仕組みは極めて特異なケースだ、欧米諸国、アメリカ、開発途上国は若干違いますが、ほとんどは法的にも公務員労働者にも基本権はきちっと保障されて、そして公務員制度が現在あるわけなんです。そういう事実はもう間違いないとお持ちだと思ふんです。

もつとついでに言うと、与党の今行革本部長は太田さんです。特殊法人の提案者の責任者。私も、個人的に知っていますからいろいろ話もしています。五月の十八日に連合主催のシンポジウムで、太田本部長もいろいろ発言をされている。いろいろ私も資料をいただきました、どういふ発言をされたのかなというところにいい意味でいうと関心があります。太田さんはいろいろ言っていますが、やはり、公務部門の制度改革をする場合は労働基本権、労働三権も回復は辞さない、そういう思いでこれからもやりたい、ただ、いろいろあつて表に出る文章その他はやや虫色だ、こういう話もされている。

それから、私はあえて人事院の総裁の同席を求めなかったのは、今の段階で人事院総裁が来ますと非常に専門的なやりとりになっちゃうんです。私はまた十三日にやろうと思つていますが、私も、きょうはそうじゃなくて、もつと大臣といろいろな議論を基本的な問題でやりたい、こう思つて呼んでいないんです。別に私は人事院を無視しているつもりはない。

やはり人事院というのは第三者機関で、人事院勧告を出す、さまざまな各論にわたつての第三者機関としての役割はずつと果たしてきた。したがって、人事院もそれなりに、やはり大臣、例えば総裁と話をしたりあるいは所管の局長と話をしたり、そういうことが率直に言つて今までは余り

なかったと思うんです。けれども、これからの作業としてはそういうことも必要だ。

まず、労働団体の問題を別にして、今の私の言つたようなことについての基本的な認識、どうでしょう。

○石原国務大臣 中沢委員の御質問にお答えしたいと思ふんですが、中沢委員の御質問の趣旨といふか認識をただしてきた点は、いわゆる労働基本権の問題を議論せずに公務員制度の新しい改革はないんじゃないかというような視点が第一点。そして、これまで、準司法的という言葉が適切か適切じゃないかは別として、第三者機関、ジャッジメントもするというような意味を持つて、また専門のテクノクラート集団、人事に関するテクノクラート集団としての人事院のあるべき姿、そしてまた、この制度設計をしていく上で人事院との関係のあり方。要約しますと、今の二点につきましてどう考えるかという御質問だつたと思ふんです。

私も、第一点目、労働基本権の問題は素通りはしちやいけなかつた事務局に言つております。これまで、行革事務局の幹部の方も、どちらかといえればマネジメントに当たる側であるわけですから、この問題はこの問題として素通りをしていきたいという傾向があつたんじゃないか。そんなことに我が党の太田本部長は、そうじゃないだろう、そういうこともどこまでいけるかわからないけれども問題意識を我々も持つていっているんだということを五月十八日のシンポジウムで御表明されたのではない、詳細については存じておりませんけれども、そういうふうには私は理解をしておりますし、私も、この問題を今回またそのまゝ何にも議論せずに通る過ぎるほど簡単な問題ではないし、重要な問題だといふ認識を持つております。

それともう一点、人事院との関係でございますけれども、もう私も既に総裁とお話をさせていだきまして、また、何といひましても、昭和二十三年にできて、日本独特のこの制度のノウハウと蓄積は、私の生まれる前からの組織でござい

ますので、はかり知れないものがある。そして、準司法的な機関といへども、これまで公務員、官公労の労使の間に入りましてさまざまな役目を担つてきた、経験もある。これからのこういうものを使われない手は、これは言葉が適切かどうかは別といたしまして、知恵をかりない手はないな、こんなふうには認識しています。

○中沢委員 基本的な現状の認識、しかも今度の公務員制度といふことについての事態の重要性、それは制度をどうやって改革するかはこれから本格的な作業、しかし一方では、労働基本権問題は、言葉としては素通りなんかはしませんよと。

私は、橋本さんとやつたときにも、車の両輪だ、メダルでいえば表と裏だ、両方がしっかりと結合する、リンクする関係だから、絶対切り離してやつてはだめだ。橋本さんも、そうだし、しかし、中沢さん、労働基本権問題だけ先行するといろいろと支障があるから、それはできません、一緒にやります、こういうことですから、その辺の認識は、つまり基本認識でいうと私と合致すると思ふんです。

さて、問題は、二つ目の質問に入りますが、今大臣は、はしなくともという表現がいいかどうかは別にして、事務方はどちらかという制度改正といふことで、労働基本権問題は余りさわりたくないんじゃないかと。私も率直にそう思いますよ。今までも随分、もつとと言うと、私の経歴を知つていられると思いますが、夕張の片田舎の市役所の出身で、もう若いときやめましたけれども、公務員の経験を持つていられるし、組合でいえば自治労の出身です。ですから、そういう人の方のつき合ひは今でもずつと続いています。

今回の問題でいへば、確かに、推進事務局がまずでき上がった、行革全体、それはいろいろな省庁からある意味で優秀な人たちがかりだと思ひますが、そういう寄り合い世帯であつて、橋本さんは大臣のリーダーシップで具体的に作業をやる、こういうことなんです。

基本設計をまとめようということ、私はそのことは否定しません。しかし問題は、作業を急ぐ余り、結局、大臣主導、政治家主導のそういうリーダーシップが完全に発揮されないままに、事務方がほとんど作業を進めちゃつて、結果的に制度だけは切り込む、基本権問題はどこかに飛んでしまふ、こういうことを私は率直に恐れていますよ。

恐らく、そのことは、私以上に現場で仕事をやつている現職の皆さん、家族あるいはOBの皆さん、国家公務員、地方公務員、これは、国家公務員の制度改正とはいひながら、全部、地方公務員は国公準擬なわけです。ですから、数からいうと国民の二割ぐらいが、非常に今不安感を持つてこの問題を注視している。

こういうことなどを政治家としてもしっかりと受けとめていただいて、基本設計をつくるときに、事務方に対してのそういうきつとしたリーダーシップを持つてもらいたいということ、一番最後にも申し上げたいと思ひますが、担当大臣として話し合ひに應ずる、それはもちろん結構。ただ、私は、話し合ひというのは単なる話し合ひであつて、制度を完全に一〇〇％変えるかどうかは別にして、これはやはり労使の決定的な制度の改革になるわけだから、民間でいえば大変な問題なんです。労働協約、時によつては何か月もかかつて新しいものをつくり上げる。そうすると、少なくとも主務大臣は使用者側のチャンピオンですから、いいですか、このところをしつかりわきまえてほしいのです。

別に、そのことを含めて総理大臣から言われていないかも知れぬけれども、この問題でいへば、いや応なしにあなたは使用者側の、会社でいへば社長なんです。そのことをわきまえていただいて、単に、話があつたから話だけは聞かしよう、いろいろ誠意を持つて当たりましようという程度じゃなくて、大変な問題を六月の第四週、もつといへばそれから先の方が僕はもつともつと大事だと思ふ。そういう場面において政治家として、つまり使用者側の最高責任者として、

もつといえは労使交渉の理事者側のチャンピオンとして、しっかりとそのことを受けとめて事務局を指示する、労働者側と誠心誠意話し合い、交渉や協議という名にふさわしいような、中身のある、そういうことをまずは六月の第四週に向けてやるべきだ。こういうことについてはどうですか。

○石原国務大臣 中沢委員にお答えしたいと思います。

私は、昭和二十三年に人事院ができて、どちらかというとこれまで公務員制度は大幅な制度変更というものがなくやってきた。しかし、日本の経済、社会をとってみても、これまでよかったものではもう今の時代にはよくないという認識は、私も、働いている一職、二職、三職、若手の方々の話を聞いた限りで、若い方はこのままじゃもうだめだ、今のままじゃだめだという認識を持っていらつしやると思います。

そんな中でこの制度を変えるということで、使用者側も労働者側も、労使という両側が、大丈夫だろうかと、本当にこんなに大改革を今やって大丈夫なのかと、ましてや前は橋本大臣という総理まで経験した方がリーダーシップをやつていて、今度は若い大臣でありますので、あいつに本当に任せておけるのか、こんな思いをお持ちの方もいらつしやると思います。

私もジャーナリズムの世界で、十年足らずではございますが、いろいろな面から社会を見てまいりましたし、経済も見てまいりましたので、その点については、先ほど申しましたように、この労働基本権の問題も、皆さん方の主張も、実は橋本委員長から個別にも聞かせていただいたりしておりますし、信頼関係をつくつて——信頼関係ができなくて、いや、今のままなんだ、何にも変えないんだ、そういう方とは話し合つても議論になりませんけれども、私が数少ない経験の中で橋本委員長はか皆様に話した感じでは、やはり組合のトップも大変苦しい、自分たちはこう考えるけれども、末端にいわば今のままがいいんだという人も多いということも事実だ、そういう忌憚のない

意見交換もさせていただいておりますので、そこは御信頼をいただいて、そして委員御指摘のとおり、私は六月から先の方が大変だと思ひます。同じ考えを持っています。

いよいよ具体化、先ほど御答弁させていただいたのですが、今、いわゆる給与制度みたいなところのたたき台みたいなものをやつと与党の側と議論を始めた。これを急ピッチでやつていくわけでございますから、六月以降がまさにこの問題は正念場でありまして、臨時国会も開かれますし、秋の臨時国会、来年の通常国会と、専門家である中沢委員を初め皆様方と議論を深めていいたいのをつくつていくという、改革をとにもやろうという意思をお持ちの方々であるならば、私はそこそこおつき合ひさせていただきたいと思つております。

○中沢委員 とことんおつき合ひをするという、非常に勇気のあるというか、決意を含めて聞かせていただきました。

私はもとと労働組合の出身ですけれども、今度の関係でいうと、いわゆる労働団体も、公務員制度は今の現状ではだめだと言つていろいろ聞いていると思います。したがって、制度をどうやつて今の時代に合せていくか、国民のためになるような公務員制度はかくあるべきだと。しかし一方では、くどいようだけれども、やはり労働基本権問題を置き去りにしたら絶対だめですから、そこところはひとつよくわきまえていただきたい。

最後の質問にしたいと思いますが、今ちょうどILOの総会がジュネーブで、これは政府側の代表、使用者側の代表、労働者側の代表と、日本の場合、これは各国そうですが、三名、総会のメンバーがいるわけですよ。私の今聞いている話によると、例えば連合の鷲尾会長も、正式なILOの日本の代表メンバーではないけれども、連合の会長として現地に行かれてゐる。労働者側の委員も、それぞれ関係委員も現地に行かれてゐる。鷲

尾会長は、もし資料がなければ後でお渡ししますが、ジュネーブで非常に重要なポイントの談話も発表されています。これはひとつぜひ大臣、重く受けとめていただきたい。これが一つ。

それからもう一つは、ILOの場では、実は労働者側の方から、率直に言つて、現状ではなかなか政府側がしっかりと協議の相手として責任を持つて対応をしていないと。何回も回数たくさん会えばいいというものでは私はないと思う。問題は中身だと思ひます。したがって、労働者側のアピールとしては、このままずっといったら大変なことになる。ILOの八十七号条約というのがありまして、この条約に關係する委員会に具体的な問題を持ち込んで、そしてILOの場で事態の解決も図る必要がある。今、そういう準備をしている最中なんです。

僕の経験からいうと、僕だけじゃなくて、恐らく労働団体は共通の思いだと思う、あるいは、かつての労働省も同じ思ひだと思ふけれども、やはりILOというのは非常にバランス感覚がよくて、今の日本の、スト権がなく、基本権が保障されず、人事院という何だかわからない、というのは私が言つてゐるわけじゃないよ、そういう第三者機関でずつと何十年もやつてきたこと自体が、やはり異常に映るんですよ。制度改正、しかも労働基本権がどこかに飛んでしまうような状態で話をされて、仮に話が決裂しようがまたもうが、ILOとしてはこれは見過ごすわけにはいかない。これは国際機関としては当たり前だと思ひます。

ですから、大臣も直接あるいは間接に、今やつてゐるジュネーブのILOの舞台裏の情報も含めてしっかりとつていただきたい。私の方も、舞台裏という言葉はよくないかもしれぬけれども、関係者の動きがどういうことになっているか、よくまた情報を入れまして、そして六月第四週に向けては、まだ来週十三日に質問をやりましますから、私は十分やることになってゐますから、また事態の推移を見ながら、今のような議論の延長線では

らせていただきたいと思います。

ILOの關係について、よく、的確な、客観的な情報をキャッチする、こういう努力をぜひお願いしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○石原国務大臣 鷲尾会長がILOでどういう御提言、また会見をされてゐるかというような情報については、私も外務省を通じて情報を収集してゐるところでございますが、これはもう委員の方が情報がいりわけでございますので、わかりましたら教えていただきたい。

ILOというのは、私が申すまでもなく、労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与すること、完全雇用、労使協調、社会保障の推進等を目的に設立された国際連合の専門機関の一つである。ILOは、国際機関として唯一の政労使の三者構成機関であるというところは、私も認識をしております。

私、ちよつと不十分な情報で恐縮なものでございますが、今回の公務員制度改革について、職員団体との話し合いが、数は多いけれども不十分だ、人事院の権限を縮小するのであれば労働基本権を付与すべきであるということ、大ざっぱではございますけれども、そのような論点で御主張されてゐるということも認識しております。

ただ、先ほど来お話をさせていただいておるうちに、いよいよ基本設計の後がこの公務員制度改革の具体的な案をつくつていく上で重要な時期であり、またポイントでもあるわけでございますので、今の段階で、どういう御趣旨で、なぜ、もういきなり、先ほど言ひましたように、唯一の政労使の三者が構成する機関に言はれてゐるのか。そうしますと、昭和になつて大きな制度設計をしていないから、やはり漠たる不安というものがあつたのかな、そういうふうな理解をしてゐるところでございます。

そして、先ほど、十分つき合つてというお話をさせていただきましたのは、あくまで、改革をとにもやるんだ、そういう前提があればとことんおつき合ひをさせていただくと改めて申し述べさせて

いただきたいと思ひます。

○中沢委員 もう時間が来ておりますが、私の聞くとところによりますと、六月十四日に大臣が労働団体の代表の皆さんとまたお会いをするという話を私は聞いています。やはり、回数ももちろん、たくさん会うということ、内容で言えば、平たく言えば陳情会じゃありませんので、これは大事ですよ、陳情会じゃありませんから、やはり公務員制度がどういふふうになるかというのは、これは死活問題ですから、もつと言へば、それは国家としても大事な問題ですから、それをまたしっかりわきまえてそれぞれ取り組んでいただきたい、そのことを指摘して、終わります。

○横路委員長 次に、内閣提出、参議院送付、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。村井国家公安委員会委員長。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○村井国務大臣 ただいま議題となりました風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における風俗環境の変化にかんがみ、店舗型電話異性紹介営業等を営む者に対する必要な規制を行うとともに、映像送信型風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を送信することを防止するための規定及び特定性風俗物品販売等営業を営む者に対する営業停止命令に関する規定の整備を行うほか、風俗営業の許可の欠格事由の見直しのための規定の整備を行うこと等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業、いわゆるテレホンクラブ営業の規制に関する規定の整備についてであります。その一は、これらの営業を営む者について、公安委員会に対する届け出を義務づけることと、広告宣伝の方法等に関し、現行の性風俗特殊営業を営む者に対するものと同様の規制を行うこととするものであります。その二は、これらの営業を営む者に対し、利用者が十八歳以上であることの確認措置を義務づけるものであります。その三は、これらの営業を営む者に対する公安委員会の行政処分についての規定を整備するものであります。

なお、現行の性風俗特殊営業という名称を性風俗関連特殊営業に改め、これに店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業を加えることとしております。

第二は、映像送信型風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を送信することを防止するための規定の整備についてであります。これは、映像送信型性風俗特殊営業、すなわち、ポルノ映像をインターネット等を用いて客に伝達する営業を営む者が児童ポルノ映像を送信することを防止するため、いわゆるプロバイダーの側に送信防止措置努力義務が生じる場合として、現行の映像送信型性風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像を記録したことを知ったときに、児童ポルノ映像を記録したことを知ったときを加えることとするものであります。

第三は、特定性風俗物品販売等営業を営む者に対する営業停止命令に関する規定の整備についてであります。

これは、特定性風俗物品販売等営業、すなわち、店舗を設けて性的好奇心をそそる物品を販売する営業で、この法律の規制対象に該当しないものを営む者等がわいせつ物頒布等の罪を犯した場合に、公安委員会が営業停止処分を命ずること

ができることとするものであります。

その他、風俗営業の許可等の欠格事由から精神病患者を削除するための規定の整備等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、風俗営業の許可等の欠格事由から精神病患者を削除するための規定の整備については公布の日から起算して一月を経過した日とし、映像送信型性風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を送信することを防止するための規定及び特定性風俗物品販売等営業を営む者に対する営業停止命令に関する規定の整備については公布の日から起算して三月を経過した日とし、その他の部分については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○横路委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十三日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

特殊法人等改革基本法案に対する修正案

特殊法人等改革基本法案の一部を次のように修正する。

第一条中「平成十八年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第三条を次のように改める。

（基本理念）

第三条 特殊法人等の改革は、各特殊法人等の組織及び事業について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、特殊法人等の事業とする必要性が失われ、又は減少しているものについてはできる限り民間にゆだね、

又は廃止し、その他のものについては独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）を活用し、又は政府が自ら行うこととするものとし、その事業運営の効率化を図ることを基本として行われるものとする。

第五条第二項第二号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。」を削る。

第六条に次の一項を加える。

2 政府は、特殊法人等整理合理化計画を実施するに当たっては、特殊法人等の職員の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるものとする。

第十三条中「（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）を削る。

附則第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

（特殊法人等の職員の報酬及び退職手当の適正化）

3 特殊法人等の職員の報酬及び退職手当については、一般職の国家公務員の給与及び退職手当との均衡に留意し、その適正化を図るために必要な措置が講ぜられるものとする。

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律

（国民の祝日に関する法律の一部改正）

第一条 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条海の日の項中「七月二十日」を「七月の第三月曜日」に改め、同条敬老の日の項中「九月十五日」を「九月の第三月曜日」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

（老人福祉法の一部改正）

（老人福祉法の一部改正）

（老人福祉法の一部改正）

（老人福祉法の一部改正）

第二条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(老人の日及び老人週間)

第五条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は九月十五日とし、老人週間は同日から同月二十一日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

附 則

この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

理 由

ゆとりのある国民生活の実現に資するため、海の日を七月の第三月曜日とし、敬老の日を九月の第三月曜日とするともに、国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深め、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「性風俗特殊営業等」を「性風俗関連特殊営業等」に、「第一節 性風俗特殊営業の規制」

第一類第一号

内閣委員会議録第十六号 平成十三年六月八日

を「第一節 性風俗関連特殊営業の規制」に、「第三款 映像送信型性風俗特殊営業の規制等」第三十一条の七―第三十一条の十一)を

第四款 映像送信型性風俗特殊営業の規制等(第三十

款 店舗型電話異性紹介営業の規制(第三十一条

款 無店舗型電話異性紹介営業の規制(第三十一

条の七―第三十一条の十一)に、「第三節

条の十七―第三十一条の二十二)を

「第三節 興行場営業の規制(第三十五条)」を

「第四節 特定性風俗物品販売等営業の規制(第三十五条の

二)に、「第四節」を「第五節」に、「第三十五

条の二―第三十五条の三)を「第三十五条の三

第三十五条の四)に改める。

第一条中「性風俗特殊営業等」を「性風俗関連特殊営業等」に改める。

第二条第五項中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に、「及び映像送信型性風俗特

殊営業」を「映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営

業」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。次項において同じ)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものと

し、音声によるものに限る。以下同じ)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせ

た他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む)をいう。

10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く)をいう。

第四条第一項第四号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第十八条の二第二項中「第三十五条の二)を「第三十五条の三)に改める。

「第四章 性風俗特殊営業等の規制」を「第四章 性風俗関連特殊営業等の規制」に改める。

「第一節 性風俗特殊営業の規制」を「第一節 性風俗関連特殊営業の規制」に改める。

第三十一条の四第二項中「この項」の下に「及び第三十一条の十九第二項」を加える。

第三十一条の八第五項中「わいせつな映像」の下に「又は児童ポルノ映像(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第二条第三項各号に規定する児童の姿態に該当するものの映像をいう。次条第二項において同じ)」を加える。

第三十一条の九第二項中「わいせつな映像」の下に「又は児童ポルノ映像」を加える。

第四章第一節第三款の次に次の二款を加える。

第四款 店舗型電話異性紹介営業の規制

(営業等の届出)

第三十一条の十二 店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 第二条第九項に規定する電気通信設備を識別するための電話番号

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第二十七条第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第三号を除く。）」とあるのは、「第三十一条の十二第一項各号」と読み替えるものとする。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)

第三十一条の十三 第二十八条第一項から第九項までの規定は、店舗型電話異性紹介営業について準用する。この場合において、同条第三項中「前条第一項」とあるのは「第三十一条の十二第一項」と、同条第四項中「店舗型性風俗特殊営業(第一条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、同条第七項中「前条第一項」とあるのは「第三十一条の十二第一項」と、同条第八項中「ならない旨」とあるのは「ならない旨及び十八歳未満の者が第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨」と読み替えるものとする。

2 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に関し客引きをすること。

二 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

三 十八歳未満の従業者を第二条第九項の規定によりその機会を提供する会話の当事者にする

こと。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

六 十八歳未満の者からの第二条第九項に規定する会話の申込みを取り次ぐこと。

3 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、第二条

第九項に規定する会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置であつて国家公安委員会規則で定めるものを講じておかなければならない。

(指示)

第三十一条の十四 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定(前条第一項において準用する第二十八条第一項の規定又は前条第一項において準用する第二十八条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。)に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることが出来る。

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關しこの法律に規定する罪(第四十九条第三項第七号及び第八号の罪を除く。)、刑法第二百七十四条、第二百七十五条若しくは第二百八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に當たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者が第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項の規定又は第三十一条の十三第一項において準

用する第二十八条第二項の規定に基づく条例の規定により店舗型電話異性紹介営業を営んでいないこととされる区域又は地域において店舗型電話異性紹介営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることが出来る。

第三十一条の十六 公安委員会は、前条第一項の規定により店舗型電話異性紹介営業の停止を命じたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

2 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定により標章をはり付けられた施設について、標章を取り除くべきことを申請することが出来る。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

第五款 無店舗型電話異性紹介営業の規制

第三十一条の十七 無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が二以上ある場合に於ては、それら全部の呼称)

三 事務所の所在地

四 第二条第十項に規定する電気通信設備を識別するための電話番号

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

一 当該施設を当該店舗型電話異性紹介営業の用以外の用に供しようとするとき。

二 当該施設を取り壊そうとするとき。

三 当該施設を増築し、又は改築しようとする場合であつて、やむを得ないと認められる理由があるとき。

2 第三十一条の二第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第六号を除く。)」とあるのは、「第三十一条の十七第一項各号」と読み替へるものとする。

(街頭における広告及び宣伝の規制等)

第三十一条の十八 第二十八条第五項、第七項及び第八項の規定は、無店舗型電話異性紹介営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項第一号イ中「第一項」とあるのは「第三十一条の十三第一項において準用する第一項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の十三第一項において準用する第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の十八第一項において準用する第五項第一号」と、「関する第一項」とあるのは「関する第三十一条の十三第一項において準用する第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第三十一条の十七第一項」と、同条第八項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは

3 第一項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る店舗型電話異性紹介営業を営む者から当該施設を買い受けた者その他当該施設の使用について権原を有する第三者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することが出来る。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、前条第一項において準用する第二十八条第五項第一号の規定に違反した場合において、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることが出来る。

4 何人も、第一項の規定によりはり付けられた標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、当該施設に係る前条第一項の命令の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、前条第一項において準用する第二十八条第五項第一号の規定に違反した場合において、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該違反行為がはり紙、はり札又は立看板を前条第一項において準用する同号イに掲げる区域において表示することであるときは、当該違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会は、当該違反行為に係るはり紙、はり札又は立

「第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけて」と読み替へるものとする。

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 十八歳未満の従業者を第二条第十項の規定によりその機会を提供する会話の当事者にする。

二 十八歳未満の者からの第二条第十項に規定する会話の申込みを取り次ぎ、又は同項に規定する会話の申込みを十八歳未満の者に取り次ぐこと。

3 無店舗型電話異性紹介営業を営む者は、第二条第十項に規定する会話の申込みをした者及び同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が十八歳以上であることを確認するための措置であつて国家公安委員会規則で定めるものを講じておかなければならない。

(指示等)

第三十一条の十九 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることが出来る。

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、前条第一項において準用する第二十八条第五項第一号の規定に違反した場合において、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該違反行為がはり紙、はり札又は立看板を前条第一項において準用する同号イに掲げる区域において表示することであるときは、当該違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会は、当該違反行為に係るはり紙、はり札又は立

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、前条第一項において準用する第二十八条第五項第一号の規定に違反した場合において、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該違反行為がはり紙、はり札又は立看板を前条第一項において準用する同号イに掲げる区域において表示することであるときは、当該違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会は、当該違反行為に係るはり紙、はり札又は立

て、これらの規定による処分をすることができないものとする。

「第三十五条の二、第三十五条の四第二項」に改

める。

第四十一条の第三項第一号中「第三十一条の七第二項」の下に「及び第三十一条の十七第二項」を加え、「若しくは同条第一項」を「第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項」に改め、同項第二号中「第三十一条の十一第二項」の下に「第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項」を加え、「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同条第二項中「映像送信型性風俗特殊営業」の下に「、無店舗型電話異性紹介営業」を加える。

第四十九条第一項第四号中「第三十一条の六第二項第二号」の下に「第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号」を加え、「又は第三十五条の三第二項」を「第三十五条の二又は第三十五条の四第二項」に改め、同条第三項第七号中「第二十八条第一項」の

下に「(第三十一条の十三第一項において準用す

る場合を含む。」を加え、同項第八号中「第二十八條第二項」の下に「(第三十一條の十三第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同項に次の二号を加える。

十二 第三十一條の十三第二項第一号から第五号までの規定に違反した者

十三 第三十一條の十八第二項第一号の規定に違反した者

第四十九條第四項中「又は第三十一條の三第二項第一号」を「第三十一條の三第二項第一号、第三十一條の十三第二項第二号若しくは第三号又

は第三十一條の十八第二項第一号」に改め、同条第五項第六号中「若しくは第三十一條の七第一項」を、「第三十一條の七第一項、第三十一條の十二第二項若しくは第三十一條の十七第一項」に改め、「第三十一條の七第一項」の下に「第三十一條の十二第一項、第三十一條の十七第一項」を加え、同条第六項第六号中「若しくは第三

十一條の二第二項(第三十一條の七第二項)を「(第三十一條の十二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。若しくは第三十一條の二第二項(第三十一條の七第二項及び第三十一條の十七第二項)に改め、同項第七号中「第三十一條第四項」の下に「又は第三十一條の十六第四項」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四條第一項第四号の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 目次の改正規定(第三節 興行場営業の規制(第三十五條)、「第四節」及び「第三十五條の二・第三十五條の三」を改める部分に限る。)、第十八條の二第二項、第三十一條の八第五項及び第三十一條の九第二項の改正規定、第四章第四節中第三十五條の三を第三十五條の四とする改正規定、第三十五條の二を第三十五條の三とする改正規定、第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に一節を加える改正規定、第三十八條第二項の改正規定(「興行場営業」の下に「特定性風俗物品販売等営業」を加える部分に限る。)、第四十一條の改正規定(若しくは第三十五條)及び「第三十五條の三第二項」を改める部分に限る。、第四十一條の三第一項第二号の改正規定(「第三十五條の三第一項」を改める部分に限る。並びに第四十九條第一項第四号の改正規定(又は第三十五條の三第二項)を改める部分に限る。 公布の日から起算して三月を経過した日

(店舖型電話異性紹介営業等の届出に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

平成十三年六月二十五日印刷

(以下「新法」という。第二條第九項に規定する店舖型電話異性紹介営業(以下単に「店舖型電話異性紹介営業」という。)に該当する営業を営んでいる者については、この法律の施行の日から一月を経過する日(その日以前に新法第三十一條の十二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日)までの間は、同項及び新法第三十一條の十三第一項において準用する新法第二十八條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する者がこの法律の施行の日から一月を経過する日までの間に当該営業について新法第三十一條の十二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合においては、当該届出書に係る店舖型電話異性紹介営業を営んでいる者は、新法第三十一條の十三第一項において準用する新法第二十八條第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第三十一條の十二第一項の届出書を提出して当該店舖型電話異性紹介営業を営んでいる者とみなす。

3 この法律の施行の際現に新法第二條第十項に規定する無店舖型電話異性紹介営業(以下単に「無店舖型電話異性紹介営業」という。)に該当する営業を営んでいる者の当該営業に対する新法第三十一條の十七第一項の規定の適用については、同項中「事務所」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第号)の施行の日から一月を経過する日まで(条例との関係)

第三條 地方公共団体の条例の規定であつて、店舖型電話異性紹介営業若しくは無店舖型電話異性紹介営業に該当する営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に関し行つた行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。この場

平成十三年六月二十六日発行

合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正)

第四條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項第四号の三中「及び同条第六項の店舖型性風俗特殊営業」を、「同条第六項の店舖型性風俗特殊営業及び同条第九項の店舖型電話異性紹介営業」に改める。

理由

最近における風俗環境の変化にかんがみ、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、店舖型電話異性紹介営業等を営む者に対し電話による会話の申込みをした者が十八歳以上であることの確認の義務付けその他の必要な規制を行うとともに、映像送信型性風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を送信することを防止するための規定及び特定性風俗物品販売等営業を営む者に対する営業停止命令に関する規定の整備を行うほか、精神病者に係る風俗営業の許可の欠格事由の見直しのための規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局